

男女平等参画社会実現のための
第四次板橋区行動計画

いたばしアクティブプラン

平成23年度実施状況報告書

平成24年12月

板 橋 区

はじめに

板橋区では、平成15（2003）年に、男女平等参画社会実現に向け板橋区男女平等参画基本条例（以下「条例」という。）を制定しました。この条例では、5つの基本理念を定め、区、区民、事業者・民間団体それぞれの責務を明らかにするとともに男女平等参画社会実現のための行動計画の策定を義務付けています。

区では、この条例に基づき、男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画〔計画期間：平成23年度～27年度〕（以下「第四次行動計画」という。）を策定し、男女平等参画に関する施策を総合的、計画的に推進しています。

本書は、条例第8条に基づく実施状況報告書として作成したもので、次の内容で構成されています。

- 1 平成23年度第四次行動計画実施状況報告書
（板橋区男女平等参画推進本部での評価結果）

- 2 板橋区男女平等参画審議会答申
 - ・第四次行動計画いたばしアクティブプランの平成23年度実施結果に関する評価について
（板橋区男女平等参画審議会での評価結果）

目次

1. 実施状況報告書

1-1 計画の概要.....	1
1-2 計画の体系.....	2
1-3 評価の目的・対象.....	4
1-4 評価の種類・方法・流れ.....	4
1-5 評価結果.....	8
1-6 男女平等参画推進本部による評価（平成23年度）.....	10
1-7 板橋区における男女平等参画の推進.....	19
1-8 めざす姿ごとの成果指標一覧.....	22
1-9 板橋区特定事業主行動計画の着実な推進.....	25

2. 板橋区男女平等参画審議会答申

2-1 板橋区男女平等参画審議会答申.....	29
-------------------------	----

3. 参考資料

資料1 第四次板橋区行動計画一次評価表（平成23年度評価）.....	85
資料2 第四次行動計画事業等一覧.....	133
資料3 委員会・審議会等における女性の参画状況.....	147

1. 実施状況報告書

1-1 計画の概要

(1) 計画の目的

平成15（2003）年に制定した「板橋区男女平等参画基本条例」に基づき、男女平等参画社会の実現に向けて総合的かつ計画的に施策を推進するために策定したものです。

(2) 計画の性格

男女共同参画社会基本法に定める「市町村男女共同参画計画」に該当するものであると同時に、板橋区男女平等参画基本条例に規定する行動計画であり、「男女平等参画社会実現のための第三次板橋区行動計画いたばしアクティブプラン」を継承、発展させるものです。

また、めざす姿4の課題13～18及び施策の方向19)～25)を「板橋区配偶者暴力防止基本計画」として位置付けました。

(3) 計画の期間

平成23（2011）年度から平成27（2015）年度までの5か年

(4) 計画の理念（板橋区男女平等参画基本条例第3条）

すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮し、ともに住みよいまちをつくる男女平等参画社会の実現をめざして、板橋区男女平等参画基本条例に規定する5つの基本理念に基づき、男女平等参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

- ①人権の尊重
- ②個性や能力の発揮
- ③活動方針を決定する過程への参画
- ④多様な生き方の選択
- ⑤家庭生活と社会活動の両立

(5) 計画の実施における重要な視点

行動計画の事業・施策を実施するにあたっては、第三次板橋区行動計画策定後の経済社会の変化や、国・東京都などの動き、区民・事業者等の意識、第三次板橋区行動計画の進捗状況などを踏まえ、以下を重要な視点と位置付けました。

- ①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ②配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の充実
- ③生活困難を抱える人々への対応

(6) めざす姿（目標）

第四次行動計画では、板橋区がめざす男女平等参画社会の姿を、次の4つの“めざす姿”として表現し、目標としました。

- ①「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
- ②生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
- ③男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
- ④男女の平等と人権が尊重される社会

1-2 計画の体系



施策の方向

1 男女平等意識の普及・啓発

2 男女平等推進センター スクエア・I（あい）の機能充実・活性化

3 学校、幼稚園、保育園等における男女平等意識の形成

4 教育に携わる者の男女平等意識の向上

5 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

6 男女の均等な機会と待遇の確保促進

7 多様な能力の発揮を可能にするための支援

8 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり

9 高齢者の安心した生活に向けた支援

10 生涯を通じた男女の健康づくり支援

11 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

12 ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備

13 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業・事業所を社会的に評価する仕組み構築

14 多様なライフスタイルに対応した子育て支援

15 子育てに関する相談支援

16 高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実

17 男女が協力して家事・育児・介護等を担うための支援

18 地域活動への参画促進

19 女性に対する暴力の防止に向けた啓発の推進

20 早期発見へ向けた仕組みづくり

21 DV相談体制の強化・充実

22 DV被害者の一時保護

23 自立生活再建のための支援体制

24 関係機関等との連携推進

25 相談等に関わる人材の育成

26 性別等に基づく人権侵害の防止

27 メディアへの対応

点線内は、板橋区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」に該当する範囲を示します。

1-3 評価の目的・対象

(1) 評価の目的

板橋区男女平等参画基本条例第8条で定める行動計画において、区が取り組むべき施策・事業等について各課が自己評価（一次評価）を行うとともに、第三者評価機関である板橋区男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）が実施結果に関する評価（外部評価）を行います。また、これらの評価結果を踏まえて、男女平等参画推進本部が総合的に評価（二次評価）を行います。

審議会が、第三者の視点による「外部評価」による点検を行い、板橋区が改善検討した結果を次年度以降に反映させていくことで、計画事業（取組）の適切な進行管理を行います。

(2) 評価の対象

第四次行動計画（平成23年度～27年度）の平成23年度の実施結果を評価します。

1-4 評価の種類・方法・流れ

(1) 評価の種類と評価評語

第四次行動計画の推進体制の充実を図るために、下記の①～③により3段階の評価を実施します。

①一次評価（所管課による自己評価）

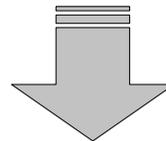
- 「第四次行動計画一次評価表（平成23年度評価）」により所管課が「取組」ごとに自己評価を行います。
- 「取組」の自己評価について、事務局が「施策の方向」「課題」ごとに、ポイントによる集計を行います。【答申参考資料 P69を参照】

評価評語

【自己評価】

評価評語	定義
A	順調
B	改善
C	不十分

※中間層を表すBは僅差を明確にするため3段階（B+、B、B-）とし、AからCまでの5段階で評価結果を表します。



【「施策の方向」ごとのポイント評価】

評価評語	定義
A	各取組は施策の方向に合致し、進捗している。
B+	各取組は施策の方向に概ね合致し、進捗しているが、さらなる拡充が求められる。
B	各取組は施策の方向にほぼ合致し、進捗している。
B-	各取組は施策の方向にほぼ合致し、進捗しているが、さらなる改善が求められる。
C	各取組は施策の方向に合致して進捗しておらず、不十分である。

【「課題」ごとのポイント評価】

評価評語	定義
A	課題解決に向けて、進捗している。
B+	課題解決に向けて、概ね進捗しているが、さらなる拡充が求められる。
B	課題解決に向けて、ほぼ進捗している。
B-	課題解決に向けて、さらなる改善が求められる。
C	課題の解決に向けて、進捗しておらず、不十分である。

②外部評価（審議会による評価）

一次評価の結果やヒアリング等を踏まえ、審議会が「課題」「めざす姿」の評価を行います。「課題の評価」及び「めざす姿の評価」は、審議会の審議を経て、最終評価に達したものとします。

・「課題の評価」

評価は、最終的には「めざす姿」としてどうであったかを検証しつつ、具体的には「めざす姿」を構成する「課題」ごとに行います。

「課題」は、いくつかの「施策の方向」から、また「施策の方向」はいくつかの「取組」から構成されており、そして「取組」には、具体的な内容や方策、事業などが示されています。

・「めざす姿の評価」

「課題」ごとに評価を行ったうえで、「めざす姿」の評価を行います。

評価評語

【外部評価】

評価評語	定義
A	課題解決(めざす姿の達成)に向けて良好である。
B+	課題解決(めざす姿の達成)に向けて概ね良好であるが、さらなる拡充を求める。
B	課題解決(めざす姿の達成)に向けてほぼ良好であるが、さらなる改善を求める。
B-	課題解決(めざす姿の達成)に向けて、さらなる改善を求める。
C	課題解決(めざす姿の達成)につながっておらず、不十分である。

③二次評価（男女平等参画推進本部による評価）

- 一次評価と外部評価の結果から、男女平等参画推進本部が「課題の評価」及び「めざす姿の評価」を行います。評価結果は、公表するとともに、次年度以降に反映し、PDCAサイクルを機能させていきます。

評価評語

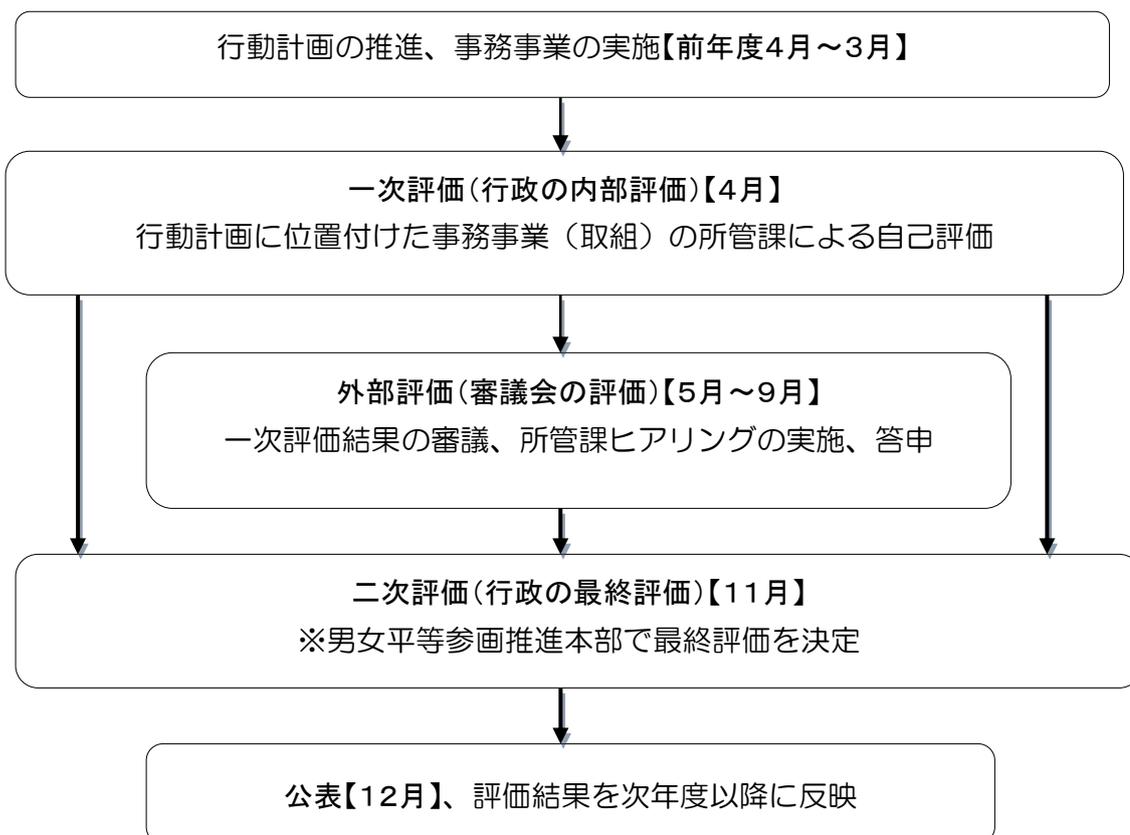
【二次評価】

評価評語	定義
A	課題解決(めざす姿の達成)に向けて進捗している。
B+	課題解決(めざす姿の達成)に向けて概ね進捗しているが、さらなる拡充が求められる。
B	課題解決(めざす姿の達成)に向けてほぼ進捗している。
B-	課題解決(めざす姿の達成)に向けて、さらなる改善が求められる。
C	課題解決(めざす姿の達成)につながっておらず、不十分である。

(2) その他

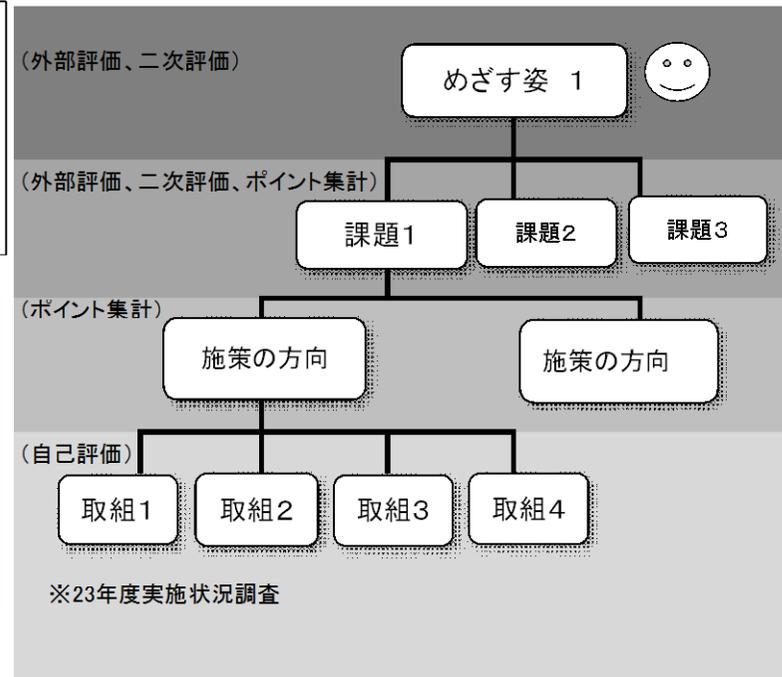
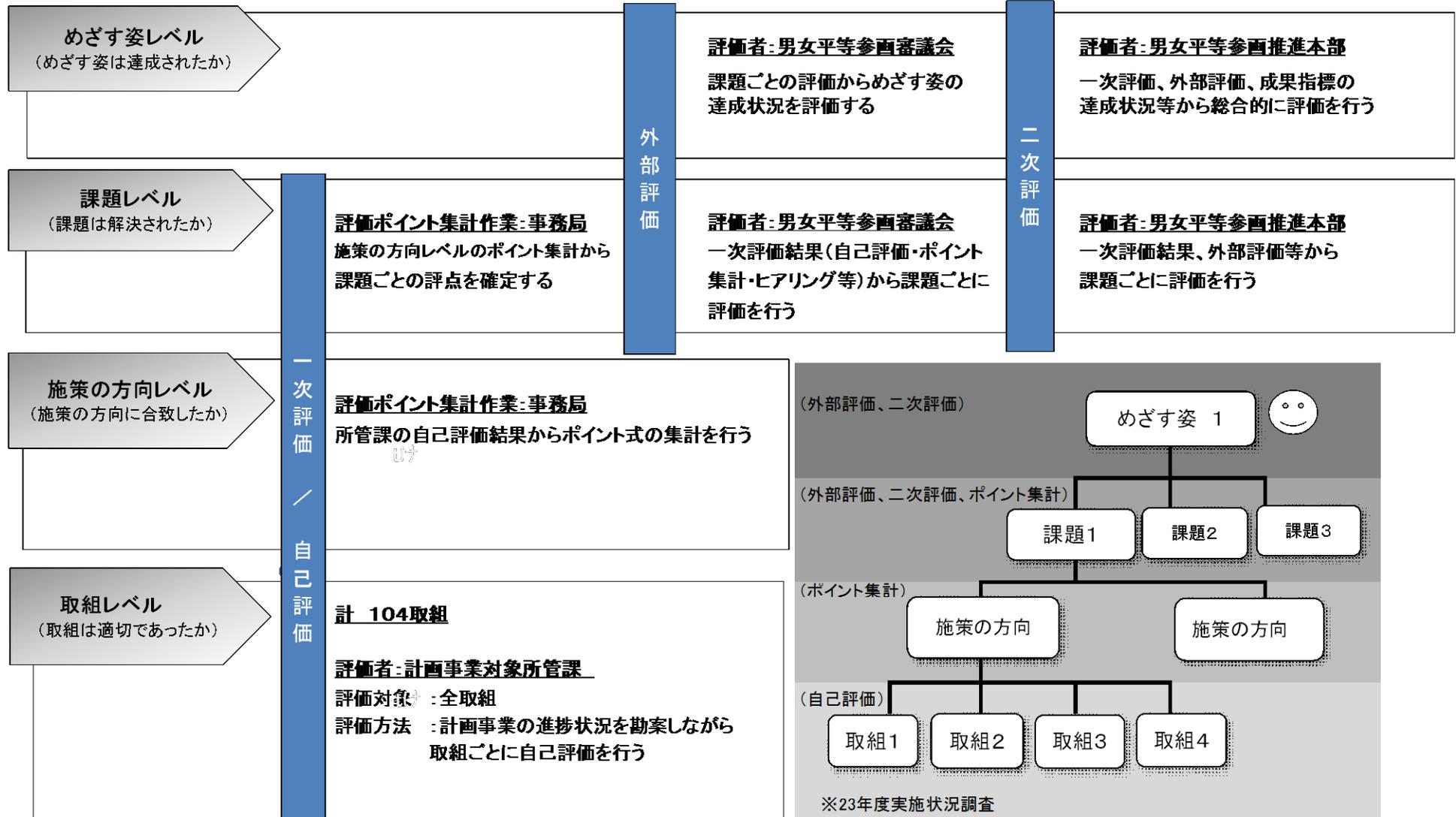
- 「成果指標」は、平成23年度実績により、把握が可能な指標のみ点検を行います。
- 板橋区における男女平等の推進について「男女平等に対する配慮度の点検シート（全課共通事項）」により事業等のチェックと区職員の意識改革について点検を行います。

(3) 評価の体制について



※男女平等参画推進本部：男女平等参画施策を総合的に企画し、進行管理、実施結果の評価並びに調整を実施。区長主宰のもとに、副区長、教育長、保健所長、会計管理者、教育員会事務局次長、選挙管理委員会事務局次長、常勤の監査委員、監査委員事務局次長、区議会事務局次長及び板橋区組織規則に定める部長をもって構成

第四次板橋区行動計画 平成23年度実施結果に関する評価の構成



1-5 評価結果

(1) 一次評価結果の集計

所管課による自己評価では、104の「取組」を評価し、その結果を「施策の方向」「課題」ごとに集計を行いました。

一次評価の結果は以下のとおりです。

(単位：①取組数、②施策の方向数、③課題数)

評価評語	③課題／ポイント集計		
	②施策の方向／ポイント集計		
	①取組(自己評価)		
A	88(84. 6%)	20(74. 1%)	12(63. 2%)
B+		5(18. 5%)	3(15. 8%)
B	13(12. 5%)	1(3. 7%)	4(21. 0%)
B-		1(3. 7%)	0(0. 0%)
C	3(2. 9%)	0(0. 0%)	0(0. 0%)
計	104(100. 0%)	27(100. 0%)	19(100. 0%)

(2) 外部評価結果の集計

男女平等参画審議会による外部評価では、19の「課題」と4つの「めざす姿」を評価しました。その結果は以下のとおりです。

(単位：③課題数、④めざす姿数)

評価評語	④めざす姿	
	③課題	
A	4(21. 1%)	0(0. 0%)
B+	6(31. 6%)	2(50. 0%)
B	5(26. 3%)	2(50. 0%)
B-	2(10. 5%)	0(0. 0%)
C	2(10. 5%)	0(0. 0%)
計	19(100. 0%)	4(100. 0%)

結果としては「課題」の7割程度が「B」レベル、「めざす姿」では4つ全てが「B」レベルとなりました。

(3) 二次評価結果の集計

男女平等参画推進本部による二次評価では、19の「課題」と4つの「めざす姿」を評価しました。その結果は以下のとおりです。

(単位：③課題数、④めざす姿数)

評価評語	④めざす姿	
	③課題	
A	4(21. 1%)	0(0. 0%)
B+	10(52. 6%)	2(50. 0%)
B	3(15. 8%)	2(50. 0%)
B-	0(0. 0%)	0(0. 0%)
C	2(10. 5%)	0(0. 0%)
計	19(100. 0%)	4(100. 0%)

一次評価・外部評価の結果を踏まえ、「めざす姿」「課題」ごとに平成23年度の成果について分析を行うとともに今後の方向について示します。

二次評価を実施した結果は、次頁1-6のとおりです。

1-6 男女平等参画推進本部による評価(平成23年度)

めざす姿 1	「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会	外部評価	二次評価
		B	B
めざす姿1の成果と今後の方向			
<p>【外部評価(審議会による評価)の概要】 女性リーダーの育成と活用の取組の評価が低かったことが今後の課題の方向性を示しています。まず、地域・職場での男女の扱いに差がないか点検し、そこから意識改革を図っていかなければなりません。待遇に男女差がなくなれば女性も力を発揮できるようになり、やがては管理職・意思決定機関にも多くの女性が加わる道が整えられていきます。</p> <p>【二次評価(区の最終評価)】 「課題3」の「政策・方針決定過程等における女性の参画促進」の取組は、「めざす姿1」の3つの課題の中で中核とも言えます。審議会委員への女性の参画促進については、女性委員が「0」のものを解消していきます。また、女性リーダーの育成・活用等についても、実質的に男女平等が確保されるよう、関係機関に女性の参画を推進するよう働きかけていきます。なお、本課題の解決には、固定的役割分担にとらわれない意識づくりを推進することが重要であるため、特に男女社会参画課はリーダーシップを発揮し、啓発や支援、情報発信方法等を工夫・改善し、課題の解決に向け、各方面に積極的な働きかけを行っています。</p>			
課題1 行動に結びつく男女平等の意識づくり		一次評価	外部評価
		A	B+
二次評価		B+	
成果と今後の方向			
<p>【外部評価(審議会による評価)の概要】 条例の基本理念は女子差別撤廃条約に比べ抽象的で分かりにくい点があるため、条例を提示するだけでは効果は薄く、伝える内容にも創意工夫が必要です。普及・啓発のために、大学や町連、商連、産連との協働は意図としては適切ですが、所管課では反省点があると自己評価しています。公募区民が実行委員や編集委員となって企画・運営に参加することは、参画の趣旨を十二分に発揮しており、登録団体への支援の取組も評価できます。全体的に概ね良好な取組がなされているとの印象がありますが、DV専門相談において関係機関との連携が不備であったことは大きなマイナス点で、専門家との連携を重視し、早急に相談体制を充実していく必要があります。</p> <p>【二次評価(区の最終評価)】 普及・啓発については様々な場所で普及・啓発活動を行うなど、概ね良好に取組が行われていますが、より効果的に普及・啓発をしていくために、ツイッター等の新しい情報ツールを活用するなど方策の見直しの検討や改善をしていきます。また、男女平等推進センターは、引き続き区民との協働を推進するとともに、相談体制については区民ニーズの把握に努め、関係機関との連携を強める方向で整備・充実していきます。</p>			

課題2	学校等における男女平等教育・学習の充実	一次評価	外部評価	二次評価
		A	B	B+
施策の方向(3)	学校、幼稚園、保育園等における男女平等意識の形成			
取組9	生徒、児童、園児等の男女平等意識の向上[指導室、保育サービス課]			
施策の方向(4)	教育に携わる者の男女平等意識の向上			
取組10	教職員等へ向けた意識啓発の促進[指導室、保育サービス課、子ども政策課]			

成果と今後の方向

【外部評価(審議会による評価)の概要】

小・中学校の男女混合名簿は著しい進展が見られて大変評価できますが、混合名簿の解決で良しとせず、校内生活の中で、何気なく或いは意図的に行われている差別がないかに注意すべきでしょう。男女平等参画の観点から、クラス運営等において、実行に至るプロセスに男女の別なく平等に参画するよう積極的指導が望まれます。また、年間指導計画の中での男女平等教育に関連する授業数については更なる検討が必要です。保育職員は、男女の固定観念で物事等を見ないことを意識して取り組んでいます。個性化にも配慮して推進してください。また、児童館・学童クラブは、今後も父母(法定保護者)がともに児童の養育についての責任を遂行することに留意した子育て支援に取り組んでください。

【二次評価(区の最終評価)】

男女混合名簿は特に中学校で著しく進展が見られました。職員研修も人権教育研究協議会への出席が教職員の80%以上が参加するなど順調に行われており、保育園においても毎年ジェンダー研修を実施し、職場の点検見直しの参考にするなどの取組や、日常の保育においても男女平等や子どもの人格尊重を念頭に保育しているため「B+」評価としました。今後も、学校教育や幼児教育の中での男女平等教育や教職員等の研修において、男女の人権を尊重し男女平等に関する正しい理解が得られるよう、意識の向上と啓発を推進していきます。

課題3	政策・方針決定過程等における女性の参画促進	一次評価	外部評価	二次評価
		B	C	C
施策の方向(5)	政策・方針決定過程等への女性の参画拡大			
取組11	審議会委員等への女性の参画促進[男女社会参画課、総務課]			
取組12	区民の区政参加・意見反映機会の充実[広聴広報課]			
取組13	女性リーダーの育成と活用[男女社会参画課、地域振興課、産業振興課]			

成果と今後の方向

【外部評価(審議会による評価)の概要】

本課題は、めざす姿1の中核だけでなく、男女平等参画推進の中核でもあり、極めて重要です。審議会委員等の女性の比率は微増で、目標に向けてはクォーター制等の工夫が求められます。条例第9条を遵守し、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を講じることを望みます。区民モニターは参画型の企画で評価できますが、モニターの意見が区の施策や行政に着実に反映していく仕組みが確立しない限り「参加」であっても「参画」とは言えないのではないかとこの危惧もあります。また、「区民と区長との懇談会」も大変良い取組ですが、区民が区政に主体的に「参画」という意味ではまだ十分とは評価できません。女性リーダーの育成に寄与する講座は今後の展開が大いに期待できますが、参画をより習得するための改善を願います。また、町会・自治会は任意団体ですが、地域コミュニティの活性化や福祉の向上を担う重要な組織です。産業団体も女性役員が輩出されれば産業振興の点で有利となりますので、改善や積極的な働きかけを期待します。

【二次評価(区の最終評価)】

審議会委員等への女性の参画率の向上については、少しずつ成果は上がっていますが、第四次行動計画及び板橋区基本計画に示す「2015年40%」の達成のためには、女性委員が「0」のものを解消し、推薦依頼の段階から女性委員の積極的登用を促していくなど、区役所全体での取組を強化していきます。また、地域における女性の参画促進については、地域や団体が主体的に決定しているため区からの強制はできませんが、「女性の能力発揮がそれぞれの団体等や地域活性化に不可欠である」という認識を共有できるよう、啓発方法を工夫し働きかけていきます。

めざす姿2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会	外部評価	二次評価
		B+	B+

めざす姿2の成果と今後の方向

【外部評価(審議会による評価)の概要】

「働く場における男女平等参画の推進」が「B-」、「さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり」が「B」で、区民の立場に立てば、就業するうえでの職場環境はまだ改善の余地があり、より積極的な取組が必要です。また、ひとり親の立場からは住みやすく生活しやすい環境になっておらず、行政への改善の期待が強いということです。一方で、高齢者対策は一部改善すべき点があるとしても順調で、「生涯にわたる心と体の健康支援」の取組は区民への健康支援の観点から信頼度が高く「A」と評価できます。

【二次評価(区の最終評価)】

「働く場における男女平等参画の推進」や「さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり」など就労支援に関しては、所管課が認識している以上に一層の努力が求められていると言えます。今後も、男女の機会均等と女性の待遇改善に向け、関係各課及び関係機関との連携を強化し、効果的に企業・事業者へ普及・啓発を行うとともに、就労を望む人が等しく雇用等に関する情報を得られる環境づくりを進めていきます。一方で、「高齢期に安心して生活できる環境づくり」「生涯にわたる心とからだの健康支援」は、評価も高く順調に進捗しています。引き続き、区民ニーズの把握に努めるとともに、実効性のある取組を推進していきます。

課題4	働く場における男女平等参画の推進	一次評価	外部評価	二次評価
		B+	B-	B
施策の方向(6)	男女の均等な機会と待遇の確保促進			
取組14	企業・事業所への普及・啓発[男女社会参画課、産業振興課]			
施策の方向(7)	多様な能力の発揮を可能にするための支援			
取組15	若者の自立に向けた支援[男女社会参画課]			
取組16	女性の就職・再就職に向けた支援[男女社会参画課、産業振興課]			
取組17	女性の起業に向けた支援[男女社会参画課、産業振興課]			
取組18	就労に関する相談の充実[男女社会参画課、産業振興課]			

成果と今後の方向

【外部評価(審議会による評価)の概要】

企業・事業所への男女雇用機会均等法の普及・啓発は、資料配布だけでは説得力がなく、何らかの方法で事業主を直接説得しメリットを提示することも必要であり、十分な対応ではありません。若者の自立支援も準備不足で検討に至らなかったとしており、今後の取組を期待します。女性の就職・再就職の各種セミナーは今後も質的・量的にも拡充を望みます。起業塾は歴史もあり大変良い試みですが、数を把握しておらず改善を求めます。なお、キャリアカウンセリングは利用者も多く、満足度が高い結果で、今後も一層の充実を望みます。

【二次評価(区の最終評価)】

就労に関する講座は受講者数も多く、カウンセリングも満足度が高いなど就労支援は順調に行われています。一方で、若者の自立に向けた支援については具体的な方策がなされていない結果となったため「B」評価としました。今後も働く場における男女平等参画を推進するために、関係機関との連携強化や事業の実施時期の検討等、効果的な実施に向けて工夫をしていきます。また、企業・事業所へ向けた普及・啓発については、審議会の指摘を踏まえ、ポジティブ・アクションに取り組む企業を側面から支援していく方策を検討していきます。

課題5	さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり	一次評価	外部評価	二次評価
		A	B	B+
施策の方向(8)		ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり		
	取組19	自立に向けた就労支援[男女社会参画課、福祉事務所、障がい者福祉課]		
	取組20	経済の安定に向けた支援 [子ども政策課、福祉部管理課]		
	取組21	生活の安定に向けた支援 [子ども政策課、福祉事務所、障がい者福祉課、住宅政策課、文化・国際交流課、健康推進課]		
成果と今後の方向				
【外部評価(審議会による評価)の概要】				
<p>「再就職支援セミナー」で受講料無料の福祉枠は良い取組ですが、福祉事務所との連携不足により実績が1名であったのは、より積極的な対応ができなかったか残念です。福祉事務所の自立支援訓練費助成事業は、資格を取得し就労を開始したものが8割近くあったなど効果のある取組です。障がい者支援も自立支援の試みをしており、今後の更なる展開を望みます。貸付援助は返済が始まると返済が負担となり返済が滞るなど問題点の指摘は正しいものですが、ただちに貸付額の低額化としないよう精査するなど人道的な方向での改善を求めます。総合相談は、他の窓口との連携強化、フォローアップの専門化など、より適切な支援へ向けて改善の効果を期待します。なお、外国人への支援対策は順調に推進されていますが、より相手の立場に立った細かい工夫を望みます。</p>				
【二次評価(区の最終評価)】				
<p>ひとり親家庭への生活の安定に向け、ヘルパー派遣や情報提供など各所管の支援は概ね順調に実施されているため「B+」と評価しました。一方で、再就職支援セミナーの福祉枠や資金貸付の返済困難者への対応、総合相談での支援体制が課題となっています。今後も、ひとり親家庭が自立に向け安心して生活するために、生活安定のための情報提供については、発信方法や伝え方を工夫・検討するとともに、問題解決に向けた相談体制の充実を図っていきます。また、再就職支援セミナーについても、参加者が増えるよう連携方法を見直します。</p>				
課題6	高齢期に安心して生活できる環境づくり	一次評価	外部評価	二次評価
		A	A	A
施策の方向(9)		高齢者の安心した生活に向けた支援		
	取組22	高齢者の就労に向けた支援 [生きがい推進課]		
	取組23	生活サポート体制の充実 [おとしより保健福祉センター、福祉事務所、住宅政策課、健康推進課]		
	取組24	地域社会への参画支援 [生きがい推進課、子ども政策課]		
成果と今後の方向				
【外部評価(審議会による評価)の概要】				
<p>高齢者の就労に向けた支援は引き続きニーズに合った求人開拓の努力を継続するように求めます。高齢女性の特別な就労支援は逆差別ではないことに配慮し、今後も関係機関と連携しながら推進してください。高齢者の相談と支援は順調に展開していますが、センシティブな対応を今後も心がけてください。また、介護食については講座に行く時間の無い介護者に、訪問栄養指導のようなプログラムを検討してください。なお、子どもと高齢者のふれあい事業は、世代間のつながりが弱く孤立しがちな高齢者と子ども双方にとって相乗効果をもたらすことが期待されます。</p>				
【二次評価(区による最終評価)】				
<p>講座の開催や地域における場の提供など、高齢者施策に関しては順調に進捗しています。今後も、高齢者が地域社会で安心して生活ができるよう、地域での高齢者の交流の場の提供や相談体制を充実していきます。</p>				
課題7	生涯にわたる心とからだの健康支援	一次評価	外部評価	二次評価
		A	A	A
施策の方向(10)		生涯を通じた男女の健康づくり支援		
	取組25	生涯を通じた健康づくり支援 [健康推進課]		
	取組26	女性の健康づくり支援 [健康推進課]		
	取組27	健康に関する正しい理解の促進 [予防対策課、生活衛生課]		
成果と今後の方向				
【外部評価(審議会による評価)の概要】				
<p>種々の健康診断は今後も堅実な事業を期待します。女性の健康づくり支援における取組は、心身の健康問題についても積極的な支援策に取り組んでください。また、小・中学校の健康教育、性教育は、人権教育、人間教育、いのちの教育、医療、看護、介護の役割教育などの一環として教えられるべきで、より一層の工夫を求めます。H I V抗体検査・相談や性感染症の啓発も順調に実施されています。なお、薬物乱用防止キャンペーンは意図としては大変良い試みですが、応募状況の偏りなど効果が得られなかった原因を分析し、次回での改善を期待します。</p>				
【二次評価(区の最終評価)】				
<p>各所管とも年代・対象に合わせた啓発・普及を行うなど、課題解決に向け順調に進捗しています。今後も対象に応じた健康についての考え方の普及・啓発も含めて、引き続き、男女の心とからだの健康支援を推進していきます。</p>				

めざす姿3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会	外部評価	二次評価
		B	B

めざす姿3の成果と今後の方向

【外部評価(審議会による評価)の概要】

課題8から12の評価を整合して「B」とします。女性活用推進については「女性が長く働き続けられるような環境を考えること」「女性自身が長く働き続けたいと思えるような環境を整えること」です。特に後者は「女性が働き続けた先に、自身にとって望ましいと思えるような将来のビジョンを示すことができるかどうか」「女性の長期的なキャリア形成に対して国が、区が、効果的な支援を行えるかどうか」が課題です。また、改革を達成するためには「現場」の必然的構造は無視できず、「現場」に受け入れられる提言を形にしていける必要があります。

【二次評価(区の最終評価)】

ワーク・ライフ・バランス推進に向けては、福祉サービスの充実だけでなく、職場環境の改善と意識改革も重要な課題のため、男女社会参画課は、各所管課と密接な連携を図りながら事業者や区民等に向け、意識啓発の推進や働きやすい環境整備のための情報発信、先進事業所の評価等に取り組んでいきます。また、今後も仕事と生活の調和に向け、子育て、高齢者、障がい者を支援する福祉サービスを充実していきます。

課題8	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・推進	一次評価	外部評価	二次評価
		A	B+	B+
施策の方向(11) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進				
	取組28 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発・普及 [男女社会参画課]			

成果と今後の方向

【外部評価(審議会による評価)の概要】

実施事業についてはワーク・ライフ・バランスの実現に向けて効果的な取組ができているとの評価がある一方、セミナーだけでは導入にとどまり、実態改善からはほど遠く、産業界とともに改善策を模索する努力が求められます。また、「ワーク・ライフ・バランス」の用語も、誰もがわかるようなものに替えて啓発・普及活動をするを提案します。当課題は順調に推移していますが、もっと効果的な宣伝や対象を幅広く考えて啓発していく必要があります。男女社会参画課が男性の育児支援に積極的であるとの評価を得るためには、ワーク・ライフ・バランスに関する事業を重ねて実施する必要があります。

【二次評価(区の最終評価)】区民に向けた啓発事業や事業者への情報提供は順調に行われています。今後もワーク・ライフ・バランスの趣旨が個人や職場に理解されるよう、「ワーク・ライフ・バランス」の意義を広め、実態に結びつくよう啓発・普及に努めていきます。また、引き続き関係団体と協力し実態を踏まえた改善策を考えていきます。

課題9	育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備	一次評価	外部評価	二次評価
		B	C	C
施策の方向(12) ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備				
	取組29 職場の環境整備に向けた支援 [産業振興課、男女社会参画課]			
施策の方向(13) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業・事業所を社会的に評価する仕組み構築				
	取組30 推進企業・事業所に対する顕彰 [男女社会参画課、産業振興課]			

成果と今後の方向

【外部評価(審議会による評価)の概要】

「社会保険労務士による経営相談」は本課題においては、一般事業主行動計画を踏まえ、経営相談だけでなく、男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会の実現の観点を含む相談も積極的に受け入れてください。また、男女社会参画課は、ワーク・ライフ・バランスの考え方を啓発・普及することとめず、企業や事業所の環境を一般事業主行動計画の様々な施策へと改善することを狙っており、更なる工夫が求められます。なお、推進企業・事業者に対する顕彰は震災の影響により延期となったため、評価外としました。

【二次評価(区の最終評価)】

一般事業主行動計画の策定に対し産業融資の優遇措置を行うなど、積極的に支援を行っていますが、外部評価では経営相談において、経営だけでなくワーク・ライフ・バランスの観点を含む相談も積極的に受けるよう提言がありました。今後は、相談の実態も踏まえ、職場環境の相談を受ける体制の周知を図ります。なお、推進企業・事業者に対する顕彰は延期となりましたが、ワーク・ライフ・バランスの必要性が社会的に認知されるよう、積極的に環境整備を推進する事業者を平成24年度以降表彰していきます。

課題10	子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実	一次評価	外部評価	二次評価
		B+	B	B+
施策の方向(13)	多様なライフスタイルに対応した子育て支援			
取組31	保育サービスの整備 [保育サービス課、子ども家庭支援センター、学務課]			
施策の方向(14)	多様なライフスタイルに対応した子育て支援			
取組32	子どもの居場所整備 [子ども政策課、子ども家庭支援センター、学校地域連携担当課]			
施策の方向(15)	子育てに関する相談支援			
取組33	子育てに関する相談の充実 [保育サービス課、子ども家庭支援センター、子ども政策課、健康推進課]			
施策の方向(16)	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実			
取組34	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実 [おとしより保健福祉センター、障がい者福祉課、福祉事務所]			

成果と今後の方向

【外部評価(審議会による評価)の概要】

待機児童数は減少しており、保育サービスの定員増に向けた努力は評価できますが、現実には待機児童が解消できていないことから、なお一層の努力と工夫を期待します。ファミリーサポート事業は子育て支援において「区民参画」を推進しており「参画社会」の観点から重要ですが、利用が集中するなど改善点があります。子どもの居場所づくりについては、いきいき寺子屋事業やあいキッズが、教育機会を提供するだけでなく、家庭的な居場所になるよう更なる改善を期待します。在宅で子育てをしている区民への育児相談は今後も一層の充実を期待します。また、虐待防止の観点からも、子育ての相談は他部署や他機関と連携・協働しつつ対応することが望まれます。なお、高齢者・障がい者の家族支援は、今後も介護者の負担軽減に役立つ企画をお願いします。

【二次評価(区の最終評価)】

待機児童の多い1・2歳児を対象とした保育ルームの開設や私立幼稚園の預かり保育を32園で実施、出産支援に特化したトワイライトステイの開設やあいキッズの実施校の増加など保育サービスや子どもの居場所の整備は概ね計画どおりに進捗していることから「B+」と評価しました。要保護児童についても既に地域で連携を行っています。また、高齢者や障がい者とその家族への支援のための講座の開催や、相談を実施するなど順調に進捗しています。子育てや介護等に関する社会的支援は、仕事と生活の調和の実現には欠かすことのできない事業であるため、今後も充実に向け改善に努めていきます。また、取組にあたっては関係部署や関連機関と連携し対応していきます。

課題11	男女がともに家庭生活を担うための支援	一次評価	外部評価	二次評価
		A	B	B+
施策の方向(17)	男女が協力して家事・育児・介護等を担うための支援			
取組35	意識啓発に向けた支援 [男女社会参画課]			

成果と今後の方向

【外部評価(審議会による評価)の概要】

男女平等参画社会の第一歩は、家庭生活において男女が平等に生活の基本方針等の決定プロセスに参加することです。啓発事業に出席できるのは既にワーク・ライフ・バランスを実現している男性であるため、保育園や幼稚園を通じて男性啓発プリントを毎月配布すること等で幅広い啓発が可能になると思われます。また、事業の評価は、イベントにより家庭協力につながったかなど効果の分析により、より良い方策を検討し実施してください。

【二次評価(区の最終評価)】

男女共同参画週間に合わせ、子育て中の男性を対象とした事業を効果的に実施したり、改正育児・介護休業法を広報紙で特集し啓発を行うなど、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発は順調に進捗しているため「B+」と評価しました。また、介護セミナーもそれぞれの障がいに合わせて開催するなど、工夫をして実施をしました。今後も、審議会からの指摘も踏まえ、固定的役割分担意識にとらわれることなく、男女が家庭生活を担う意識づくりを推進していきます。

課題12	男女がともに地域活動に参画するための支援	一次評価	外部評価	二次評価
		A	B+	B+
施策の方向(18) 男女が協力して家事・育児・介護等を担うための支援				
取組36	地域活動への参画促進 [地域振興課、清掃リサイクル課、防災危機課]			
成果と今後の方向 【外部評価(審議会による評価)の概要】 ボランティア、リサイクル推進員は女性の割合が上回り、今後の発展が大いに期待できます。しかし、防災リーダーについては男女比は均衡しているものの、防災対策の決定プロセスに必ず女性が参画し、理想的には半数を女性が占めるよう改革されるべきと考えられます。23年度事業に十分反映される余裕がなかったとはいえ、重要な視点であることから改善の余地があります。				
【二次評価(区の最終評価)】 ボランティア、リサイクル推進員、防災リーダーは男女比が均衡しており、地域活動においては男女がともに参画しています。今後も地域に根ざした活動の中での決定プロセスに、男女がともに参画するための支援を推進していきます。また、災害対策においても女性の視点を配慮して進めていきます。				

めざす姿4	男女の平等と人権が尊重される社会	外部評価	二次評価
		B+	B+

めざす姿4の成果と今後の方向			
【外部評価(審議会による評価)の概要】 相談体制、通報体制は、配偶者暴力相談支援センターが開設されたこともあり、準備が整えられつつありますが、緊急避難においては連携がまだ十分確立していないようで、若干の不安要素があります。DV被害者の、生活の再建についてもある程度区の支援体制は整えられ安心な面もありますが、就労支援については不足している面も否めません。DV被害者保護の関連機関のネットワークも堅実に機能しつつありますが、今後は被害者の立場に立った支援のネットワークづくりと庁外機関との連携体制の準備が課題のようです。しかし、相談員の人材育成にも力を入れており、相談体制の充実を期待します。DV被害の支援体制は確実に整いつつありますが、それ以外の人権侵害については行政の対応は十分とは言えません。また、メディアリテラシーの向上については今後の課題です。			
【二次評価(区の最終評価)】 平成23年4月に配偶者暴力相談支援センターを開設し、DV被害者を支援する体制の充実が図られたことで概ね良好な結果と評価します。 多様化する女性への暴力に対しても、新たな視点から関係機関と連携を図り効果的に対応することが求められる中、子ども、障がい者、外国人等に配慮しつつ、被害者の状況に合わせたきめ細かな対応を行っていきます。また、性別等に基づく人権侵害やメディアリテラシーの向上も含めて、人権尊重の普及啓発を積極的に推進していきます。			

課題13	女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育	一次評価	外部評価	二次評価
		B	B	B
施策の方向(19) 女性に対する暴力の防止に向けた啓発の推進				
取組37	女性に対する暴力防止に関する普及・啓発 [男女社会参画課]			
取組38	学校等と進める予防教育 [指導室、男女社会参画課]			

成果と今後の方向				
【外部評価(審議会による評価)の概要】 「女性に対する暴力防止に関する普及・啓発」の具体的取り組みは初志を忘れずに更に発展させることを望みます。「学校等と進める予防教育」は、例えば、恋愛とストーカー行為の連続性との決定的違いを生徒にとってわかりやすい切り口から教えるなど、予防教育に工夫をこらしてください。また、女性に対する暴力を許さない社会へ向け、DVとは何かという基本的な予防教育を進め、啓発する必要があります。小・中学校の人権教育で「あらゆる暴力はやってはいけないこと」という基本を徹底して教育し、各学年で最低1回は授業を行うようにしてください。				
【二次評価(区の最終評価)】 大学祭や区民まつりなど様々な場所で女性に対する暴力防止の啓発を行ってきましたが、高校への出前講座は1校にとどまっているため、連携方法を改善していきます。今後も暴力の防止に向け、年代に応じた予防教育を進めるために、学校との連携方法を工夫していきます。また、小・中学校での予防教育は、様々な人権教育とのバランスを取りつつ「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用した校内外研修の実施を推進していきます。				

課題14 DV被害者の立場に立った相談体制の構築		一次評価	外部評価	二次評価
		A	A	A
施策の方向(20) 早期発見へ向けた仕組みづくり				
取組39	通報に関する情報の周知 [男女社会参画課]			
施策の方向(21) DV相談体制の強化・充実				
取組40	相談に関する情報の周知[男女社会参画課]			
取組41	配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置[男女社会参画課、福祉事務所]			
成果と今後の方向				
【外部評価(審議会による評価)の概要】				
<p>通報に関する情報の周知のために、様々な場所にパンフレットやカードを配布し周知に努めました が、目につく場所に貼る等、周知のための一層の工夫を提案します。配偶者暴力相談支援センターが 親身になって対応し、しっかりと対策を講じてくれるという実績が最も効果的な周知となるでし ょう。配偶者暴力相談支援センターは調整機能を発揮し、潜在化するDV被害者の早期発見に向けた仕 組みづくりや、きめ細やかな対応が行われる相談体制の整備を推進してください。</p>				
【二次評価(区の最終評価)】				
<p>平成23年4月に配偶者暴力相談支援センターを開設するとともに、DV専門相談を開始し、DV被害 者対策の充実を図りました。また、民生委員等にDV相談や通報体制を周知するなど、地域に向けて 情報発信も行っていきます。今後もDV被害者の早期発見のために、配偶者暴力相談支援センターの周 知に努めるとともに、相談体制を強化していきます。</p>				
課題15 緊急時における被害者の安全確保と適切な支援		一次評価	外部評価	二次評価
		B	B+	B+
施策の方向(22) DV被害者の一時保護				
取組42	緊急時の保護体制整備[男女社会参画課、福祉事務所、子ども政策課]			
成果と今後の方向				
【外部評価(審議会による評価)の概要】				
<p>緊急時の配偶者暴力相談支援センターと福祉事務所の連携は円滑かつ着実に進めなければなりませ ん。綿密な連携体制を整えることが大切です。DV被害者の保護に関連する諸機関の綿密な連携につ いて、一層の取組を期待します。</p>				
【二次評価(区の最終評価)】				
<p>今後も配偶者暴力相談支援センターを中心に各所管課が連携し、よりスムーズな支援が行えるよう体 制の整備を進めていきます。</p>				
課題16 DV被害者が自立するための支援		一次評価	外部評価	二次評価
		A	B+	B+
施策の方向(23) 自立生活再建のための支援体制				
取組43	庁内各種手続きの円滑化[男女社会参画課]			
取組44	被害者等に関わる情報の保護[男女社会参画課]			
取組45	生活再建に向けた支援[福祉事務所、産業振興課、男女社会参画課、住宅政策課、国保年金課、学務課、保育サービス課]			
取組46	子どもへの継続的な支援[子ども家庭支援センター]			
成果と今後の方向				
【外部評価(審議会による評価)の概要】				
<p>被害者支援に直接関わる所管の担当者によるDV担当者連絡会を開催し、課題の共有をしました。引 き続き、個人情報保護のリスクに十分配慮した施策が行われるよう期待します。また、男性被害者の 対策も検討し、救済計画を立てることが必要です。被害者の就労については、特別配慮すべきです。 DV被害者の救済や生活再建に向けては各部署が連携・協働していくことが重要です。関係各課に は、被害者の立場に立った支援の遂行を望みます。支援においては、配偶者暴力相談支援センターと の連携強化を図るなど、一層の充実を望みます。児童の虐待についても、虐待の発見や児童のための 個別的、人格的対応に関して一層の努力を期待します。</p>				
【二次評価(区の最終評価)】				
<p>DV担当者連絡会を立ち上げ、関連部署で認識の共有を図り、DV被害者がスムーズに手続きを行え るよう庁内の支援体制を強化しました。要保護児童に関しても地域で連携し支援を行いました。今後 も子どもの支援も含めて、庁内外が連携して被害者の自立に向けた支援を行っていきます。</p>				

課題17 関係機関等との連携推進		一次評価	外部評価	二次評価
		A	B+	B+
施策の方向(24)	関係機関等との連携推進			
取組47	関係機関や地域ネットワークとの連携協力推進[男女社会参画課、福祉事務所、子ども政策課、子ども家庭支援センター]			
成果と今後の方向				
【外部評価(審議会による評価)の概要】				
DV被害者の救済、保護、生活再建のためのネットワークは臨機応変、融通無碍に動かなければなりません。ネットワークが実態に即した実効性のあるものとなるよう関連部署には一層の協力をお願いします。また、庁内の連携だけで対応できない点は、外部機関の協力も不可欠で、早急に準備体制を整える必要があります。				
【二次評価(区の最終評価)】				
DV連絡会に加え、庁内担当者連絡会での情報を共有するなど、庁内の関係機関のネットワーク構築は順調に進んでいます。今後は、NPO等民間団体との連携強化も視野に入れ、被害者支援に向けて外部関係機関と連携できる分野を検討し、連携を充実させていきます。要保護児童対策地域協議会も、より緊密なネットワークの確立と連携を目指し、引き続き実施していきます。				
課題18 人材育成の推進		一次評価	外部評価	二次評価
		A	A	A
施策の方向(25)	相談等に関わる人材の育成			
取組48	研修等の充実[男女社会参画課]			
成果と今後の方向				
【外部評価(審議会による評価)の概要】				
相談員は、年間を通して東京都の研修に参加し技術や知識を高めています。概ね計画どおり実施されており、特に相談員の精神的ケアへの対応もあり効果的な研究体制です。DVおよび児童虐待は深刻な問題であることを深く受け止めて真摯に研鑽することを願います。今後も相談業務の質が落ちないように一層の質的向上を要請します。				
【二次評価(区の最終評価)】				
相談員の質の向上に向けては東京都の研修を活用し、相談技術の向上を行いました。引き続きスキルアップを促進し相談を充実させていきます。また、スーパーバイズ研修等の受講により、相談員のメンタルケアにも対応をしていきます。				
課題19 性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応		一次評価	外部評価	二次評価
		B+	B-	B
施策の方向(26)	性別等に基づく人権侵害の防止			
取組49	セクシュアル・ハラスメントの防止[男女社会参画課、産業振興課]			
取組50	性別等に基づくあらゆる人権侵害・暴力を予防し根絶するための意識啓発[男女社会参画課]			
施策の方向(27)	メディアへの対応			
取組51	メディア・リテラシーの向上			
成果と今後の方向				
【外部評価(審議会による評価)の概要】				
セクシュアル・ハラスメント防止については、センター通信を発行し予防防止の啓発に努めましたが、企業トップに対してはより一層の工夫と働きかけの強化を望みます。雇用機会均等法においては、職場におけるセクハラ対策について、雇用管理上必要な対策をとることが義務付けられている項目なので、区として積極的な姿勢で取り組んでください。支援を受ける側に立った推進、啓発にとどまらず、より実効的な方策を検討し、人権侵害防止の意識を浸透させる不断の努力が必要です。メディア・リテラシーの向上も広報やイベントで職員の意識向上を図る様々な取組を実施しています。				
【二次評価(区の最終評価)】				
区民向けのイベントや大学祭で人権侵害の啓発を行ったり、広報紙でセクハラを特集し普及・啓発をしました。職員に対しては全庁LANや広報紙等での情報提供や、固定的性別役割分担にとらわれない男女の表現のイラストを配信するなど、啓発と認識の共有に取り組んだため「B」と評価しました。今後は審議会からの提言を踏まえ、事業主に向けても一層の働きかけを行っていきます。実施にあたっては、現状の方策、媒体にとらわれず効果的な情報発信方法を検討していきます。				

1-7 板橋区における男女平等参画の推進

板橋区男女平等参画基本条例の基本理念に則り、板橋区が率先して男女平等参画を推進していくとともに、区内事業所のモデルとして特定事業主行動計画を着実に進めていくために、区役所における男女平等参画の推進状況について「自己点検」を行いました。

(1) 事業等のチェック

全庁、全施策（下記項目①～③）を対象に施策の企画・立案・実施などの各段階において、第四次行動計画を踏まえて「男女平等参画の視点」が反映されているかを点検しました。

①計画策定や新規事業の企画等において

（チェックの視点）

- ・計画、事業の対象となる区民及びその現状を男女別に把握したか
- ・企画、立案、実施の際、女性と男性双方の意見を聞いたか、また、双方が参加したか
- ・事業の方向性を男女平等参画に配慮したか など

②イベントや会議の開催において

（チェックの視点）

- ・事業の対象となる区民及びその現状を男女別に把握したか
- ・企画、立案、実施の際、女性と男性双方の意見をきいたか
- ・女性、男性双方にとって利用しやすいような配慮をしたか など

③広報、パンフレット、ホームページ等を活用した区民への情報発信において

（チェックの視点）

- ・性別による差別や固定的役割分担意識を助長するような表現になっていないかなど

④男女平等参画審議会から、第三次行動計画の実施評価以降「実施事業結果に関する男女別の経年変化が把握できるデータの収集の蓄積」の必要性が提言されているため、データの有無について調査を行いました。

●調査結果

[全70課のうち/問1～問4回答 27課、問4のみ回答 43課]

項目内容		している	していない	どちらにも該当しない
①	計画策定や事業の企画、立案、実施の際、女性と男性双方（区民または職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が計画や事業に盛り込まれるようにしたか。	25	2	0
	男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にしたか。	20	0	7

項目内容		している	していない	どちらにも 該当しない
②	女性・男性双方が参加・利用しやすくなるよう工夫したか。	22	1	4
③	広報、パンフレット、ホームページ等を活用した区民への情報発信等において、性別による差別や男の役割・女の役割等、固定的役割分担意識を助長するような表現（文章・イラスト）や対応にならないよう配慮したか。	66	3	0
④	事業等を評価するために必要な男女別の実績データが存在するか。	(存在する) 18	(存在しない) 5	4

[注] 窓口業務等「男女平等参画の浸透状況」を測る事業に該当がない所管課においては「③」の区民への情報発信における配慮についてのみ点検を行いました。

●男女平等参画推進本部による評価

概ね、男女平等の視点を踏まえて事業を行っています。今後も、男女社会参画課は引き続き職員への意識啓発を行い、更なる推進に努めていきます。

男女別のデータに関しては、性差別の観点から不要な性別表記は行っていませんが、男女別データを取るにより男女平等参画の推進に寄与するものについては、必要に応じてデータを収集していきます。

(2) 区職員の意識改革チェック

「男女平等参画の視点」から職員の意識改革や職場環境の点検を進めていくために、区役所における男女平等参画の推進状況について「自己点検」を行いました。

- ① 職員研修の充実
- ② 女性管理職、係長職員増加に向けた取組
- ③ 職務分担の男女平等推進
- ④及び⑤ 第四次行動計画では、「計画の推進体制の充実」を図るために区の審議会における女性委員の委員比率の向上など第四次行動計画における重点項目に全庁的に取り組む体制を構築するとされています。④及び⑤により、取組状況について調査を行いました。

●調査結果

[調査該当課数 67課]

項目内容		している	していない	どちらにも該当しない
①	セクシュアル・ハラスメント等の防止など人権侵害や不快な状況を起こさないための取組をしているか。	57	8	2
②	女性管理職・係長職員の増加に向けた取組をしているか。	53	9	5
③	男性が主要な業務を行い、女性が補助的な業務を行うような慣行的役割分担とならないようにしているか。	64	0	3
④	審議会等の付属機関に積極的に女性区民を登用しているか。	20	9	38
⑤	男女の参画が偏っている場合には、区民や団体等に向けて積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推奨しているか。	8	14	45

●男女平等参画推進本部による評価

区職員の意識も着実に改善されてきています。特に、職務分担に関しては全課において固定的性別役割分担意識は持たずに遂行している結果となりました。セクシュアル・ハラスメント等に関しては、問題が生じていなくても意識啓発を続けていきます。

管理職・係長の増加については、男女に関わらず増加に向けた取組が課題となっており、今後も昇任意欲の醸成に取り組んでいきます。

審議会委員等の女性委員に関しては区としても登用を推進し、各所管も取組を行っているところですが、外部団体の推薦によるところもあり、なかなか進まないものも見られます。外部の団体などに向けては、引き続き積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の社会的意義の理解促進や啓発を行っていきます。

1-8 めざす姿ごとの成果指標一覧

指 標		現状値 (直近値)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計画期間中の 目標値 (設定根拠)
1 「男女平等参画」の意義を広く理解し、 行動に結びつく社会	男女平等推進センター スクエア・1 (あい) を知らない区民の割合 (板橋区区民満足度調査)	45.8% 平成21年度	※1	—	調査	—	調査	15.7% (同調査における地域センター・集会室の割合)
	男女平等参画基本条例の認知度 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】)	6.6% 平成16年度	—	—	—	調査	—	50%以上 (女子差別撤廃条約という用語の認知度：第3次男女共同参画基本計画成果目標)
	男女平等推進センター スクエア・1 (あい) 利用者数	17,080人 平成21年度	14,977人 平成23年度					20,000人
	区の審議会における女性委員の比率	28.8% 平成22年度	30.7% 平成23年度					40% (板橋区基本計画平成18年度～27年度の成果指標)
	学校教育の場で男女の地位は平等になっていると感じる人の割合 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】)	65.5% 平成21年度	—	—	—	調査	—	68.1%以上 (平成21年度男女共同参画社会に関する世論調査：内閣府)の数値以上
2 生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、 安心して暮らせる社会	職場で男女の地位は平等になっていると感じる人の割合 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】)	19.1% 平成21年度	—	—	—	調査	—	50.0% (板橋区基本計画平成18年度～27年度の成果指標)
	障がい者が仕事や地域活動に参加できると感じる区民の割合 (板橋区区民満足度調査)	10.4% 平成21年度	10.2% 平成23年度	—	調査	—	調査	50.0% (板橋区基本計画平成18年度～27年度の成果指標)
	高齢者が仕事や地域活動に参加できると感じる区民の割合 (板橋区区民満足度調査)	17.3% 平成21年度	16.6% 平成23年度	—	調査	—	調査	50.0% (板橋区基本計画平成18年度～27年度の成果指標)
	健康づくりに取り組みやすいと感じる区民の割合 (板橋区区民満足度調査)	30.1% 平成21年度	35.6% 平成23年度	—	調査	—	調査	56.0% (板橋区基本計画平成18年度～27年度の成果指標)

3 男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉と内容の認知度 （板橋区男女平等に関する意識・実態調査【事業所】）	<u>19.6%</u> 平成21年度	—	—	—	調査	—	50.0%以上 （仕事と生活の調和という用語の認知度：第3次男女共同参画基本計画による成果目標）
	生活の優先度で一般事業主行動計画を策定している事業所の割合 ①「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい人のうち、現実に優先している人の割合 ②「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい人のうち、現実に優先している人の割合 ③「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先したい人のうち、現実に優先している人の割合 （板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】）	<u>①48.7%</u> <u>②25.8%</u> <u>③19.2%</u> 平成21年度	—	—	—	調査	—	増やす
	ワーク・ライフ・バランス認定事業者数	—	—					5社 （1年×1社）
	一般事業主行動計画を策定している事業所の割合 （板橋区男女平等に関する意識・実態調査【事業所】）	<u>5.1%</u> 平成21年度	—	—	—	調査	—	次世代育成支援対策推進法に基づき 101人以上全てを 101人以下増やす
	保育園の待機児数	<u>461人</u> 平成22年4月1日 現在	<u>342人</u> 平成24年4月1日 現在					0人
	男性が一日あたりに家事・育児に携わる時間数 （板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】）	<u>30分未満</u> 平成21年度	—	—	—	調査	—	2時間30分 （育児・家事関連時間：第3次男女共同参画基本計画成果目標）
	地域社会活動が活発で参加しやすいと感じる区民の割合 （板橋区区民満足度調査）	<u>12.3%</u> 平成21年度	<u>12.3%</u> 平成23年度	—	調査	—	調査	50.0% （板橋区基本計画平成18年度～27年度の成果指標）
	男女が平等に社会生活に参加することができると感じる区民の割合 （板橋区区民満足度調査）	<u>22.9%</u> 平成21年度	<u>22.4%</u> 平成23年度	—	調査	—	調査	50.0% （板橋区基本計画平成18年度～27年度の成果指標）

4 男女の平等と人権が尊重される社会	配偶者からなぐったりけったりなどの身体に対する暴力行為を受けた経験がある人の割合 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】)	12.9% 平成21年度	—	—	—	調査	—	なくす
	誰(どこ)に相談してよいかわからなかった人の割合 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】)	7.2% 平成21年度	—	—	—	調査	—	なくす

※1 「男女平等推進センター スクエア・I (あい) を知らない区民の割合(板橋区区民満足度調査)」は、平成23年度板橋区区民意識・意向調査(区民満足度調査から改称)の実施にあたり、調査項目を精査した際に「施設の利用度・満足度」の設問が削除されたため、数値は、平成26年度実施予定の「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」において把握をしていきます。

1-9 板橋区特定事業主行動計画の着実な推進

・仕事と子育ての両立のために（子育て支援）

目標値（第2期板橋区特定事業主行動計画による）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
①3歳に満たない子を養育している男性職員について、育児休業、部分休業、出産支援休暇、育児参加休暇または連続5日以上 of 休暇取得率を40%以上	28% (28.18%)	48.67%	68.18%
②そのうち、育児休業の取得率を10%以上	—	6.19%	6.06%
③3歳に満たない子を養育している女性職員のうち取得希望者について、育児休業、部分休業または育児短時間勤務の取得率を100%	100%	100%	100%
④小学校就学前の子どもがいる職員について、厚生労働省指針が定める超過勤務上限目安時間（360時間）を超える職員数を5名以内	42名	20名	32名

・仕事と生活の調和のために（ワーク・ライフ・バランス）

目標値（第2期板橋区特定事業主行動計画による）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
①厚生労働省指針が定める超過勤務上限目安時間（360時間）を超える職員数を20名以内	95名	121名	107名
②年次有給休暇の取得率（繰越分は含まない）を85%以上	77.0%	75.0%	73.0%
③週休日の振替率（4時間超の勤務）を100%	—	91.5%	93.6%

2. 板橋区男女平等参画審議会 答申

「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画
いたばしアクティブプラン」の
平成23年度実施結果に関する評価について

答 申

平成24年9月

板橋区男女平等参画審議会

(写)

平成24年9月24日

東京都板橋区長
坂本 健 様

板橋区男女平等参画審議会
会 長 関 根 靖 光

男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画いたばしアクティブプランの
平成23年度実施結果に関する評価について (答申)

板橋区男女平等参画審議会は、平成23年11月14日付23板政参第78号をもって諮問された「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画いたばしアクティブプラン」の平成23年度実施結果に関する評価について、議論を重ねてまいりました。

この度、別添のとおり審議結果を取りまとめましたので、これを答申いたします。

当審議会としては、本答申を踏まえ、板橋区において十分な議論を行い、評価結果を次年度以降に反映されるよう希望いたします。

目 次

はじめに	35
1 平成23年度実施状況に関する評価.....	37
2 参考資料.....	67
資料1 評価方法について	
資料2 第四次行動計画体系における評価点一覧	
資料3 諮問文	
資料4 板橋区男女平等参画審議会開催状況	
資料5 板橋区男女平等参画審議会委員名簿	

はじめに

「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画いたばしアクティブプラン（以下、「第四次行動計画」という。）は、男女平等参画社会の実現をめざして、板橋区男女平等参画基本条例に規定する5つの基本理念に基づき、男女平等参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために平成23年2月に策定されました。

平成23年度は、第四次行動計画の実施初年度であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や配偶者暴力被害者支援の充実などを重要な視点ととらえ、社会全体で取り組む環境づくりを推進するなど、新たな取組も含めて様々な施策が進められてきました。

本答申では、計画事業について、男女平等参画という視点で点検し、「新評価基準」により課題ごとに評価を行いました。

ぜひ、男女平等参画審議会による実施結果に関する評価を次年度の取組に反映し、担当課のみならず、区全体が一丸となって行動計画を効果的に実施されることを期待します。

少子高齢社会への流れの加速や就業形態の多様化など社会経済情勢が大きく変化する中、昨年の中東大震災発生後、人と人との連帯の大切さが認識されるなど、様々な面で変化が現れています。

こうした現状を踏まえ、職員一人ひとりがこの答申を契機に、「男女平等参画の視点」をより深く理解し、事業を執行されることを願い、答申書を提出いたします。

平成24年9月24日

板橋区男女平等参画審議会
会長 関根靖光

平成23年度実施状況に関する評価

板橋区男女平等参画審議会は、平成23年11月14日、板橋区長より諮問を受け、第四次行動計画の23年度実施状況の評価を行いましたので、ご報告いたします。

第四次行動計画の目標は次の4つの“めざす姿”で表現されています。

- I 「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
- II 生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
- III 男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
- IV 男女の平等と人権が尊重される社会

これらは、東京都板橋区男女平等参画基本条例（以下、条例という。）の第3条の5つの基本理念（人権の尊重、個性や能力の発揮、活動方針を決定する過程への参画、多様な生き方の選択、家庭生活と社会活動の両立）及び第4条（性別による権利侵害の禁止）に対応するもので、板橋区が全区を挙げてその実現に邁進すべきビジョンを描いています。第四次行動計画は、23年度から27年度の5年間で、区がそれらのビジョンをどのような仕方で、どの程度実現するのかに関する計画書と言えます。そこには、それぞれの“めざす姿”に対応して具体的な課題が挙げられ、その課題の下で、所管課が実施すべき取組が列記されています。これらは、各課が責任をもってそれらの取組を実現すると公に約束した内容でもあります。

23年度、各課はどの程度その約束を履行したのか。審議会はまず各課に、取組一つひとつにつき、実施状況が「A 順調であった」「B 改善点がある」「C 不十分であった」の3段階の評価基準に基づき自己評価をお願いしました。その際、計画—実施—評価—改善（P-D-C-Aサイクルと呼ばれる）の観点から個々の内容を記載してもらい、今回の評価が次年度以降にP-D-C-Aサイクルとして累積的に続くよう、評価表の書き方も刷新しました。各課からの自己評価の報告書が資料の「第四次行動計画一次評価表」です。

審議会はこの一次評価を受けて、6つの部署（男女社会参画課、指導室、健康推進課、保育サービス課、子ども家庭支援センター、赤塚福祉事務所）に対してヒアリングを実施しましたが、それらの成果も参考に、各委員一人ひとりがすべての所管課の自己評価を取組毎に精査しその妥当性を検討し、そのうえで第四次行動計画の4つのめざす姿と19の課題に対して各自が外部評価を行いました。

その際、評価基準を5段階に細分化し、課題解決に向けて「A」を「良好である」、「B+」を「概ね良好であるが、さらなる拡充を求める」、「B」を「ほぼ良好であるが、さらなる改善を求める」、「B-」を「さらなる改善を求める」、「C」を「課題解決につながらず不十分」としました。

なお、評価に先だって、留意すべき2点を先に挙げておきます。1点目は、評価対象の23年度は、5年にわたる第四次行動計画の初年度にあたり、評価にあたって審議会はかなり厳格に審査したという点です。2点目は、各課が独自の目的をもって日々業務に邁進していることは十分に認識しつつも、ここではあくまで「男女平等参画社会実現」という

観点から事業の実施状況を評価するのであって、課そのものの価値を評価しているのではないことです。行動計画の成否は、すべての関連機関が男女社会参画課を中心に連携・協働のネットワークづくりに積極的に参画する、という一点にかかっています。ご助力を重ねてお願いする次第です。

なお、外部評価は概ね次の3つの観点から行われます。

第一に、各取組は条例及びその理念的根拠にあたる憲法、女子差別撤廃条約、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法等の基本的考え方を反映しているかどうかという点です。課題や取組の意味は、それらに由来する必要があるからです。これを、取組の「理念妥当性」と名づけます。該当する取組が十分な理念妥当性を有するかが評価の焦点の一つとなります。

第二に、各課には上記の理念を実現する主体として、どのような取組体系を描き、そこから、どのような価値基準で今回の取組を選択したのか。より効果的という観点か、それとも価値重要性の観点からか。更に、その取組は中長期の目標の一つの過程なのか、それとも単年的あるいは短期的目標なのかが計画性の点が評価の際に考慮されます。取組の「計画的確性」と名づけます。

第三に、各課は取組を実施する主体です。他の部署と連携・協働する場合においても、実施については、取組姿勢や実行力が問われます。更に、実施した結果が当初の目標を達成したかどうか、また単に目標を達成しただけでなく、区民の立場から、有効であったかどうか評価の対象になります。これを、取組の「実行有効性」と名づけます。

すべての所管課には、取組の理念妥当性、計画的確性、実行有効性について、区民に対する説明責任があります。取組の立案から実施結果、そして自己評価に至る主要な諸点で、必要なデータの開示と説明が要求されることを踏まえた対応が必要です。自己評価ないし外部評価で、改善の評価があった施策については、その後どのように改善に取り組んだか経年のデータ提出が求められます。このような観点から、来年度以降どの所管課も、区民に情報開示し説明責任を果たすとの方針で行動計画に参画していただきたいと思っております。

(注：外部評価をするにあたって、各所管課から提供された情報では、計画的確性及び実行有効性を明確に区別して評価するのに困難な複数の課題については、2つの評価のカテゴリーを併記し、そのもとで総合的に評価しています)。

*

*

I—1 “めざす姿I”に関する外部評価の視点

「男女平等参画の意義を広く理解し行動に結びつく社会」というビジョンを持つ“めざす姿I”は、条例第3条(3)の「活動方針を決定する過程への参画」を中核としています。「参画」は「参加」と異なり、国や都道府県・市区町村のレベルで言えば、女性が政策等の決定プロセスに立案段階から決定に至る全段階に主体的に関わることを意味します。これを経済・社会の領域でいえば、経営方針や団体の運営方針の決定プロセスに女性が主体的に参画することになりますし、家庭生活に引き寄せれば、男女が平等のパートナーとして、家事・育児・介護・レクリエーション等の基本的な事柄について参画することを意味

します。家庭生活に関しては、特に男性が参画する責務と権利の自覚が必要です。

“めざす姿Ⅰ”の外部評価の根幹は、この「参画」推進の観点からなされるべきです。

更に、もう一つの観点を挙げれば、男女平等参画を実質的に推進するうえで、「男女平等参画社会をめざしています」と宣言している板橋区の条例そのものを区民に周知してもらい、自発的に協力してもらおう環境をつくることです。この男女平等参画社会の理念は、男女共同参画社会基本法に基づくもので、更には日本も締約国である女子差別撤廃条約の国際的理念に適うものですから、公民として、地球市民として、男女平等の考え方を身につけ行動に移すことが区民一人ひとりに求められていると言えます。家庭教育から保育、そして幼稚園から大学に至る学校教育において、人権教育の一環として、男女平等と社会参画の平等の権利を教えられる必要があります。

上記の観点は、“めざす姿Ⅰ”を支える3つの課題に反映されています。課題1は「行動に結びつく男女平等の意識づくり」、課題2は「学校等における男女平等教育・学習の充実」、課題3は“めざす姿Ⅰ”の中核である「政策・方針決定過程等における女性の参画促進」です。

以下、それぞれの課題の実施状況に対する外部評価を行い、最後に“めざす姿Ⅰ”全体の施行状況についての外部評価を加えます。

①課題1の外部評価は「B+」です。

課題1のテーマは「行動に結びつく男女平等の意識づくり」です。男女社会参画課が幅広い区民へ向け、普及・啓発に努めました。

1) 理念妥当性

条例の第12条は「区は男女平等参画社会について、区民及び事業者・民間団体の理解を促進するために必要な普及広報活動に努める」ことになっており、課題1はそれに該当します。しかし、男女平等参画社会の意義を理解するためには、民主主義的な市民社会や女子差別撤廃を訴える国際条約、男女平等参画社会基本法などを深く理解する必要があります。

2) 計画的確性

所管課は、上記の課題のもとにどのような取組を構想したのでしょうか。その中から、実施した取組がなぜ他ではなくこれらを選択したのか、メリットの優劣はどこにあるのか等、説明できなければなりません。具体的に実施したのは、区民まつりや成人式など多くの区民が集まる機会に条例のポスターやパンフレットを配布したり、若者をターゲットにするメールマガジンや携帯サイトなどの通信媒体の活用を検討、情報誌の見直しや充実に図る等です。「課として活気を感じ、方法論がまとまりつつある」と高評価する委員がいた一方で、「区民との接点や方法について取組に選択の余地がある」と指摘し、区民の立場に立って、他の取組の可能性も考慮するよう求めた委員もいました。実際、区民の立場に立つと、条例の中核である基本理念そのものは女子差別撤廃条約などの明解な条項と比べ、抽象的で分かりにくい点があります。従って条例を提示するだけでは効果は薄く、伝える内容にも創意工夫の必要があります。

もう一つ実施を試みた取組は、大学や町連、商連、産連等への普及・啓発運動です。そ

これらの機関・団体が男女平等参画社会実現に協力し、そのプロセスに（参加ではなく）参画することになれば、条例の精神を活かすことになります。意図としては適切です。

更に、区民の直接参画の企画もありました。公募区民の実行委員が企画・運営するいたばし男女平等フォーラムの開催や、区民公募編集委員が参加する「センターだより」は、参画の趣旨を十二分に発揮しています。

男女平等推進センター（スクエア・I）が区民が集い企画し参画する拠点となるためには、同センターに登録している団体が充実した活動を展開し、相互に連携して、区の男女平等の推進に協働して参画する体制づくりが重要です。登録団体への支援の取組は、評価できます。

最後の取組は相談体制の充実です。23年度、区市町村直営では都内初の「配偶者暴力相談支援センター」が開設され、DV専門相談もスタートしました。

3) 実行有効性

全般的に「概ね良好な取組がなされている」との印象があります。しかし、大学との協働については、男女社会参画課の自己評価によると「働きかけが不十分」、商連・産連との連携については「一緒に企画提案を行うというよりは、決まったものを情報発信してもらおう」という姿勢になってしまったとの反省点があり、また、DV専門相談については、初年度ということで「関係機関との連携が十分でない点が見られた」との自己評価があります。DV被害者の救済に関わる相談体制において連携が不備であったということは、実行有効性において大きなマイナス点です。委員の中には、「専門家との連携を重視し、早急に相談体制を充実していく必要がある」と見て、真摯な対応を求めています。

②課題2の外部評価は「B」です。

課題2はテーマが「学校等における男女平等教育・学習の充実」です。“めざす姿I”の教育分野での実現をめざしています。

1) 理念妥当性

条例の第11条「教育及び啓発の推進」に基づく課題です。遡ると、女子差別撤廃条約第10条「教育における差別撤廃」に至りますが、その(b)「(男女)同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会」に基づいて1994年、高等学校の家庭科教育は男女とも選択必修になりました。(c)は「すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行う」としています。中学・高校において女子差別撤廃条約をはじめ、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法などは、人権教育の源泉的教材になります。

2) 計画的確性

板橋区の小・中学校では、男女平等参画理念をどのような取組で構想しているのでしょうか。取組「生徒・児童・園児等の男女平等意識の向上」では、第一に、男女混合名簿の作成と使用、第二に、保育園での性差を意識し助長させないための男女平等参画の視点に配慮した教材の使用、第三に、男女平等教育を含む人権教育の推進等。企画としてはどれも、

象徴的な取組です。

3) 実行有効性

教育委員会指導室では、積年の課題である小・中学校での男女混合名簿が平成19～22年度の小学校90%・中学校30%から23年度はそれぞれ98%・57%に増加し、一定の改善が見られました。ヒアリングでは、その後中学校において100%になったとの報告もあり、著しい進展が見られました。24年度を先取りすれば、実行有効性の点では文句なくAです。しかし男女混合名簿問題は、教育現場における合理的理由のない性差別を是正する取組の象徴であると理解すべきです。混合名簿の解決で良しとせず、校内生活の中で、何気なく或いは意図的に行われている差別に注意すべきでしょう。むしろ男女平等参画の観点から、クラス運営や様々な企画の実行において、方針の立案から決定、そして実行に至るプロセスに男女の別なく平等に参画するよう、積極的指導が望まれます。24年度は、様々な観点から男女平等教育を実践し、報告してください。

委員によっては、そのような試みの一つとして、「児童生徒が自身の父親・母親に職場の話聞き取る」ことを提案しています。親からの話によって子どもたちは実感をもって職場における男女の働き方の現実を知ることができるようになるからです。

また別の委員からは、中学校の制服について、「女子はスカートと指定されていることが多い。スカートは行動を規制するため、制服着用は儀式のみとか女子用のパンツも指定するなどの工夫が必要である」との意見がありました。

更に指導室は、人権教育に関する研究協議会や研修会の参加状況、区の人権教育全体計画および人権教育年間指導計画の中に男女平等教育を位置づけられたとして、自己評価を「順調」=Aとしています。しかし、実際に区の作成した年間指導計画の模範例や、人権尊重教育推進校の区立板橋第十小学校の年間計画を見ると、男女平等教育に関連する授業が前者は1件、後者は2件確認できるだけです。更なる検討が必要です。

保育サービス課では、引き続き、職員等へ向けた意識啓発を促進する取組として、男女平等などに関する研修に参加しました。日頃より、「男は〇〇、女は〇〇」という固定観念で物事や相手や自分を見ないことを意識した保育に取り組んでいるとの報告ですが、個性化にも配慮して推進してください。

子ども政策課は、児童館・学童クラブ職員に対し「子育て支援における児童館・学童クラブの役割」研修を実施し、100名の職員が参加。「子育ては男女協力して実施する重要性を再認識できた」として自己評価を「順調」としています。日本も締約国である児童の権利に関する条約第18条に「締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う」と規定しているとおります。今後も、父母（法定保護者）がともに児童の養育についての責任を遂行することに留意した子育て支援に取り組んでください。

③課題3の外部評価は「C」です。

1) 理念妥当性

課題3は「政策・方針決定過程等における女性の参画促進」を目標として掲げていますが、その内容は“めざす姿I”「男女平等参画の意義を広く理解し、行動に結びつく社

会」の中核となる課題と考えられます。めざす姿がイメージしているのは、板橋区の女性が男性と等しい権利を持って、区や地域等の様々な機関・団体において、政策や経営・運営方針や方法を巡って互角に議論し、立案及び決定の全プロセスに参画できる社会だからです。課題3は“めざす姿I”の中核だけでなく、男女平等参画推進の中核でもあります。「参画」を広く取れば、政治的だけでなく、経営から団体運営、家庭生活等における方針の立案から決定まで実質的に参画することを指します。女性は人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っています。男女平等参画社会の実現に向けて、女性の参画拡大は、極めて重要であるという点をすべての区民が自覚する必要があります。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

具体的取組は「審議会等への女性の参画の促進」「区民の区政参加や意見反映機会の充実」「女性リーダー育成と活用」の3点です。

最初の「審議会等への女性参画」については、男女社会参画課と総務課が共同で取り組んでいます。平成23年度の女性委員の比率は29.6%で、平成17年度の28.9%からわずか0.7ポイントの微増でした。両課の目標は40%ですから、クォーター制（割り当て制）などの工夫がかなり求められます。

ある委員は「女性委員比率向上に対する具体策に欠ける」と厳しく指摘し、この問題解決について他の委員は「一課、一部が解決できる問題ではなく、区役所全体で取り組むべきではないのか」と、区役所挙げての対応を要望しています。しかし、これは条例第9条によると区長の責務になっています。「区長は男女平等参画を促進するため、区の付属機関等の委員の男女構成について行動計画に数値目標を定め、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を講じ、男女間の均衡を図るものとする」。来年度以降は、条例を遵守することを望みます。

広聴広報課は、区民の区政参加と意見反映促進の具体策として、「いたばしタウンモニター制度」と「区民と区長との懇談会」に取り組みました。

前者は、定員54名の区民モニターが区の施策についてアンケート回答したり懇談会で討論をしたりし、その結論を所管課に返す、という参画型の企画で、課題の趣旨に込んでいる取組であると評価できます。しかし、モニターの意見が区の政策や行政に組み込まれて、着実に反映されていく仕組みが確立していない限り「参加」ではあっても本当の意味で「参画」とは言えないのではないかという危惧もあります。23年度の懇談会開催は1回でしたが、ご意見を承ったとのポーズに終わらないことを願います。インターネットを利用する「いたばしeモニター」は定員200名のところ登録実績は26名で、そのうち女性は6名でした。

「区民と区長との懇談会」については、大変良い取組と言えますが、区民が区政や区の行政に主体的に「参画」という意味ではまだ十分とは評価できません。また、この機会に条例で約束している事柄の履行を区長に求めることもよいでしょう。「区民と区長との懇談会」は、その話し合いが区の政策に反映されなければ、やはり「参画」とは言えないのではないのでしょうか。しかし「区民と区長との懇談会等では、町会連合会を通じて、地域の皆さまの参加が好評なので、できればもう1回位増やしたらどうか（男女平等参画意識の向上のために）」と評価する意見も寄せられています。

「女性リーダーの育成と活用」は、男女社会参画課、地域振興課、産業振興課の3課が関わりました。

男女社会参画課主催の「いたばしアイカレッジ」は、職場や地域における女性リーダー育成に寄与する講座をいくつか企画しており、今後の展開が大いに期待できます。なお、一つのテーマについて、立案の段階で各自が自分の意見を自由に表明し、その主張の根拠やメリット・デメリットなどを提示して、議論を通じて相手や聴衆を説得し、最後は決をとって結論に至るといふ、例えば、ディベートのような「言葉による参画」を習得する講座の企画も検討に値します。「参画」をより習得するための改善を願います。

地域振興課は、町会や自治会の女性リーダーの育成や能力開発のための財政支援を22年度限りで廃止しましたが、予算カットの中でも町会連合会の女性部が女性部会を1回開催し、町連各支部からの参加者35名での宿泊研修を行っている点から、女性部はがんばっているとの評価が可能です。しかし、町会・自治会の方針決定において、立案段階から決定に至るプロセスに女性部のリーダー達がどれだけ実質的に参画できているのかが問題です。委員の一人は、「会長職の女性の参画率が低い」とのコメントを寄せています。そもそも「女性の町会長が少ない」との意見も寄せられています。町会・自治会は任意団体ではありますが、地域コミュニティの活性化や福祉の向上を担う重要な組織です。ぜひ、地域振興課がリーダーシップを取り、改善するよう努力してください。

委員の一人から寄せられた次の提案も参考になります。「商店街に活気のある板橋区の特徴や、また生徒を職場体験で受け入れる実態も活かし、商店を切り盛りする女性が生徒たちに教える中で、商店の女性自身が気づきを得て成長し、生徒も成長しといったことが可能なプラスのサイクルを目指してはどうか」。

最後に産業振興課ですが、「経営者の大多数は男性であるため、男女共同参画の働きかけを強化したところで成果を上げることは困難」とコメントしており、自己評価は「不十分」です。差別的待遇がなければ、女性役員も多数輩出することでしょう。男性に偏った経営よりも、産業振興の点で有利となることは明らかです。より積極的な働きかけを期待します。

I-2 “めざす姿I”の審議会による外部評価と提言

同ビジョンを構成する課題1、2、3の評価が、それぞれ「B+」「B」「C」であったことに鑑み、“めざす姿I”の審議会評価を「B」とします。委員から指摘のあった「女性リーダーの育成と活用の取組に成果が低かった」ことが、今後の課題の方向性を明確に示していると思われまます。

「女性リーダー育成」については、より身近な日常の環境から進めるという現実的な取り組み方に関して、委員から次のような提案もありました。「いきなり、女性リーダーの育成を進めてくださいといっても、条件が整っていないので困難となりがちです。まず、地域・職場での男女の扱いに差がないか等を点検し、そこから意識改革を図っていかねばならない。待遇に男女差がなくなれば、それに従って、女性も力を発揮できるようになり、やがては管理職・意思決定機関にも多くの女性が加わる道が整えられていくものである」。

Ⅱ-1 “めざす姿Ⅱ”に関する外部評価の視点

テーマは「生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会」で、課題4から課題7に分かれています。当然、区民全員の個性と能力の発揮、安心な暮らしができる社会が大目標ですが、ここでは特に、女性、若者、ひとり親、高齢者、障がい者に焦点を絞って、如何に環境を改善することでその目標が達成できるのか、各所管課の23年度の取組成果が報告されています。

①課題4の外部評価は「B-」です。

1) 理念妥当性

1985年に男女雇用機会均等法が、女子差別撤廃条約批准の前提として制定されました。この条約の第11条では「雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる」ことが締約国の義務とされ、その大意を受けて男女雇用機会均等法では、事業主に対して、募集・採用の機会均等を義務付け、配置・昇進・降格・教育訓練・職種・雇用形態などの性別による差別を禁止しています。板橋区においても、事業主は上記の法律に則った措置をとらなければなりません。課題4「働く場における男女平等参画の推進」はそれに該当し、就業している女性が現況の職場環境で自分の個性と能力を如何に発揮できるのかという“めざす姿Ⅱ”の要請の現れです。

2) 計画的確性

最初の取組「企業・事業所への普及・啓発」は、男女雇用機会均等法の制定・改正により法律的には女性の就業に関する機会均等と待遇は飛躍的に改善されてきたにもかかわらず、職場環境の実態は旧態依然という事態への対策です。男女社会参画課は所管課として、企業や事業所に対して男女雇用機会均等法の普及・啓発に努めてきましたが、23年度も同様の取組を実施しています。

産業振興課も同様に、企業・事業所への普及・啓発に取り組んでいますが、具体的事業としては2点あります。1点目は、企業訪問や窓口で一般事業主行動計画策定の意義を説いて策定するように促した点。2点目は、計画を策定した企業には、産業融資制度の利子補給割合を1割優遇加算するという施策に取り組んだ点です。一般事業主行動計画とは、少子化対策である次世代育成推進行動計画の一環で、大きく2つの内容を含んでいます。

(1) 子育てを行う労働者のワーク・ライフ・バランスを支援するため、出産や育児等に、男性も積極的に参加できる様々な職場環境の改善

(2) 従来の働き方を見直し、所定外労働の削減や在宅勤務の導入など工夫して、ワーク・ライフ・バランスに資する労働条件を整えること。確かに、男性の家事・育児・介護等への参画は、間接的には女性労働者の「個性と能力発揮」の機会を広げる活動ですが、ここでは、女性に対する差別を撤廃して、就労の機会や待遇面で更に向上・改善させる工夫を求めているので、考え方が異なります。しかし、試みとしては大いに推進すべきことでしょう。

次に、若者の自立の問題ですが、自立するのは本人であり、本人の自覚と努力がまず求められます。しかし就労面で長年ハンディキャップを負っている女性に、男性と同じスタ

ートラインに立てるようにポジティブ・アクションの意味で積極的に支援することは必要で、これは女子差別撤廃条約が強調しているように、逆差別ではありません。具体的な取組としては、男女社会参画課は区内の大学との連携を構想していたようです。大学との協働によるキャリア講座については、「キャリアデザインの内容を膨らませてプラン作りを行うことが必要。特に女性が経済的に自立する人生設計ができることが大切。従来女性が担ってきた食事・子育て・掃除・洗濯・介護をどうすべきかといった家庭内の仕事及び家族のあり方等を男女共同参画の立場から見直す講座が必要である」と指摘する委員もいました。

女性の就職・再就職については、男女社会参画課は就職支援セミナーや再就職支援セミナーを開催。再就職支援セミナー参加者には東京しごとセンターへの登録を勧め、追跡調査を行い、再就職の状況を把握するなどの支援活動を精力的に展開していると理解しました。

産業振興課は男女社会参画課との共催による上記のセミナー以外に、スキルアップや能力向上を図るため、宅地建物取引主任者、ファイナンシャルプランナー2級などの資格取得講座を開催しました。

起業を志す女性に対して産業振興課は、起業塾を開催し、魅力的な講師を呼んで起業を呼びかけてきました。男女社会参画課も「女性のための起業家入門講座」を2回開き、2回目は交流を深めるため懇親会形式にしたそうですが、その後、グループ同士の集いが続いたのか、どの位の人が起業したのか気になるところです。女性のアイデアから生まれたヒット商品も多く、起業へと結びつくよう堅実な援助が必要です。今後の展開が大いに期待できます。

就労に関する相談に関しては、男女社会参画課は必要な相談者にハローワークや東京しごとセンター等を紹介しています。

産業振興課は週2回、男女の専門家によるキャリアカウンセリングを実施し、利用者数も多く、アンケート回答の満足度も高いとのことでした。

以上、課題に対応する構想や計画においては、概ね的確であると評価できます。

3) 実行有効性

男女社会参画課による最初の取組、つまり企業・事業所への男女雇用機会均等法の普及・啓発ですが、これは同課が反省するように「関連資料を企業・事業所向けに配布する機会が少なかった」との結果でした。資料配布だけでは説得力はなく、何らかの方法で、事業主を直接説得し、かつメリットを提示することも必要であり、残念ながら決して十分な対応ではありませんでした。

なお、これに関連して「企業の立場では、出産休暇、育児休暇、育児短時間労働などを支えることは経営に大きな負担がかかるので経営の負担軽減策も含めて検討いただきたい」「一般事業主行動計画の普及は、中小企業には現実問題としてコスト増となる。しかし、従業員が社会保険に加入していれば、育休等に対して社会保険からの各種助成金もあるので、融資のみならず社会保険関連のメリットも合わせられるので、総合的に推進させる動きが生ずるのではないのでしょうか」といった委員の意見もありました。

若者の自立支援ですが、同課によると、これも準備不足で検討にも至らなかったと、自己評価を「不十分」としています。今後の取り組みを期待します。

女性就職・再就職の各種セミナーの開催は、今後も更に質的にも量的にも拡充することを望みます。

起業については、産業振興課の起業塾は歴史もあり、大変良い試みですが、実際に起業した人数を問い合わせしたところ数は把握しておらず、PDCAサイクルのPD段階で止まっている点の改善を求めます。男女社会参画課の「女性のための起業家入門講座」についても、どの位の人が起業したかは把握していません。

男女社会参画課の就労に関する相談には予想以上の希望があり、全員に応じられなかったとの反省点を挙げています。

産業振興課のキャリアカウンセリングは、利用者数も多く、アンケートの回答も満足度の高い結果でした。今後もより一層の充実を望みます。

②課題5の外部評価は「B」です。

課題5のテーマが「さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり」とあるように、ひとり親、障がい者、板橋区で生活する外国人の安心・安全な生活をどのように実現するのが中心となります。具体的に、ひとり親に対しては「自立に向けた支援」「経済の安定に向けた支援」「生活の安定に向けた支援」の取組が、障がい者、板橋区で生活する外国人に対しては「生活の安定に向けた支援」の取組が対応しています。

1) 理念妥当性

“めざす姿Ⅱ”「生涯を通じて男女が個性と能力を発揮して安心して暮らせる社会」は、条例第3条の第2号と第4号に該当します。

第2号は区民に対して、個性や能力の発揮の機会の確保を、第4号は多様な生き方が尊重されることを板橋区の目標として約束しています。課題5では、ひとり親、障がい者、板橋区で生活する外国人に焦点を当てて、条例3条の第2号と第4号の現実的な保障のための取組がされています。

2) 計画的確性

男女社会参画課は再就職支援セミナーで受講料無料の福祉枠を設けるなどシングルマザー支援を行っています。

障がい者福祉課は、障がい者対象の就職相談会を設けたり、区民に障がい者雇用をアピールするためのパネル展を開催したり、就職している知的障がい者同士が交流し親睦するためのレクリエーション活動を行うなど、自立支援をいろいろと試みています。これに関して、「実際に協力している企業や事業所等の掲載があっても良いと思う」とコメントする委員もいました。

ひとり親家庭の経済の安定に向けた支援の一環として、子ども政策課は、ひとり親家庭に児童扶養手当と児童育成手当の支給を行っています。また、福祉事務所と連携して児童扶養手当受給者に対し、国庫補助対象の自立支援訓練費助成事業を行い、就労に向けた支援を推進しています。

福祉部管理課の取組は、母子福祉資金と女性福祉資金の貸付による援助でした。

ひとり親の生活の安定に向けた支援には、7つの課が所管課として関わっていますが、総括すると、子ども政策課と福祉事務所は、母子自立支援員を中心に家庭相談員や生活相

談員が協力して対応にあたっており、障がい者福祉課は、三園福祉園を新設し、また、障がい者福祉センターでは、障がい者地域自立生活支援相談を開設しています。

住宅政策課はひとり親家庭等の居住安定策に取り組み、住宅情報ネットワーク事業と保証人等債務保証制度の周知・活用を推進しました。

男女社会参画課（男女平等推進センター）は、男女平等参画施策推進の拠点施設との自覚を強く持ち、様々な活動を展開していますが、総合相談窓口として「相談者に寄り添いつつ、問題解決に向けた適切な支援」をめざして、24年度以降は、窓口の相談担当を、資格と専門知識を持つ専門家に委託することにしたとのことです。

文化・国際交流課と健康推進課は、ひとり親に限定せず、まだ日本語や日本の文化社会に慣れていない板橋区で生活する外国人向けの支援対策を講じています。前者は、国際交流員や語学ボランティアによる通訳・翻訳を用意し、後者は、日本語の理解が困難な妊婦や乳幼児の保護者に、希望すれば母子健康手帳の外国語版を配布するなど不安の解消に努めています。多文化共生の観点からも大変重要な取組です。

3) 実行有効性

男女社会参画課による再就職支援セミナーで受講料無料の福祉枠が設けられていることは良いことですが、23年度実績は、福祉事務所との連携が不足したとのことで、福祉枠参加者は1名のみ。ひとり親の立場に立って、より積極的な対応ができなかったのか残念です。

福祉事務所の自立支援訓練費助成事業は、同訓練を経て資格を取得し就労を開始した者が8割近くあったとのことで効果ある取組です。障がい者支援は、自立支援の試みをいろいろしており、今後の一層の展開を望みます。

福祉部管理課の支援は、母子福祉資金と女性福祉資金の貸付援助を行っていますが、自己評価は「改善」＝Bとしています。その理由は「貸付が終了し返済が始まると返済が負担となり、返済が滞り、生計を圧迫し、生活安定と逆の効果になることが多々ある」からとのことです。返済の可能性に関して、より厳格に審査する方向か、あるいは倒産や家族の病気、出産や育児による離職など想定外のことが起きることを織り込んで柔軟で弾力的な返済方法を検討するのでしょうか。これに関して、ある委員は「貸付資金の返済が滞る場合の問題点の指摘は正しいものがあるが、直ちに貸付額の低額化とならないよう精査されることが望まれる」として、人道的な方向での改善を求めています。

「ひとり親の生活の安定に向けた支援」のうち、子ども政策課と福祉事務所の母子自立支援員を中心とする活動及び障がい者福祉課の自立生活支援相談は順調に行われており、今後の更なる展開に期待します。

男女社会参画課の総合相談については、相談内容にもよりますが、他の相談窓口との専門的な連携強化、フォローアップの専門化など、より適切な支援へ向けて対策を講じつつあるようですから、「改善」の結果を期待します。

文化・国際交流課と健康推進課による板橋区で生活する外国人の支援対策は順調に推進されていますが、より相手の立場に立ったきめ細かい工夫を望みます。

③課題6の外部評価は「A」です。

「高齢者の安心した生活に向けた支援」をテーマとする課題6は、「高齢者の就労に向けた支援」「生活サポート体制の充実」「地域社会への参画支援」の3つの観点から、区民が「個性と能力を発揮し、安心して暮らせる」よう、6課の所管課により様々な支援が行われています。

1) 理念妥当性

女子差別撤廃条約の前提は、人間は一人の独立した人格として基本的人権を有し、その点、男性との差異はなく、性差によって差別されるべきでないという考え方です。この考え方に基けば、性別だけでなく人種、年齢、国籍、職業等による差別は禁止されるべきです。男女共同参画社会は、すべての人間が共同に参画できる社会、つまり人格共同参画社会とでも言える理想的社会の一つの側面を表現していると言えるでしょう。区がめざす社会において、女性の人権が尊重されるだけでなく、高齢者、障がい者、低所得者など誰であろうと、その人権は尊重されるべきなのです。しかし、人類の半分に当たる女性に対する人権の実質的復権は、戦後の民主主義導入直後からの最重要課題です。条例は、その課題への対応ですが、そこに高齢者、障がい者等の支援が含まれるのは、上述のように、男女平等参画社会の理念の大本に、すべての人間の人権が平等に尊重される人格平等社会の考え方があるからです。

2) 計画的確性

まず、「高齢者の就労支援」については、生きがい推進課としてシルバー人材センター及びアクティブシニア就業支援センターで取組を積極的に推進しています。

また、もともと事務職の求人は少ない現状ではありますが、高齢女性の中には事務職を希望する者も多いため、引き続きニーズに沿った求人開拓の努力を継続するように求めます。

ただし、「高齢女性の希望する事務職は、パソコンなど新しいスキルが必要とされることが多く、若手に流れやすいと思う。別の支援が必要ではないか」と高齢女性の再就職支援について、より現実的な計画を求める委員もいたことに留意する必要があります。

高齢者の「生活サポート体制の充実」を図る3課のうち、まずおとしより保健福祉センターはおとしより相談センター（地域包括支援センター）の拡充を図り、増加する相談件数に対応するため、おとしより相談センター職員を増員しました。

福祉事務所は、各種相談に応じて福祉サービス情報の提供を行い、高齢者の相談と支援に力を注いでいます。

健康推進課の取組は、「在宅高齢者への介護予防講座」開催と、「低栄養予防の食事」及び「高齢者に適した食事の工夫」をテーマとする調理実習を含む講習会の開催です。

「地域社会の参画支援」をテーマとする取組の所管課は、生きがい推進課と子ども政策課の2課です。

生きがい推進課は、いこいの家やふれあい館といった高齢者の交流の場を提供したり、各種講座を開催するなど、自宅と職場の往復に明け暮れていた定年退職者も地域のコミュニティに気軽に地域参画できるよう支援を行っています。

委員の中からは、「これからも生涯学習という観点から、精神的なケアを含めて支援をお願いしたい」と心・精神への側面支援を期待するとともに高齢者のDVやうつへの相談窓口の必要性を求める意見が出されていました。

子ども政策課は、高齢者の孤独解消と地域社会への参画支援のため、世代間交流事業を実施しています。子どもと高齢者との体験で、子どもは高齢者の体験を学び、高齢者は児童とのふれあいにより、孤独化の防止が図られています。

3) 実行有効性

前述の取組の実施成果ですが、「高齢者就労支援」でアクティブシニア就業支援センターが実施している高齢者対象の再就職支援講座は、女性参加者が3割に達しています。男女の区別なく支援すべきですが、戦後の長い労働史の中で（憲法等が、基本的人権における男女平等を謳っているにもかかわらず）慣例的にも制度的にも男女差別が続いたため、貧困にあえぐ高齢女性も多く、何らかのポジティブ・アクションが必要です。高齢女性への特別な就労支援は逆差別ではありません。この点を更に配慮し、今後もアクティブシニア就業支援センターや東京しごとセンター等、関係機関と連携しながら高齢者の就労支援を推進してください。

計画的確性の項で触れましたが、事務職はパソコンの高いスキルが要求されます。従って再就職支援講座は中途半端な事務ではなく、より高度な内容にするか、それとも就職が可能なもっと現実的な内容の訓練を検討することを望みます。

「生活サポート体制の充実」に関わるおとしより保健福祉センターでは相談件数が増加し、おとしより相談センター職員の増員を行いました。一人ひとりの高齢者を中心に、相談、予防、介護に関するすべての関連部署の一大ネットワークがつくられるべきです。このネットワークが統合的に機能するためには、中核となるおとしより保健福祉センターがリーダーシップを発揮しなければなりません。

3つの福祉事務所においては、高齢者からの相談と支援の合計件数が3,758件に達したとのことです。順調に展開しています。「高齢者対策はよく行き届いているが、高齢者のDVやうつ相談窓口も必要なのではないのでしょうか」とコメントした委員があるように、高齢者の抱える多岐にわたる問題にセンシティブな対応を今後も心がけていただくことを求めます。

健康推進課の介護予防と介護食に関する取組は、在宅介護の時代に適った試みですが、介護予防の調理実習だけではなく、介護家族に対する介護食講座の開講を提案します。あるいは、実習に行く時間もない介護者には、訪問栄養指導のようなプログラムが必要です。検討してください。

「地域社会の参画支援」に関しては、担当の2課で独自の企画に取り組んでいますが、23年度のふれあい館の年間利用者が前年度比88,000人増に象徴的に示されているように、今後の発展が大いに期待されます。

子ども政策課による子どもと高齢者のふれあい事業は、核家族化のため世代間のつながりが弱く、近所づきあいからも孤立しがちな高齢者と子どもの双方にとって相乗効果をもたらすことが期待されます。

④課題7の外部評価は「A」です。

1) 理念妥当性

「生涯にわたる心とからだの健康支援」をテーマとする同課題は、基本的人権に含まれる「健康」支援であるので、女性の健康に限定する課題ではありません。もちろん女性特

有の健康問題がありますので、その問題も含まれます。

2) 計画的確性

同課題は3つの取組から構成されています。

一つは「生涯を通じた健康づくり支援」。この所管課は健康推進課です。法律等に基づき種々の健康診断を行っています。生命維持、健康維持・増進、病気予防、健康回復などは本来自己責任ですが、すべての人にそれが可能となるよう最低保障の意味で健康診断等を行うことは、行政の務めです。検査項目について「検査項目を減らすのは医療者側が理解できる範囲にとどめること」とのコメントが委員から寄せられているように総合的な健康評価が可能な検査の質と量があり、検査項目の削除で検査の質が低減しないよう配慮を求めています。他の委員からは、身体に関するだけでなく「心の相談（うつ等）」事業も取組の中に加えたらどうかとの提案が出されています。アンケート等による心の健康診断の可能性も検討する余地はあると考えられます。

2つ目の取組は「女性の健康づくりの支援」です。健康推進課が実施した内容は、大学祭などで女性の健康づくりについて普及啓発を行ったり、新生児訪問・こんにちは赤ちゃん事業で乳児のいる家庭を訪問した際に、子育て中の不安などを傾聴し情報・サービスを提供するなどです。委員からは「女性の健康について、生理休暇や働き盛りの時期に女性の3割ほどがかかると言われる更年期症状など、その就業や能力発揮に制約をかけるような健康問題への対応」を強く望む意見もありました。更に、女性の健康といえば、国際的には「性と生殖の健康に関する（女性の）権利」が議論の中心であり、この点からも取組の広がりをも求めたいものです。

3つ目の取組は「健康に関する正しい理解の促進」。指導室、予防対策課、生活衛生課の3課が所管しています。

指導室は、小・中学校における適切な健康教育、性教育の促進を図るため、定例校長会、生活指導主任研修会などを開催して、健康・性に関する教育の重要さの理解を深めたと報告しています。しかし、生命を活かし続けている身体の精妙な生理活動や生命尊重の重要さ、そして生活と病気との関連や医療・看護・介護の役割、更には生命誕生の不思議さと生死の意味など、小・中学生にも分かるように平易に教えるだけでなく、「いのち」を考えさせる授業を提供していただきたいものです。

なお女性の健康に関しても、「妊娠中、出産、産後の母体の健康面での負担がどういうものかを学校教育の中で伝えることにより、将来の男性の育児協力につながるのではないか」とそうした教育の必要性と意義を指摘する委員もいました。

性教育については体育・保健体育科が担当、薬物乱用防止については同趣旨の教室を実施しました。「小・中・高における性教育については、教員研修を含めて、スウェーデンやデンマークの進んだカリキュラムに学び体系的に進めていく」必要があるとのコメントを寄せた委員もいました。より根本的に考えると、男女が支配一被支配の関係ではなく、独立した人格同士であることまで深めて、人間教育あるいは人権教育の一環として教育することが肝要であり、そのような点からも取組を見直す必要があります。また性教育は、いのちの不思議さ、大切さから性を捉えなおす必要から受精卵から母体における胎児期を経てヒトが誕生する過程に連続させて教えるべきです。

予防対策課は、H I V抗体検査（22回実施）と相談を実施しました。エイズ予防講演

会（対象は高校生以上の学生）を計5回実施し、性感染症に関する啓発（大学祭、区民まつり、健康ネット博など）活動を行いました。今後は中学生を対象とした啓発を検討中とのことです。いのちの不思議さと大切さとともに、性の意義を理解することが大切です。

生活衛生課は、薬物乱用防止の普及活動を展開。同キャンペーンのポスターや標語を区立中学生を対象に募集し、このキャンペーンに主体的に参画させる企画です。意図としては大変良い試みです。

薬物乱用防止教室について「タバコ・アルコールへの依存症」も付け加えるべきとの提案がありました。視聴覚による教育が効果的です。

3) 実行有効性

「生涯を通じた健康づくり支援」の健康推進課による種々の健康診査は、今後も堅実な事業を期待します。

女性のライフステージに応じた健康教育の充実は、重要テーマであり一層の充実が求められます。また、「女性の健康づくり支援」における健康推進課の他の取組、大学祭での普及・啓発や新生児訪問などの他に、就業や能力発揮の制約となる心身の健康問題についても積極的な支援策に取り組んでください。

「健康に関する正しい理解の促進」に関しては、まず指導室による小・中学校の健康教育、性教育が挙げられていますが、計画的確性の項でいろいろと指摘したように、人権教育、人間教育、いのちの教育、医・看・介護の役割教育などの一環として教えられるべきで、より一層の工夫を求めます。

予防対策課のH I V抗体検査・相談やエイズ予防講演会の開催、性感染症の啓発などについても、順調に実施されました。

生活衛生課の薬物乱用防止キャンペーンは、中学生の主体的参画を促す意図でポスター・標語募集を行ったのですが、応募者の大半が女子中学生で、学校によっても偏りがあったという結果に終わりました。同課は自己評価で「改善あり」の「B」としてはいますが、効果を得られなかった原因を分析し、次回での改善を期待します。

II—2 “めざす姿II”の審議会による外部評価と提言

“めざす姿II”の審議会評価は、「B+」となります。

課題4「働く場における男女平等参画の推進」が「B-」で課題5「さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり」が「B」であったということは、一つには、区民の立場に立てば、就業するうえで現在の職場環境はまだまだ改善の余地があり、より積極的な取組が必要であることを示しています。もう一点は、ひとり親家庭の立場からは、板橋区はまだ住みやすく生活しやすい環境にはなっていないということ。行政への改善の期待が強いということです。他方、課題6「高齢期に安心して生活できる環境づくり」が「A」ということは、高齢者対策が、一部改善すべき点があるとしても、「順調」であることを物語っています。課題7「生涯にわたる心とからだの健康支援」は、自分の心と体の統合の問題や、心と体に関わる自分と他者との関係の問題など、人間的に深く重要な問題が潜んでいますが、区行政の取組自体は、区民への健康支援の観点から信頼度が高く、「A」と解釈できます。

委員からの総評的意見を2、3挙げると、「全体としては概ね良好な取組がなされているが、起業・事業所への普及・啓発活動に関する男女社会参画課と産業振興課との連携が必ずしも十分ではなかったことをはじめ、複数の課に関わる事業においては関係各課の一層の連携・協力が期待される」「女性の起業に向けての支援や、就職・再就職に向けての活動が活発にされている点は評価できる。しかし、その受け皿となる企業・事業所等への働きかけが希薄である」。以上は連携・協働の問題点です。「生涯を通じていきいきとした生活が送れるということは、男女に関係ない人間としての要望であり、希望である」との意見は正論です。

Ⅲ—1 “めざす姿Ⅲ”に関する外部評価の視点

板橋区の男女平等参画に関するこの第3のビジョンは「男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会」をめざしています。「参画」とは単なる参加ではなく、「意思決定過程への参加」を意味することから、“めざす姿Ⅲ”のイメージを描くと次のようになります。「家庭生活と社会活動の両立について男女がパートナーとして、どのようなワークスタイル・ライフスタイルをとりたいか、あるいはとるべきか、また協力の仕方はどうか、どうあるべきか等、共に意見を述べ合い話し合っ、二人の共同意思によって、二人の納得のもと、一つの方針が決定される」。これはいわば、この家庭の第四次行動計画となります。

板橋区が課題としたところは、仕事と家庭生活の両立を本当に実現するため、環境改善、特に企業などの職場における就労環境の改善に身を乗り出す、という側面援助型の支援です。課題8から12の5つの課題から構成されています。

①課題8の外部評価は「B+」です。

1) 理念妥当性

この課題のテーマは、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・推進」です。男女共同参画社会基本法第6条（家庭生活における活動と他の活動の両立）に基づく条例第3条の第5号では、「男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活と、職場、地域等における社会活動を両立することができるように環境が整備されること」を規定しています。

課題8はこの「仕事と生活の調和」を、一方では家庭人、特に男性にも理解してもらって、男女ともども仕事と家庭生活の両方を担当するように促すとともに、他方では職場等にもその趣旨を理解してもらい、特に男性が専ら仕事に縛られ、仕事を続けたい妻がやむなく仕事をやめて家庭生活にとどまらざるを得なくなる事態が起きないように、区民と事業主を啓発するという目的を持っています。

2) 計画的確性

課題8の所管課は男女社会参画課で、啓発・普及活動の一環として、主に育児中の男性を対象に「レッツ！ワーク・ライフ・バランス」イベントを実施しました。更に、他の機

関と共催で「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を開催。委員からは「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて効果的な取組ができている」との評価がある一方、「セミナーだけでは、導入、定着、確認のうちまだ導入にとどまり、実態改善（定着）からはほど遠い。しかも導入方針が妥当であるかを、産業界とともに改善策を模索する努力が求められる」との指摘もありました。それでは、どのようにして産業界と効果的な取組を模索するのか、その方法について「職場での男女平等実現が困難なのが現況である。この改善のためには、直接産業界、即ち板橋産業連合会や東京商工会議所などの関係団体と協議する中で、どのような変化・改善なら企業側でも受け入れ可能かという情報収集と現場感覚のすり合わせがまず必須であり、今後の実態としての改善に結びつくと考えられる」との意見も出されています。

「ワーク・ライフ・バランス」の用語についてもコンセプトをほぐして、誰もが分かるようなものに変えて啓発・普及活動をすることを提案します。

3) 実行有効性

「順調に推進している」との意見が多くありましたが、「レッツ!ワーク・ライフ・バランス」については「実施が1回のみであって参加者数も限られていたので、もっと効果的な宣伝が必要である」との指摘が複数の委員から出ています。また、「育児中の男性に加えて、対象をもっと幅広く考えて啓発していく必要がある」との指摘もありました。男女社会参画課が、男性の育児支援に積極的であるとの評価を得るためには、同様の企画を重ねて実施する必要があるでしょう。そうすることで同課は家事・育児・介護等において男女平等を推進する課であると評価されることになります。

②課題9の外部評価は「C」です。

1) 理念妥当性

課題9は「育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備」を目的とし、「職場の環境整備に向けた支援」と「推進企業・事業所に対する顕彰」の2つの取組から構成されています。内容的には条例の第3条第5号に直接関わります。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

前者の取組の所管課は産業振興課と男女社会参画課です。産業振興課の報告内容は、社会保険労務士などの専門家による「経営相談」が主となっています。次世代育成推進行動計画の中の一般事業主行動計画には、男女がともに仕事をし、且つともに家事・育児・介護などの家庭生活を営むことができる環境整備策が列举されています。子どもの出生時における男性の休暇取得の促進や利用しやすい育休制度の実施や、働き方そのものの見直しに該当する所定外労働の削減、短時間正社員制度の導入・定着、在宅勤務の導入などです。課題9のもとでは、社会保険労務士との相談内容は上記のような事柄であるべきです。委員の中からは、次のような意見が出されていました。子どもの出生時における男性の休暇取得について、「子どもの誕生（退院）直後の3～5日の育児休業は、家族、企業、ワーク・ライフ・バランスともに効果的な改善策であることが各種調査より明らかになっている。24年度中にこの実現のための行動をとり、次年度の自己評価の際に「検討を行った」以上に踏み込んだ具体的報告をしていただきたい」。社会保険労務士による相談につ

いては、「社労士による相談は、経営相談だけでなく、男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会の実現の観点を含む相談も積極的に受けるよう体制を整えることとされたい」とのアドバイスが寄せられています。

男女社会参画課は、課題8とほぼ同じ内容の報告を提出しています。ワーク・ライフ・バランスの考え方を啓発・普及するにとどめず、企業や事業所の環境を一般事業主行動計画の様々な施策へと改善することを狙っており、更なる工夫が求められます。

「推進企業・事業所に対する顕彰」の取組も、所管課は男女社会参画課と産業振興課です。しかし、この事業は震災により24年度に延期となったため未実施となり、「評価外」としました。

③課題10の外部評価は「B」です。

「子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実」をテーマとする課題10は、大きく「子育て関係」と「高齢者・障がい者関係」の2つの取組に分かれます。

1) 理念妥当性

この課題は、仕事と家庭生活の調和を実現するための、区行政による側面支援の上記の取組から構成されています。課題10の重要性については、委員から「育児、介護を安心できる環境は、『男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会（めざす姿Ⅲ）』に繋がる。その意味でも課題10は非常に重要である」とのコメントもありました。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

まず「子育て関係」の取組ですが、「保育サービスの整備」「子どもの居場所整備」「子育てに関する相談の充実」の3つです。

保育サービス課が主管の「保育サービスの整備」は、待機児童対策です。板橋区保育計画（第2期：平成22年度～26年度）によると、平成21年度の待機児童数は481名で26年度に待機児童ゼロが目標です。そのためには、認可保育所、認証保育所、民営保育室の開設や増改築、家庭福祉員の増加で対応しなければなりません。その計算ですと、26年度までに保育サービス定員を1,000人増加させることとなります。

平成23年4月1日の保育所待機児童数は、前年同月比120名減で、341名でした。委員の中からは、「保育サービスの利用定員増に向けた努力は評価できるが、現実には待機児童が解消できていないことから、なお一層の努力と工夫を期待したい」とのコメントが寄せられています。

この待機児童の問題の背後には、「男女等しく仕事に就くとともに等しく保育等の家庭生活に参画する社会」の推進という観点から見ると、仕事と育児をめぐる男女のパートナーシップのあり方という根本的な課題が潜んでいます。

さて、「保育サービスの整備」に関して、更に子ども家庭支援センターと学務課の両所管課が取り組んでいます。

子ども家庭支援センターは、保育所の保育の補完、また在宅の子育てに対し様々な子育て支援サービスのメニューを提供しており、育児支援ヘルパー派遣事業、子ども家庭在宅サービス事業、ファミリーサポート事業、すくすくカード、赤ちゃんの駅、森のサロンや情報提供などを実施しています。

特筆すべきは、区民同士が、育児支援をする方と受ける方となって、子育ての支援をしているファミリーサポート事業です。「区民参画」の点で「参画社会」推進の観点から重要です。また、子どもなんでも相談や児童虐待相談などの相談窓口を設置するなど、種々の援助事業を展開しています。同課の自己評価は、ファミリーサポート制度には利用集中の時間帯に希望に応じられない改善点があるとして、「改善」としています。この点について委員からは、「ファミリーサポート事業は、支援者が少なくマッチングが難しいとのことだが、ヒアリングでも出ていた、上手く機能している区（北区）などを参考にして改善していただきたい」との要望が出されていました。

学務課の取組は、「預かり保育を実施している私立幼稚園に補助金を交付し、事業の一層の充実を図る」ことですが、この事業は板橋区次世代育成推進行動計画に則るものです。平成23年度は1園増えて、36園中33園となったとの報告がありました。

次に「子どもの居場所整備」。子ども政策課、子ども家庭支援センター、学校地域連携担当課の3課が所管しています。

様々な理由で、家庭という安心・安全な居場所に常時居ることが困難な子ども、あるいは親子のために、行政が一時的ですが、居場所を提供することになります。3課は3者3様の居場所づくりを行っています。

子ども政策課は、乳幼児親子に対して「すくすくサロン」を設置、子育て支援として「幼児ふれあいひろば」「のびのびひろば」「母親教室」を実施、児童に対しては「学童クラブ」で受け入れる等々、「ひろば」＝居場所を提供しています。子ども家庭支援センターは、居場所そのものの提供というよりは、子育て支援の人材育成や支援サークルの活動の支援・交流などを通じて、地域における子育て支援を推進しています。

学校地域連携担当課は、主に土・日曜日の子どもの居場所づくりとして、いきいき寺子屋事業を小・中学校で実施しています。25年度までに全小学校で実施する予定です。また板橋区版放課後対策事業あいキッズを区立小学校17校で実施していますが、これも27年度までに全小学校で実施予定です。学校は家庭とは異なりますが、寺子屋やあいキッズが教育機会を提供するだけでなく、互いを受け入れ、尊重し、温もりのある家族に近い共同体をつくるという共通の目標を持って運営されれば、家庭的な居場所にもなるでしょう。更なる改善を期待します。

最後に「子育てに関する相談の充実」ですが、これに関わる所管課は、保育サービス課、子ども家庭支援センター、子ども政策課、健康推進課です。

保育サービス課は、在宅で子育てしている区民にも、区立保育園を開放し、育児相談を含め支援を行っています。今後も一層の充実を期待します。

子ども家庭支援センターは、虐待防止の観点から、子育ての不安や児童自身の悩みに関する相談を受けています。最も深刻かつ複雑な問題なので他部署や関連機関と連携・協働しつつ対応することが望まれます。

子ども政策課は、乳幼児親子専門ルームの「すくすくサロン」で、育児について気軽に相談できる窓口を提供しています。同課は、自己評価表のコメントに「今後の子育てトータルサポートプランの中で、親育ちは重要な要素である」との重要な認識を示しています。子育ての問題は、男女の関わり方、親子の関わり方の問題であり、また家族共同体のあり方の問題でもあるので、「親育ちの問題」との指摘は的確です。「親育ち」をも含む取り

組み方の構想をお願いしたいものです。

健康推進課は、具体的な取組として、乳児の月齢や保護者の状況に応じた実践的な情報提供と、健全な食生活を実践できるよう食育の推進を挙げています。食育については、依頼のあった保護者宅に行き、離乳食の作り方など、個々に対応した具体的指導を行っているとのこと（離乳食訪問お助け隊事業）。

「家庭」は、子どもたちだけでなくおとなも含めて、そこで心身ともに委ねることができ座標原点と言えますが、子育ての相談は、まさにこの「家庭」をめぐる子育ての問題を反映しています。今後とも、3課が連携しつつ子育て相談事業を展開することを願います。

「高齢者・障がい者関係」の取組は一つ、「高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実」です。担当部署は、おとしより保健福祉センター、障がい者福祉課、福祉事務所の3課です。

おとしより保健福祉センターの事業は、認知症高齢者援護事業・キャラバンメイト養成講座、認知症サポーター養成、高齢者あんしん協力店舗登録、地域ボランティアの養成、介護実習普及センターによる区民向け講座等でした。

老人福祉法第2条第1号の「社会に長年寄与してきた老人への敬愛」、第2号の「生きがいを持てる健全で安らかな生活の保障」、第3号の「希望と能力に応じて、適当な仕事に従事する機会その他社会活動に参加する機会を与えられること」に表されている基本理念を噛みしめて活動を展開することを切に願います。

障がい者福祉課の取り組み内容は、障がい者への相談支援、緊急保護施設の運営、自立生活支援事業介護セミナーの開催などです。緊急保護の主な理由は介護者の入院、傷病、休養です。「介護者の負担の軽減に寄与した」とのコメントのとおり、今後も介護者の心身の負担軽減に少しでも役に立つ企画をお願いしたいと思います。介護セミナーは年5回、50名の参加がありました。介護の質が向上すれば、障がい者の生活の質も向上します。なおセミナー全般に関して「セミナー参加者数増加を目標で定めていただけたらと思います」との意見も出されています。

福祉事務所の主要な取組は、関連部署と連絡をとりながら、各種相談を受けて、問題解決のために支援・援助を行うことです。今後は「説明義務」を意識して、報告をお願いします。

④課題11の外部評価は「B」です。

1) 理念妥当性

課題11「男女が協力して家事・育児・介護等を担うための支援」は意識啓発の取組であり、課題8の「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発・普及」と関連の深い事業です。男女社会参画課と障がい者福祉課が関わっています。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

男女社会参画課は、男女共同参画週間の記念事業「レッツ！ワーク・ライフ・バランス」を開催し、子育てパパたちによるディスカッションや対談は好評だった、と報告しています。情報誌「あいしてい」では、改正育児・介護休業法について特集を組みました。

女性学を推進してきた活動家の人たちも、かなり以前から、男性学が必要と主張していました。これからは男女ともども、仕事と家庭生活について平等な立場から意見を話し合うことで共通の認識を得て、両者が納得する結論に至るというプロセスがますます大切になります。男女の間で、どれ一つとっても、話し合いなしに自明のことはありません。男女平等参画社会の第一歩は、家庭生活において男女が平等に、生活の基本方針などの決定プロセスに参画することです。

レッツ！ワーク・ライフ・バランスについて複数の委員から、厳しい批評と提案がありました。

意見1：レッツ！ワーク・ライフ・バランス等のセミナーに出席できるのは、むしろ既にワーク・ライフ・バランスを実現している男性である。保育園や幼稚園を通じて、より基礎レベルで、園の保健便りや食育便り等のような読み物風の男性啓発プリントを、毎月配布することで、幅広い啓発が可能になると思われる。

意見2：レッツ！ワーク・ライフ・バランスを1回、子育て中の男性対象に実施したことは良いが、男女がともに家庭生活を担うための支援としての意識啓発としてはまだ十分とは言えない。対象も結婚前の男女を含むべきです。なぜかと言うと、女性の中にも、家事・育児・介護は女の仕事と思う潜在意識から抜けられずにいて、仕事、家事・育児・介護を一人で引き受けて、倒れそうになってがんばっている方もいるからです。

意見3：取組の実施の評価の仕方について「レッツ！ワーク・ライフ・バランスでのアンケート結果（16名）により、『来場者に大変好評であった』と結論づけているが、アンケートを出さなかった人は満足していたか、参加者数は少なくなかったか、対象者は妥当だったか、イベントにより家庭協力につながったかなど、効果の分析により、より良い方策を検討し実施して欲しい」。

⑤課題12の外部評価は「B+」です。

1) 理念妥当性

テーマは「男女がともに地域活動に参画するための支援」です。「仕事と生活の調和」の中の「生活」は家庭生活だけではなく、地域活動を含む日常生活も示します。更に「参画」の真義から言えば、政策や方針決定に参画する「公民としての社会的な生活」が最も重要な内容です。課題12については、地域コミュニティにおける地域社会での生活に焦点が置かれており、これも広い意味では、公民、市民としての公的活動に含まれます。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

所管課は、地域振興課、清掃リサイクル課、防災対策担当課の3課です。

地域振興課の取組は、簡潔に言えば、ボランティアの活性化です。いたばし総合ボランティアセンターをリニューアルして平日夜間や土日にも受付可能としました。東日本大震災の影響もあって個人ボランティア登録者数は増加し、現在763名を超え、そのうち女性は466名、63%です。今後の発展が大いに期待できます。

清掃リサイクル課における「地域活動への参画支援」は、専ら区民によるリサイクル推進員としての地域活動への参画推進です。24年度のリサイクル推進員の男女比は、女性306名、男性261名で、ボランティアと同様、女性が上回っています。リサイクルだ

けでなく、3R (reduce, reuse, recycle) 運動・排出物ゼロ作戦 (no emission) など、生活や生活環境の質向上をめざす改善運動を推進すれば、自ずから板橋区の自然・文化環境と人間生活との調和の実現につながるでしょう。

防災対策担当課は、平成23年3月11日以降、男女平等参画の観点から現在最も注目を浴びている「災害と女性」に関係する課です。同課の報告では、板橋区の防災リーダーの養成数は3,764名。うち45%は女性で、男女比が均衡しています。

平成23年7月29日に国の東日本大震災復興対策本部が策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」では、基本的考え方の一つとして、「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する」ことが明記されています。

阪神・淡路大震災、新潟県中越大震災、東日本大震災の反省から、災害予防、被災中、被災後、復旧、復興のどの場面でも女性の視点が不足し、女性（高齢者、障がい者に対しても同様）への配慮が希薄或いは欠落していたことが様々な分野で指摘されています。この反省を踏まえて、復興だけではなく、防災対策においても、その立案から決定に至る全プロセスに必ず女性が参画するよう、しかも理想的には委員の半数を女性が占めるよう改革されるべきと考えられます。23年度事業に十分反映する余裕がなかったとはいえ、重要な視点であることから改善の余地があります。

次のような委員のコメントは、大切な視点を指摘しています。「被災地では女性・高齢者等体力面での弱者に対する強奪や、女性の洗濯物やトイレ、お風呂などの問題など、女性に対する様々な問題が発生したというので、女性リーダーの増員と女性の視点も取り入れた防災訓練やシミュレーションが必要と思います」。

また、地域活動に積極的に参画している委員からの感謝のコメントもあります。「自分が日々感じたことを記すと、ボランティア情報、町会・自治会・老人会への参加、リサイクルへの取組、防火防災活動への取組、これらの活動が地域運動の大きな柱になっている。このことは行政の強い後押しがあるからである」。

Ⅲ—2 “めざす姿Ⅲ”の審議会による外部評価と提言

“めざす姿Ⅲ”は課題8～12で構成され、それぞれ評価は「B+」「C」「B」「B」「B+」でしたので、審議会としては全体として「B」とします。

男女平等参画社会実現のために行政がめざすべき目標として次のような意見がありました。「女性活用推進については、『女性が長く働き続けられるような環境を考えること』。『女性自身が長く働き続けたいと思えるような環境を整えること』。特に後者は『女性が働き続けた先に、自身にとって望ましいと思えるような将来のビジョンを示すことができるかどうか』、そして『女性の長期的なキャリア形成に対して国が、区が、効果的な支援を行えるかどうか』が課題であると思う」。

現実的な改善方法について男女社会参画課に対して一般的助言を行っているコメントもありました。これは関係する他の課にも該当するでしょう。「行動計画が『方法』と『現場』と『とりこぼし（への対応）』から構成されるとすれば、『現場』の必然的構造を無視しては、改革は達成されない。『現実』『現場』に受け入れられる提言を対象との話し合いの中で模索し、一つひとつ形にしていくことが、男女社会参画課の役割である」。

IV—1 “めざす姿Ⅳ”に関する外部評価の視点

第四次行動計画を支える4つの「めざす姿」の最後です。条例の第3条第1号「人権の尊重」と、今日的課題に関わる第4条の「性別による権利侵害の禁止」に該当します。

なお、課題13～18は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく板橋区の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」です。課題は13～19の7つです。

①課題13の外部評価は「B」です。

1) 理念妥当性

課題13のテーマは「女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育」で、取組は2つあり、「女性に対する暴力防止に関する普及・啓発」と「学校等と進める予防教育」です。

配偶者暴力相談支援センター開設元年であることから、同センターの所管課である男女社会参画課は、DV防止に関する普及・啓発に取り組んだことが報告されています。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

「女性に対する暴力防止に関する普及・啓発」の具体的取組は、DV支援シートの作成・配布、情報交換・資料提供、パンフレットやカード、セミナー開催、デートDV高校出前講座、パープルリボン作りなどです。2年目も初志を忘れず、更に発展させることを望みます。委員からは現実的な対応を求める次のようなコメントが出されました。「高校出前講座は、2、3ヶ月前に申込ではなく、複数日程希望を実施者と調整しながら1ヶ月程度前でも実施できる体制が教育現場にとって現実的だと思われる」。

「学校等と進める予防教育」は、指導室と男女社会参画課が所管です。指導室の回答は、「学校等における男女平等教育・学習の充実」の取組とほぼ同じ内容で、その取組を考察した際に男女平等教育の観点から板橋区の年間授業計画は内容が少ないことを指摘しましたが、「女性に関する暴力」に関しても同様です。例えば、恋愛とストーカー行為の連続性との決定的違いを生徒にとって分かりやすい切り口から教えるなど、予防教育に工夫をこらしていただきたい。

委員から出された次のような基本的な提案も大切です。「女性に対する暴力を許さない社会へ向けたDVそのものが、まだまだ認識されていないので、DVとは何かという基本の啓発から進めていく必要がある。生徒・学生・保護者向けのパンフや講座・授業等いろいろな場と形で予防教育を進め啓発する必要がある」。

また、別の委員からは区立小・中学校の人権教育で、DVに限らずあらゆる暴力について「(暴力は) やってはいけないこと、心を傷つけることも暴力、との基本的なことを徹底して教育して欲しい。各学年で最低1回は授業を行うように指導していただきたい」との切実な要望が出されています。

②課題14の外部評価は「A」です。

1) 理念妥当性

テーマは「DV被害者の立場に立った相談体制の構築」で、テーマは2つあり、「早期発見へ向けた仕組みづくり」と「DV相談体制の強化・充実」です。前者は、具体的には「通報に関する情報の周知」の取組です。DV被害者は、身体的暴力を受けたり、精神的暴力や経済的暴力、子どもへの虐待などで家を出て避難したいという選択肢を選ぶ可能性が大きくなります。あるいはその前に、知り合い等に相談する場合があります。

深刻なケースでは、身内や友人・知人、身体の被害を診察し治療した医師や、民生・児童委員、保育園・幼稚園、小・中学校の関係者など、地域の人たちが警察や配偶者暴力相談支援センターに通報することもできます。

しかし、通報するためには通報に関する情報が周知されていなければなりません。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

上記の目的のために男女社会参画課は、パンフレットやカードを作成して配布したり、「スクエア・I」で特集を組んで、通報場所について周知に努めています。

同課の相談業務には、総合相談、フェミニストカウンセリング、DV専門相談の3種類があり、これをパンフレットやセンターだよりなどで周知するのが、「相談に関する情報の周知」です。

DV相談では、まず被害者を受け入れ、傾聴し、被害者の立場に立って解決策を考えるという対応が重要ですが、同時に、記録づくりや治療を受けた診断書など、事実認定のためのアドバイスも必要です。配偶者暴力相談支援センターが親身になって対応し、しっかりと対策を講じてくれるという実績が最も効果的な「周知」となるでしょう。

委員からは、成果指標の『相談しなかった人の中で相談先が分からなかった人の割合』7.2%を0%にするには、現状では不十分であると思われる」との指摘があり、別の委員からは、例えば「トイレを含め目につく場所にはる等の工夫は効果が高い」と、周知のための一層の工夫を提案しています。

次に、「配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置」という同一テーマに取り組んだのが、男女社会参画課と福祉事務所の2課です。男女社会参画課は、この施設設置によって「いたばしIダイヤルや総合相談でのDV被害の把握や、DV専門相談の面談を通して、DV被害に特化した細かな相談が受けられるようになった」と自己評価しています。特に「DV証明書を区で発行できるようになり、より迅速な支援ができるようになった」点を強調しています。しかし「被害者のその後の状況把握については連携面で課題がある」ことも課題としています。配偶者暴力相談支援センターは調整機能を発揮し、潜在化するDV被害者の早期発見に向けた仕組みづくりやきめ細かな対応が行える相談体制の整備を推進してください。

③ 課題15の外部評価は「B+」です。

1) 理念妥当性

テーマは、「緊急時における被害者の安全確保と適切な支援」で、所管課は、男女社会参画課、福祉事務所、子ども政策課の3課です。

緊急時とは、暴力によって家庭にいたることができず、すぐにでも救出しなくてはならな

い状況を指します。配偶者暴力相談支援センターと福祉事務所の連携は円滑かつ着実に進まなければなりません。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

初年度ということで、その連携に課題があったことを男女社会参画課は反省していません。

リスクマネジメントでは、予防（準備）、リスク発生時、リスク後の対策のどの段階もおろそかにできないことは、昨年原発災害からも教訓を得ています。緊急に対応できなくては、準備万端でも、効果は半減以下です。綿密に連携体制を整えることが大切です。

子ども政策課は、今後も円滑な支援を望みます。

委員の中からは、DV被害者の保護に関連する諸機関の緊密な連携について、様々な必要商品を一箇所で購入できるワンストップショップの比喻を用いて次の提言がありました。「都配偶者暴力相談支援センターとの連携や福祉事務所の対応など、基本的にはワンストップショップとなるよう一層の取組が期待される」。

いずれにせよ、生命・生活の危機に関わる緊急時の縦割り行政は、深刻な阻害要因です。他の委員は、「土日の対応」についても検討を求めています。

④ 課題16の外部評価は「B+」です。

1) 理念妥当性

課題16は「DV被害者が自立するための支援」。取組は4つで、それぞれ、「庁内各種手続きの円滑化」「被害者等に関わる情報の保護」「生活再建に向けた支援」「子どもへの継続的支援」です。生命の安全が確保され、生活を再スタートさせる段階は、被害者の今後の人生を左右させる極めて重要な分岐点となります。支援側にもその覚悟が必要です。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

はじめに「庁内各種手続きの円滑化」のテーマですが、男女社会参画課が所管です。同課は、どの部署がどのように支援し、どこからどこへと連携のネットワークを続けるのか等がひと目で解るシートを作成し各部署や地域で活動する支援者に配布し、円滑化を図っています。また、被害者支援に直接関わる所管の担当者によるDV担当者連絡会を新規に開催し、課題を共有しました。

「被害者等に関わる情報の保護」も男女社会参画課です。個人情報保護のリスクについても検討が必要でしょう。十分に配慮した施策を行われるよう期待します。

「生活再建に向けた支援」は、7課が担当しています。福祉事務所、産業振興課、男女社会参画課、住宅政策課、国保年金課、学務課、保育サービス課です。

福祉事務所は、相談も受け付けますが、「最も大切な被害者の安全の確保が十分に達成され、生活再建を順調に果たしている相談者も多い」として、自己評価を「順調」としています。しかし、男性被害者の対策も検討し、救済計画を立てることが必要です。

産業振興課は、DV被害者の就労に向けた支援に関わることが期待される部署ですが、就職カウンセリングを含め被害者の就労については、特別配慮をすべきではないでしょう

か。

男女社会参画課は、DV被害者で就労支援を必要とする方の支援を行うとともに、関係機関も紹介しています。しかし、関係各課や区内警察等で構成されるDV連絡会や具体的な支援課題を共有する担当者連絡会に加えて、案件ごとのケース会議の必要性も感じています。中心はあくまでDV被害者で、その方の救済や生活再建に向けて、各部署が連携・協働していくことが重要です。被害者の立場に立った支援を遂行されることを望みます。

国保年金課は、健康保険と年金について、「一人の被害者の生命・生活維持」を合言葉に、男女社会参画課や福祉事務所等と密接に連携して職務遂行をしてください。学務課は、「児童や生徒の保護を最優先に就学の支援事務を行っている」と自己評価しています。しかし事務処理だけでなく、親のDV被害という体験をしている転入生に対しては、カウンセリングなどの配慮も必要ではないでしょうか。実質的な支援を期待します。

「生活再建に向けた支援」の最後の所管課は保育サービス課です。板橋区児童虐待防止マニュアルに基づいて、保育園において虐待児童の早期発見と関係機関への通報を行っています。配偶者暴力相談支援センターとの連携強化を図るなど、一層のネットワークの充実を望みます。

課題16には「子どもへの継続的支援」をテーマにする取組も属しています。この所管課は子ども家庭支援センターです。

厚生労働省の「要保護児童対策地域協議会設置の運営方針」によると、「虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童（＝保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の早期発見や適切な保護を図るため、地方公共団体は、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができる」としており、板橋区もそれに基づいて、要保護児童対策地域協議会を設置しています。同センターの報告では、23年度の協議会の代表者会議を1回、実務者会議を17回、個別ケース会議を279回開催しています。虐待の発見、そして虐待されているその一人の児童のための個別かつ人格的対応に関して、一層の努力を期待します。

⑤ 課題17の外部評価は「B+」です。

1) 理念妥当性

「関係機関等との連携推進」をテーマとするこの課題の取組は「関係機関や地域ネットワークとの連携協力推進」で、担当部署は男女社会参画課、福祉事務所、子ども政策課、子ども家庭支援センターの4課です。

DV被害者（及び虐待児童）の救済—保護—生活再建のためのネットワークづくりで、被害者自身がそのプロセスの中で、「安心・安全な状態に移っている、助かった、がんばろう」という気持ちが持てるようになれるかどうか（虐待児童の場合は、安心・安全で健全に成長できる生活環境が確保されたかどうか）が、このネットワークの実質的な有効性の評価基準として問われています。被害者は一人ひとり個性も生活・人生も異なる人物で、状況も異なります。ネットワークも、臨機応変、融通無碍に動かなければなりません。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

男女社会参画課の作成したフローチャートや連携図は、役割の全体の流れの中でどこに位置し、何をすべきかというオリエンテーション的機能を持っています。自分の部署を介して、どのように被害者の救済は向かうべきかをすべての関連部署が共有することで、連携と協働はより確実なものになっていくことでしょう。ネットワークが実態に即した実効性のあるものとなるよう、関連部署には一層の協力をお願いします。

男女社会参画課は、緊急時に適切な対応がとれていない点を反省し、自己評価を「改善」としていますが、他の3課は「順調」と自己評価。しかし、この自己評価については「連携の評価が（男女社会参画課と比べて）福祉事務所は甘いのではないか」との指摘や、「地元各機関との連携はあまり進んではいないと普段から感じていた」との率直な感想が委員から出されています。

また、他の委員からは、DVや児童虐待などの事案について、関係機関との連携が不可避との指摘があります。「緊急時のDV被害者の保護や総合的支援には関係機関との連携が不可避であり、個別事案ごとに連携が必要な機関の確認が必要である」。庁内の連携だけでは有効に対応できない点は、外部機関の協力も不可欠で、早急に準備態勢を整える必要があります。

⑥課題18の外部評価は「A」です。

1) 理念妥当性

テーマは「相談等に関わる人材の育成」。取組は「研修等の充実」で、所管課は男女社会参画課です。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

23年度は、年間を通じて12回、東京ウィメンズプラザや東京都女性相談センターの研修に参加し、知識や技術を高め、二次被害防止についても学んだとの報告がされています。DV及び児童虐待は、被害者の生死に関わる可能性を秘めている深刻な問題であることを深く受け止めて真摯に研鑽することを願います。

多くの委員から「概ね評価どおり実施されている」との意見が寄せられています。特に、「相談員の精神的ケアへの対応もあり効果的な研究体制である」との指摘がありました。

なお、委員の中から「職員の異動などに伴い、相談業務の質が落ちないように、教育プログラムを決めて実施して欲しい。習熟度試験などを行う方法も検討が必要」と、一層の質的向上の要請があります。

⑦課題19の外部評価は「B-」です。

1) 理念妥当性

テーマは「性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応」で、取組は3つあり、「セクシュアル・ハラスメントの防止」「性別等に基づくあらゆる人権侵害・暴力を予防し根絶するための意識啓発」「メディア・リテラシーの向上」です。DVに限定されない広範囲にわたる性別等による人権侵害や暴力等への防止策が取り組まれています。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

最初の「セクシュアル・ハラスメント（以下、セクハラという。）の防止」の所管は、男女社会参画課と産業振興課です。

男女社会参画課は、職員向け、一般区民向けにセクハラを特集したセンター通信を発行し、予防防止の啓発に努めましたが、「事業主へのセクハラ防止の働きかけが不十分だった」という、極めて重要な反省の弁を述べています。トップの考え方、経営方針一つで、職場風土ががらっと変わることが多く、トップに対してセクハラ禁止の働きかけが不十分であったということは、セクハラ防止にとって抑制的効果となります。より一層の工夫と働きかけの強化を望みます。

産業振興課は、「事業主への意識啓発を進めることを予定していたが、実績はなかった」という報告をしています。具体的な取組等の検討を求めます。

男女雇用機会均等法の観点から、次のような委員からのコメントもありました。「セクハラは、働く人の個人としての尊厳を傷つける社会的に許されない行為でもあり、働く人が能力を十分に発揮することの妨げにもなっている。男女雇用機会均等法においては、職場におけるセクハラ対策について、雇用管理上必要な対策をとることが義務づけられている。取り組み姿勢として掲げられている項目なので、区として積極的な姿勢で取り組んでほしい」。まさに正論です。24年度には改善の成果を期待します。

次に、取組「性別等に基づくあらゆる人権侵害・暴力を予防し根絶するための意識啓発」で、所管課は男女社会参画課です。「あらゆる」ですから、予防・根絶の対象はDVだけでなく、セクハラ、ストーカー、性犯罪など、広範で多様な性的暴力や高齢者、児童、障がい者、低所得者、外国人などへの差別も含まれます。女性が高齢の場合、人権侵害・暴力は、より複雑に、より深刻になります。重要なことは、一人の人間が差別や暴力の被害を蒙っているという事実です。「支援を受ける側に立った推進をしてほしい」「啓発活動にとどまらず、より実効的な方策を検討し、セクハラや性別に基づく人権侵害の防止の意識を社会の隅々まで行き渡らせるという不断の努力が必要である」とのコメントが委員から寄せられていることにも耳を傾ける必要があります。

最後に取組「メディア・リテラシーの向上」ですが、所管課である男女社会参画課は、区の広報、パンフレット、ちらし、ポスターはもちろんのこと、イベントや会議などの発言でも女性差別を再生産しないよう、職員の意識向上を図る様々な対策を講じています。

IV—2 “めざす姿Ⅳ”の審議会による外部評価と提言

“めざす姿Ⅳ”は7つの課題から構成されていますが、それぞれ評価が「B」「A」「B+」「B+」「B+」「A」「B-」であったことから、全体は「B+」とします。

“めざす姿Ⅳ”の実現状況をもっと分かりやすくイメージすると恐らく次のようになります。

配偶者からDVを受けたとき、相談体制、通報体制はどうでしょうか。配偶者暴力相談支援センターが開設されたこともあり、かなりしっかりとした準備が整えられつつありますが、緊急避難となったらどうでしょうか。連携がまだ十分確立していないようで、若干

の不安要素があります。

DVから避難し、家を出て母子で自立することにした場合、親子での生活の再建が課題です。この点については、ある程度、区の支援体制が整えられており、安心な面もありますが、就労支援について不足している面も否めません。

DV被害者保護の関連機関のネットワークも堅実に機能しつつありますが、今後は、個々の被害者の立場に立った支援のネットワークづくりと庁外の機関との連携体制の準備が課題のようです。しかし相談員の人材育成に力を入れているので、相談体制も被害者中心の充実したものになることを期待します。

女性のDV被害を中心の支援体制は確実に整いつつありますが、それ以外の人権侵害については、セクハラ対策に象徴されるように、残念ながら行政の対応は決して十分とは言えません。依然としてセクハラが横行することが危惧されます。

区では、メディアによる差別や人権侵害・暴力を助長する表現を自粛するよう普及・啓発活動に力を入れており、女性区民の人権に関する生活・社会環境は、この面でも着実に良い方向に進みつつあると言えますが、庁外メディア・リテラシーの向上については今後の課題として残っています。

参 考 资 料

評価方法について

【めざす姿1「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会】

課題1：行動に結びつく男女平等の意識づくり

めざす姿1

B

【外部評価:めざす姿】
「課題」ごとの外部評価を踏まえて審議会が最終的に達した評価点
(評価方法:●段階3参照)

施策の方向:(1)男女平等意識の普及・啓発			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	施策の方向	課題	課題	
							平均	決定
1	板橋区男女平等参画条例の理念の理解と定着	区民まつりや成人式等、多くの区民が集まる場における普及・啓発活動の展開 年代や状況等に応じた効果的な普及・啓発方法の工夫	A	男女社会参画課	① A	A	B	B
2	実践につながる地域の課題解決支援	DV講座等、 上げる取組の	A	男女社会参画課				
3	より効果的な普及・啓発のための手法の検討・活用	メールマガジンの活用 ホームページや情報誌の見直し・充実 チラシ・パンフレット等の配布方法の見直し 「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間等に戦略的なPRを実施	A	男女社会参画課				
4	大学や町連、商連、産連等と協働で進める意識づくり	大学との協働推進 商連、産連等との連携	A	男女社会参画課				
施策の方向:(2)男女平等推進センター スクエア・I(あい)の機能充実・活性化								
5	センター活性化へ向けた取組	センターのあり方を検討する体制づくり 講座等の企画内容・実施方法の見直し 区民が交流・学習する場としての機能充実 センター及び事業の周知・情報発信の充実	A	男女社会参画課	② A	A		

23年度実施状況調査(一次評価表)の「6:自己評価」を転記

【外部評価:課題】
一次評価、課題の平均等を踏まえて審議会が最終的に達した評価点
(評価方法:●段階1、2参照)

【ポイント評価:施策の方向】
「取組」に対する評価(A+A+A+A)を集計し、平均ポイントにより評価点を決定する。
(計算方法:●基準1参照)
※算出例のとおり

【ポイント評価:課題】
「施策の方向」の評点を合計(①+②)し、平均ポイントにより評価点を決定する。
(計算方法:●基準2参照)

■一次評価(取組⇒施策の方向)

●基準1:「施策の方向」単位ポイント集計

「施策の方向」ごとに、「取組に対する評価(自己評価)」を下記の計算方法により集計し、各取組が施策の方向に合致したかを平均ポイントにより算出し、評点を記載した。

なお、この評点は、あくまでも自己評価をもとに下記のルールに基づき集計したものであり、事務局の判定・判断は加味しない。

【計算方法】A(順調)=100ポイント B(改善)=60ポイント C(不十分)=30ポイントとし、次の計算式により算出する。
(各取組のポイント合計)÷(取組の数)で算出されたポイントを条件に従い評点で表している。

評点	内容	条件
A	各取組は施策の方向に合致し、進捗している。	90ポイント以上
B+	各取組は施策の方向に概ね合致し、進捗しているが、さらなる拡充が求められる。	80ポイント以上
B	各取組は施策の方向にほぼ合致し、進捗している。	70ポイント以上
B-	各取組は施策の方向にほぼ合致し、進捗しているが、さらなる改善が求められる。	60ポイント以上
C	各取組は施策の方向に合致して進捗しておらず、不十分である。	60ポイント未満

[算出例:施策の方向(1)]A+B+A+B⇒(100ポイント+60ポイント+100ポイント+60ポイント)÷4取組=80ポイント⇒B+

●基準2:「課題」単位ポイント集計

「課題」ごとに、「施策の方向」単位の評点を集計し、各施策の方向が課題の解決につながったか確認を行った。

なお、この評点は、あくまでも下記のルールに基づき集計したものであり、事務局の判定・判断は加味しない。

【計算方法】A=100ポイント B+=80ポイント B=70ポイント B-=60ポイント C=30ポイントとし次の計算式により算出する。

(各施策の方向のポイント合計)÷(施策の方向の数)

評点	内 容	条 件
A	課題解決に向けて進捗している。	95ポイント以上
B+	課題解決に向けて概ね進捗しているが、さらなる拡充が求められる。	85ポイント以上
B	課題解決に向けてほぼ進捗している。	75ポイント以上
B-	課題解決に向けて、さらなる改善が求められる。	65ポイント以上
C	課題解決に向けて進捗しておらず、不十分である。	65ポイント未満

[算出例:課題1] ①B+ + ②A ⇒(80ポイント+100ポイント)÷2施策の方向=90ポイント⇒B+

■外部評価(課題⇒めざす姿)

●段階1:「課題」に対する審議会委員の評点基準と平均評点

一次評価を踏まえて、「課題」ごとに各委員が評価した評点を合計し、平均評点を算出した。

評点	内 容	ポイント	課題ポイント計÷人数	平均評点
A	課題解決(めざす姿の達成)に向けて良好である。	100	95ポイント以上	A
B+	課題解決(めざす姿の達成)に向けて概ね良好であるが、さらなる拡充を求める。	80	85ポイント以上	B+
B	課題解決(めざす姿の達成)に向けてほぼ良好であるが、さらなる改善を求める。	70	75ポイント以上	B
B-	課題解決(めざす姿の達成)に向けて、さらなる改善を求める。	60	65ポイント以上	B-
C	課題の解決(めざす姿の達成)につながっておらず、不十分である。	30	65ポイント以下	C

【計算方法】 (各委員の「課題」評価ポイント合計)÷委員人数=「課題」の平均評点

●段階2:「課題」に対する審議会の評点

段階1で算出した審議会委員の評点の「平均評点」及び一次評価を踏まえ、審議会において最終評価に達したものの。

●段階3:「めざす姿」に対する審議会の評点

段階2で算出した「課題」評価を踏まえ、審議会において検討し、最終評価に達したものの。

第四次行動計画体系における評価点一覧

めざす姿1:「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会

めざす姿
1

B

課題1: 行動に結びつく男女平等の意識づくり

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向:(1)男女平等意識の普及・啓発			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題1	課題1	
							平均	決定
1	板橋区男女平等参画条例の理念の理解と定着	区民まつりや成人式等、多くの区民が集まる場における普及・啓発活動の展開 年代や状況等に応じた効果的な普及・啓発方法の工夫	男女社会参画課	A	A	A	B+	B+
2	実践につながる地域の課題解決支援	DV講座等、地域で課題を共有し解決につなげる取組の実施	男女社会参画課	A				
3	より効果的な普及・啓発のための手法の検討・活用	メールマガジン、携帯サイト等多様な通信媒体の活用	男女社会参画課	A				
		ホームページや情報誌の見直し・充実						
		チラシ・パンフレット等の配布方法の見直し 「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間等に戦略的なPRを実施						
4	大学や町連、商連、産連等と協働で進める意識づくり	大学との協働推進 商連、産連等との連携	男女社会参画課	A				
施策の方向:(2)男女平等推進センター スクエア・I(あい)の機能充実・活性化			男女社会参画課	A	A	A	B+	B+
5	センター活性化へ向けた取組	センターのあり方を検討する体制づくり						
		講座等の企画内容・実施方法の見直し						
		区民が交流・学習する場としての機能充実						
		センター及び事業の周知・情報発信の充実						
6	区民との協働推進	区民との協働による企画・事業等の実施						
		いたばし男女平等フォーラムの実施						
		「センターだより」の発行						
7	男女平等推進センター登録団体への支援	男女平等推進センター登録団体への支援	A					
8	相談体制の充実	専門相談の実施	男女社会参画課	B				
		相談方法・相談時間等の検討・見直し						
		相談事業の周知						

課題2: 学校等における男女平等教育・学習の充実

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向:(3)学校、幼稚園、保育園等における男女平等意識の形成			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題2	課題2	
							平均	決定
9	生徒、児童、園児等の男女平等意識の向上	教材・カリキュラムの充実	指導室	A	A	A	B	B
		幼稚園教材・カリキュラムの充実						
		東京都教育委員会人権尊重教育推進校の申請						
		小・中学校での男女混合名簿の推進	保育サービス課	A				
保育園教材・カリキュラムの充実								

施策の方向: (4)教育に携わる者の男女平等意識の向上			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題2	課題2	
							平均	決定
10	教職員等へ向けた意識啓発の促進	教員研修の充実	指導室	A	A	A	B	B
		教育課程・校内研修体制の充実						
		幼児教育に関わる教員研修の充実						
		保育士研修の充実	保育サービス課	A				
		幼児教育等に関わる職員研修の充実	子ども政策課	A				

課題3：政策・方針決定過程等における女性の参画促進

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向: (5)政策・方針決定過程等への女性の参画拡大			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題3	課題3	
							平均	決定
11	審議会委員等への女性の参画促進	女性委員比率40%に向けた積極的な取組	男女社会参画課	A	B+	B	C	C
			総務課	B				
12	区民の区政参加・意見反映機会の充実	いたばし・タウンモニター制度	広聴広報課	A				
		区民と区長との懇談会						
13	女性リーダーの育成と活用	いたばしアイカレッジ等意識改革・動機づけにつながる取組	男女社会参画課	A				
		町会連合会における女性参画の推進	地域振興課	A				
		産業連合会における女性参画の推進	産業振興課	C				
		商店街連合会における女性参画の推進						

めざす姿2：生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会

めざす姿2

B+

課題4：働く場における男女平等参画の推進

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向: (6)男女の均等な機会と待遇の確保促進			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題4	課題4	
							平均	決定
14	企業・事業所への普及・啓発	女性の就業確保や男女雇用機会均等法等の遵守などに関する普及・啓発	男女社会参画課	B	B+			
		ポジティブ・アクション推進に向けた普及・啓発	産業振興課	A				
施策の方向: (7)多様な能力の発揮を可能にするための支援								
15	若者の自立に向けた支援	区内大学と協働で取り組むキャリア講座の検討	男女社会参画課	C	A	B+	B-	B-
16	女性の就職・再就職に向けた支援	就労に向けたノウハウやビジネススキルを身につける講座等の実施	男女社会参画課	A				
		ハローワーク等との連携	産業振興課	A				
		就職支援セミナー						
		資格取得支援事業(能力開発支援)						
		ハローワーク等との連携						

施策の方向:(7)多様な能力の発揮を可能にするための支援			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題4	課題4	
							平均	決定
17	女性の起業に向けた支援	起業に向けた支援	産業振興課	A	A	B+	B-	B-
		コミュニティビジネス支援						
		起業支援セミナーの実施						
		産業団体等との連携による情報提供						
		起業支援セミナーの実施	男女社会参画課	A				
18	就労に関する相談の充実	就労に関する相談やカウンセリングの充実	男女社会参画課	A	A	B+	B-	B-
		キャリア・カウンセリング	産業振興課	A				

課題5：さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向:(8)ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題5	課題5	
							平均	決定
19	自立に向けた就労支援	再就職支援セミナー(福祉枠)	男女社会参画課	B	A	A	B+	B
		母子家庭自立支援訓練費助成事業	板橋福祉事務所	A				
		母子自立支援プログラム策定事業		A				
		障がい者就労援助の充実	障がい者福祉課	A				
20	経済の安定に向けた支援	児童扶養手当の支給	子ども政策課	A	A	A	B+	B
		児童育成手当の支給		A				
		母子福祉資金	福祉部管理課	B				
		女性福祉資金		A				
21	生活の安定に向けた支援	母子生活支援施設	子ども政策課	A	A	A	B+	B
		ひとり親家庭ホームヘルプサービス		A				
		母子生活支援施設	板橋福祉事務所	A				
		ひとり親家庭ホームヘルプサービス						
		福祉総合相談		A				
		障がい者生活介護施設の整備	障がい者福祉課	A				
		障がい者地域自立生活支援相談・セミナー						
		知的障がい者グループホームの整備促進						
		住宅情報ネットワーク	住宅政策課	A				
		保証人等債務保証制度の紹介		B				
		総合相談	男女社会参画課	A				
国際交流員・語学ボランティアによる通訳・翻訳	文化・国際交流課(財)	A						
外国語版母子健康手帳の交付	健康推進課	A						

課題6：高齢期に安心して生活できる環境づくり

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向:(9)高齢者の安心した生活に向けた支援			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題6	課題6	
							平均	決定
22	高齢者の就労に向けた支援	シルバー人材センターの充実	生きがい推進課	A	A	A	A	A
		アクティブシニア就業支援センター						

施策の方向: (9)高齢者の安心した生活に向けた支援			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題6	課題6	
							平均	決定
23	生活サポート体制の充実	おとしより相談センター(地域包括支援センター)の拡充	おとしより保健福祉センター	A	A	A	A	A
		福祉総合相談(再掲21)	赤塚福祉事務所	A				
		住宅情報ネットワーク(再掲21)	住宅政策課	A				
		保証人等債務保証制度の紹介(再掲21)						
		在宅高齢者食生活支援事業	健康推進課	A				
		一般高齢者向け介護予防事業						
24	地域社会への参画支援	(仮称)シニア活動センターの開設		A	A	A	A	
		いこいの家活用促進	生きがい推進課					
		ふれあい館活用促進						
		グリーンカレッジ						
		シニア世代の社会参加に関する総合的な支援等の推進						
		世代間交流促進	子ども政策課					A

課題7: 生涯にわたる心とからだの健康支援

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向: (10)生涯を通じた男女の健康づくり支援			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題7	課題7	
							平均	決定
25	生涯を通じた健康づくり支援	区民一般健康診査	健康推進課	A	A	A	A	A
		国保特定健康診査・特定保健指導						
		後期高齢者医療健康診査						
		健康づくり協力店の充実						
		がん検診						
		成人歯科検診						
		在宅高齢者食生活支援(再掲23)						
		一般高齢者向け介護予防事業(再掲23)						
26	女性の健康づくり支援	女性健康支援センターの健康教育(女性健康セミナー)	健康推進課	A	A	A	A	A
		女性の健康学習支援						
		プレママ栄養講座						
		女性健康支援センターの専門相談(女性のための健康何でも相談・専門相談)						
		女性健康支援センターの自助グループの育成・支援						
		女性のがんに関する情報提供						
		こんにちは赤ちゃん事業						
新生児訪問指導(産後うつ対応の充実)								
27	健康に関する正しい理解の促進	学校における性教育の推進	指導室	A	A	A	A	A
		HIV抗体等検査・相談	予防対策課	A				
		酒害(アルコール)ミーティングによる支援の推進						
		エイズ予防講演会						
		性感染症に関する啓発	生活衛生課	A				
薬物乱用防止に関する啓発								

めざす姿3: 男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会	め ざ す 姿 3	B
課題8: 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・推進		

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向:(11)ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題8	課題8	
							平均	決定
28	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発・普及	男女共同参画週間等を活用した効果的な取組の実施	男女社会参画課	A	A	A	B+	B+
		産業連合会等との連携による啓発の検討						

課題9: 育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備

■一次評価(取組⇒施策の方向)

施策の方向:(12)ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題9	課題9	
							平均	決定
29	職場の環境整備に向けた支援	社会保険労務士による経営相談	産業振興課	A	A	B	B-	C
		ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報提供						
		ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報提供	男女社会参画課	A				
施策の方向:(13)ワーク・ライフ・バランスを推進する企業・事業所を社会的に評価する仕組み構築								
30	推進企業・事業所に対する顕彰	推進事業者表彰	男女社会参画課	C	B-	B	B-	C
		推進事業者先進事例集作成						
		産業融資制度における利子補給優遇	産業振興課	A				

課題10: 子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向:(14)多様なライフスタイルに対応した子育て支援			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題	課題10	
							平均	決定
31	保育サービスの整備	保育園の整備	保育サービス課	A	B+	B+	B	B
		認証保育所の整備						
		認定こども園の設置						
		延長保育の拡充						
		家庭福祉員						
		病後児保育						
		病児保育						
		要支援児保育						
		一時保育						
		ファミリー・サポート・センター事業						
		育児支援ヘルパー						
		ショートステイ						
		トワイライトステイ						
		子ども家庭支援センター	B					
		学務課	A					

施策の方向:(14)多様なライフスタイルに対応した子育て支援			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題	課題10	
							平均	決定
32	子どもの居場所整備	児童館子育てサポート	子ども政策課	A	B+			
		学童クラブでの児童受け入れ						
		乳幼児専用ルーム「すくすくサロン」						
		子育てグループ支援「幼児ふれあいひろば、のびのびひろば」						
		母親教室						
		ファミリー・サポート・センター事業(再掲31)	子ども家庭支援センター	B				
		地域子育て支援拠点事業「0・1・2ひろば」						
		子育て支援者養成システム						
		子育て通信「すくすく」						
		子育て支援者グループの交流						
		地域子育て支援拠点事業「森のサロン」	学校地域連携担当課	A				
板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」推進								
いきいき寺子屋プラン								
施策の方向:(15)子育てに関する相談支援								
33	子育てに関する相談の充実	育児相談の充実	保育サービス課	A	A	B+	B	B
		子どもなんでも相談	子ども家庭支援センター	A				
		すくすくサロン巡回相談						
		地域子育て支援拠点事業「0・1・2ひろば」(再掲32)						
		地域子育て支援拠点事業「森のサロン」(再掲32)	子ども政策課	A				
		すくすくサロン巡回相談						
		こんにちは赤ちゃん事業(再掲26)	健康推進課	A				
		新生児訪問指導(産後うつ対応の充実)(再掲26)						
離乳食訪問お助け隊事業								
施策の方向:(16)高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実								
34	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実	おとしより相談センター(地域包括支援センター)の拡充(再掲23)	おとしより保健福祉センター	A	A			
		認知症家族支援プログラム						
		認知症高齢者援護事業						
		地域ボランティア養成事業						
		介護実習普及センター運営						
		高齢者虐待専門相談室運営	障がい者福祉課	A				
		障がい者相談支援体制の拡充						
		障がい者緊急保護施設の運営						
		障がい者自立生活支援事業介護セミナー	赤塚福祉事務所	A				
福祉総合相談(再掲21)								

課題11：男女がともに家庭生活を担うための支援

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向: (17)男女が協力して家事・育児・介護等を担うための支援			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題11	課題11	
							平均	決定
35	意識啓発に向けた支援	男性の意識向上のための講座等の実施	男女社会参画課	A	A	A	B+	B
		ライフステージに応じた実践的な講座等の実施						
		ロールモデルの発掘・活用						
		育児・介護休業制度の普及・啓発	障がい者福祉課	A				
障がい者自立生活支援事業介護セミナー(再掲34)								

課題12：男女がともに地域活動に参画するための支援

■一次評価(取組⇒施策の方向)

施策の方向: (18)地域活動への参画促進			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題12	課題12	
							平均	決定
36	地域活動への参画支援	町会連合会主催講演会及び各支部主催研修費補助	地域振興課	A	A	A	B+	B+
		ボランティア情報の提供						
		NPOボランティア活動の活性化、協働推進						
		町会・自治会への参加促進						
		リサイクル推進員	清掃リサイクル課	A				
		環境美化・リサイクル活動を行う組織への参加促進	防災対策担当課	A				

めざす姿4：男女の平等と人権が尊重される社会

めざす姿4

B+

課題13：女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向: (19)女性に対する暴力の防止に向けた啓発の推進			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題13	課題13	
							平均	決定
37	女性に対する暴力防止に関する普及・啓発	DV防止関係資料による情報提供	男女社会参画課	A	B+	B	B	B
		セミナー等の実施						
		いたばしパープルリボンプロジェクト等戦略的なPR実施						
38	学校等と進める予防教育	区立小中学校における人権教育の充実	指導室	A				
		高校・大学等と協働した予防教育の検討・実施	男女社会参画課	B				

課題14：DV被害者の立場に立った相談体制の構築

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向: (20)早期発見へ向けた仕組みづくり			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題14	課題14	
							平均	決定
39	通報に関する情報の周知	通報制度の周知	男女社会参画課	A	A	A	A	A
		民生委員、医療関係者等関係機関との連携						

施策の方向: (21)DV相談体制の強化・充実			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題14	課題14	
							平均	決定
40	相談に関する情報の周知	多様な媒体を活用した相談窓口の周知	男女社会参画課	A	A	A	A	A
41	配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置	DVIに関する専門相談	男女社会参画課	A				
		福祉事務所等との連携強化	赤塚福祉事務所	A				

課題15：緊急時における被害者の安全確保と適切な支援

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向: (22)DV被害者の一時保護			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題15	課題15	
							平均	決定
42	緊急時の保護体制整備	都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携	男女社会参画課	B	B+	B	B	B+
		都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携	福祉事務所	A				
		母子緊急一時保護事業						
		DV被害者保護						
		警察との連携強化						
母子緊急一時保護事業	子ども政策課	A						

課題16：DV被害者が自立するための支援

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向: (23)自立生活再建のための支援体制			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題16	課題16	
							平均	決定
43	庁内各種手続きの円滑化	DV相談共通シートの作成に向けた検討	男女社会参画課	A	A	A	B+	B+
44	被害者等に関わる情報の保護	住民票の写しの交付制限等が適切に運用されるための取組	男女社会参画課	A				
45	生活再建に向けた支援	生活の支援	板橋福祉事務所	A				
		就労に向けた支援						
		連携会議						
		就労に向けた支援	産業振興課	A				
		就労に向けた支援	男女社会参画課	A				
		被害者支援マニュアル						
		連携会議						
		住宅確保に向けた支援						
国保・年金制度に関する適切な情報提供	国保年金課	A						
就学の支援	学務課	A						
保育の支援	保育サービス課	A						
46	子どもへの継続的な支援	要保護児童対策地域協議会	子ども家庭支援センター	A				
		児童虐待防止ケアシステム研修会						
		虐待防止支援訪問						
		見守りサポート事業						

課題17：関係機関等との連携推進

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向: (24)関係機関等との連携推進			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題17	課題17	
							平均	決定
47	関係機関や地域ネットワークとの連携協力推進	DV担当者連絡会の充実	男女社会参画課	B	A	A	B+	B+
		東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携						
		警察、医師会等関係機関との連携						
		NPO等民間団体との連携						
		東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携	赤塚福祉事務所	A				
		警察、医師会等関係機関との連携						
		NPO等民間団体との連携						
		母子緊急一時保護事業(再掲42)	子ども政策課	A				
		母子緊急一時保護事業(再掲42)	子ども家庭支援センター	A				
要保護児童対策地域協議会(再掲46)								

課題18：人材育成の推進

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向: (25)相談等に関わる人材の育成			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題18	課題18	
							平均	決定
48	研修等の充実	専門研修等	男女社会参画課	A	A	A	A	A
		二次被害防止のための研修						
		相談員の精神的ケアへの対応						
		研修等資料の提供						

課題19：性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向: (26)性別等に基づく人権侵害の防止			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題19	課題19	
							平均	決定
49	セクシュアル・ハラスメントの防止	セクハラ研修等セクハラ防止に向けた啓発	男女社会参画課	B	B	B+	B-	B-
			産業振興課	A				
50	性別等に基づくあらゆる人権侵害・暴力を予防し根絶するための意識啓発	人権尊重に関する意識啓発の推進	男女社会参画課	B	B	B+	B-	B-
		性犯罪等の防止に向けた警察や区内交通機関等との連携						
施策の方向: (27)メディアへの対応								
51	メディア・リテラシーの向上	メディア・リテラシーに関する普及・啓発	男女社会参画課	A	A			

23 板 政 参 第 78 号
板橋区男女平等参画審議会

板橋区男女平等参画基本条例第 23 条第 1 項第 2 号に基づき、下記事項を
諮問します。

平成 23 年 11 月 14 日

東京都板橋区長 坂 本

健



記

1 諮問事項

「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画 いたばしアクティブ
プラン」の平成 23 年度実施結果に関する評価について

板橋区男女平等参画審議会開催状況

年 月 日	経 過
平成23年11月14日	平成23年度第6回板橋区男女平等参画審議会開催 「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画 いたばしアクティブプランの平成23年度実施結果に 関する評価について」諮問
平成24年 1月23日	平成23年度第7回板橋区男女平等参画審議会開催
平成24年 3月 9日	平成23年度第8回板橋区男女平等参画審議会開催
平成24年 5月22日	平成24年度第1回板橋区男女平等参画審議会開催
平成24年 6月20日	平成24年度第2回板橋区男女平等参画審議会開催 所管課ヒアリング実施
平成24年 7月30日	平成24年度第3回板橋区男女平等参画審議会開催
平成24年 9月 3日	平成24年度第4回板橋区男女平等参画審議会開催
平成24年 9月24日	平成24年度第5回男女平等参画審議会開催 「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画 いたばしアクティブプランの平成23年度実施結果に 関する評価について」答申

板橋区男女平等参画審議会委員名簿

任期：平成23年11月14日～平成25年11月13日

氏名	団体等
◎ 関根 靖光	東京家政大学教授 (人間文化研究所所長)
○ 吉田 正幸	幼児教育・保育専門紙「遊育」代表取締役
片山 美由紀	東洋大学教授 (社会学部社会心理学科)
大木 美登里	社会保険労務士 (東京都社会保険労務士会板橋支部推薦)
安藤 建治	弁護士 (板橋法曹会推薦)
小林 英子	板橋区町会連合会女性部副部長 (板橋区町会連合会推薦)
小原 道	板橋区民生・児童委員協議会蓮根舟渡地区会長 (板橋区民生・児童委員協議会推薦)
木田 孝雄	上板南口銀座商店街(振)理事長 ほか (板橋区商店街連合会推薦)
吉永 和恵	医師 (板橋区医師会推薦)
高田 由美	中根橋小学校PTA会長 (板橋区立小学校PTA連合会推薦)
今 正人	株式会社 夕二夕総合研究所代表取締役
福田 洋一	板橋区立志村第一中学校校長 (板橋区立中学校長会推薦)
宇田川 幸子	公募区民
鈴木 陽代	公募区民
茂木 資子	公募区民

◎：会長 ○：副会長

3. 參考資料

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計画の体系	めざす姿	1	「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
	課題	1	行動に結びつく男女平等の意識づくり
	施策の方向	(1)	男女平等意識の普及・啓発
	取組	1	板橋区男女平等参画条例の理念の理解と定着
	取組の内容、方策、事業など		・区民まつりや成人式等、多くの区民が集まる場における普及・啓発活動の展開 ・年代や状況等に応じた効果的な普及・啓発方法の工夫
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<ul style="list-style-type: none"> ・区民まつり及び大学祭での啓発…条例の骨子をまとめたポスター(A1版2枚)を展示し、パンフレットを配布した。 ・イベント等での周知…イベントの初めに、当課の取り組み等の紹介の一つとして、条例の説明を行い、配布した。 ・成人式での配布…初めて成人式での配布を試み、新成人へ条例のパンフレットを配布した。 			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 今後は人生の段階に応じたパンフレットの作成や、世代に合わせた情報発信ツールの選択ができるようにしていきたい。また、世代の節目ごとに条例を手に取り、内容を確認する機会を提供し、折に触れて条例の存在を意識してもらえような継続的な啓発活動を行いたい。			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 中馬 亜衣

計画の体系	めざす姿	1	「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
	課題	1	行動に結びつく男女平等の意識づくり
	施策の方向	(1)	男女平等意識の普及・啓発
	取組	2	実践につながる地域の課題解決支援
	取組の内容、方策、事業など		・DV講座等、地域で課題を共有し解決につなげる取組の実施
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
地域の課題解決につながる取組として、DV・デートDVに関する講座等を実施し、課題を共有するための意識啓発を行った。 ・大学祭への出展(パープルリボンプロジェクト)では、区内及び近隣の5大学に出展し、大学祭来場者へパープルリボンストラップ、DV啓発カードを配布して意識啓発を行うとともに、条例パネル等を展示した。(延来場者2,152名) ・「デートDV高校出前講座」では区内1高校で講座を実施し、若年層へデートDVの問題について啓発し、DVの未然防止に努めた。(対象1、2年生633名) ・区民協働企画講座「DV・デートDV、来て・見て・聞いて、いっしょに気づこう」では、区民団体からの企画でDV・デートDVを知り防止のステップとするための講座を実施した。(参加者数36名)			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 今年度は十分な事業展開ができ、地域の課題としてDVを広く意識啓発できた。今後も継続して事業を実施し、DV防止につながるよう取り組んでいく。 大学祭では、DV防止に加え、基本条例の啓発やセンターの紹介をより充実させ、1つの事業で様々な効果が期待できるよう工夫して啓発していく。 若年層からの意識啓発方策として、中学生や保護者に向けた事業を検討する。			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 河出 直之

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	1	「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
	課題	1	行動に結びつく男女平等の意識づくり
	施策の方向	(1)	男女平等意識の普及・啓発
	取組	3	より効果的な普及・啓発のための手法の検討・活用
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・メールマガジン、携帯サイト等多様な通信媒体の活用 ・ホームページや情報誌の見直し・充実 ・チラシ・パンフレット等の配布方法の見直し ・「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間等に戦略的なPRを実施
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>メルマガ・携帯サイト等の活用: 立ち上げ、維持費用、効果などの調査を行った。講座等チラシにQRコードを付けた。ホームページの見直し: 建てつけを見直し、課内検討を行った。年度後半から実際の改定を少しずつ行っている。情報誌の見直し: 従来のセンターだより「スクエア・I」に加えて、簡易なセンターの通信を発行し、啓発を行った。チラシ・パンフレットの配布: 講座・イベントなどで机上配布・持ち帰り資料コーナー設置などを積極的に行った。また、産業メールや社会保険労務士メールの活用を依頼し、職域に合わせた発信を行った。週間・運動期間のPR: 庁舎電光掲示板やTVモニター、広報いたばし、センター通信、区民まつり等で時節に合ったものを行った。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分 			
【評価理由・今後の方向性】 戦略的かつ効果的なPRの重要性は多方面で叫ばれているところであるので、他課の広報ツールや実施講座を積極的に利用し、対象者に合わせた情報を発信できた。メールマガジンは立ち上げ費用と年間費用が多くかかる他、利用者が少ないという問題を抱えているため、今後は携帯サイトや他の新しい情報発信ツールの検討が必要である。また、情報の新規頒布箇所の開拓を合わせて行っていく必要がある。ホームページは改定への足掛かりができ、今後は新しいページでのより発展的な検討が進んでいくものと思われる。しかし、公的ホームページについてはアクセシビリティの観点から見やすいということのみに重点を置くことができないので、工夫が求められる。情報誌については、より簡易かつスピーディーに発信する方策として、新たにセンター通信を発行(年3回)し、時節に合った啓発を行えた。今後は配布方法(配布方法・配布対象者)の工夫をしていきたい。			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 中馬 亜衣

計 画 の 体 系	めざす姿	1	「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
	課題	1	行動に結びつく男女平等の意識づくり
	施策の方向	(1)	男女平等意識の普及・啓発
	取組	4	大学や町連、商連、産連等と協働で進める意識づくり
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・大学との協働推進 ・商連、産連等との連携
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>大学との協働: 東京家政大学と共同講座の開催についての話し合いを持ち、24年度に実施をすることとなった。商連、産連等との連携: ワーク・ライフ・バランスセミナーを共催することで、募集チラシやメール配信など、企業へ向けて情報発信をお願いした。社会保険労務士会、中小企業振興公社、産業振興課とも講座の協働やPRなどの連携を行った。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分 			
【評価理由・今後の方向性】 今までの大学との関わりから一歩進んだ連携ができる足掛かりを得た。東京家政大学との共同講座の運営の仕方など、今後も密な協働・連携をお願いしていきたい。また、他の大学との連携については、まだ模索段階で、大学内での定期的なミニ講座開催なども検討されている。商連、産連等との連携では、雇用主や従業員へのセクハラ、育休、介休といった男女平等参画の理念啓発を積極的にお願いしていくとともに、ワーク・ライフ・バランス認証事業への協力体制を進めていきたい。			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 中馬 亜衣

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	1	「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
	課題	1	行動に結びつく男女平等の意識づくり
	施策の方向	(2)	男女平等推進センター スクエア・I(あい)の機能充実・活性化
	取組	5	センター活性化へ向けた取組
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・センターのあり方を検討する体制づくり ・講座等の企画内容・実施方法の見直し ・区民が交流・学習する場としての機能充実 ・センター及び事業の周知・情報発信の充実 ・女性健康支援センター等との連携推進
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>センターの活性化や利便性向上を目的に、登録団体に向けてセンターのあり方に関するアンケートを実施した。講座の実施にあたっては、対象者を意識しながら、新しい企画(レッツ！ワークライフバランスや、登録団体の協力を得ながら実施したI(あい)サロンなど)を実施した。</p> <p>また、女性健康支援センター等との連携として、当課主催のイベントでも、女性健康支援センターによる展示のコーナーを設け、大学祭へは予防対策課も加わり、3所共同で出展した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 センター活性化を図るための方策として、登録団体同士の交流を深めるために、会議室の開放を予定。その他の方策についても考えたい。登録団体へのセンターに関するアンケート調査は、意見を知るきっかけとなった。意見を参考に充実させたい。また、一般区民の意見の吸い上げ方法についても考えていきたい。 女性健康支援センター等との連携は年度の中で一緒に行うものが増えてきたが、展示だけでなく、講座等の一緒に行えるような事業や、啓発資料の共同作成等、新しい連携方法も考えていきたい。			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 中馬 亜衣

計 画 の 体 系	めざす姿	1	「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
	課題	1	行動に結びつく男女平等の意識づくり
	施策の方向	(2)	男女平等推進センター スクエア・I(あい)の機能充実・活性化
	取組	6	区民との協働推進
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・区民との協働による企画・事業等の実施 ・いたばし男女平等フォーラムの実施 ・「センターだより」の発行
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>区民との協働による企画・事業等の実施: 区民協働企画講座を年3回実施した。</p> <p>いたばし男女平等フォーラムの実施: 公募区民からなる実行委員会において、企画・運営を行った。今年度新たな取組として、講師との打合せの際、事務局だけでなく正副実行委員長とともに打合せを行った。</p> <p>「センターだより」の発行: 区民編集委員と共に、年2回(各5000部)配布した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 今後も、区民との協働事業を引き続き継続して行っていく。 また、いたばし男女平等フォーラムのように、改善できるところは改善し、よりよい協働事業を行っていきたい。			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 笹澤 沙季

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	1	「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
	課題	1	行動に結びつく男女平等の意識づくり
	施策の方向	(2)	男女平等推進センター スクエア・I(あい)の機能充実・活性化
	取組	7	男女平等推進センター登録団体への支援
	取組の内容、方策、事業など		・男女平等推進センター登録団体への支援
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>登録団体のネットワーク支援のために、登録団体連絡会(年3回)の実施方法を工夫した。今までは、希望のあった団体から活動報告をしてもらっていたが、第2回登録団体連絡会からは、参加した全団体に活動報告をもらい、横のつながりを深めてもらった。</p> <p>また、学習環境の充実を図るため、初めての試みとして全団体向けアンケート調査を行った。現在の活動状況の把握、意見・要望の把握を行い、登録団体がどのような活動を希望しているか、困っていることは何か、把握した。</p> <p>また、交流の場を提供するために、月1回開催の仲間づくりの場「I(あい)サロン」を開始し、登録団体に運営の協力をしてもらった。登録団体同士の交流、登録団体と一般区民の交流が図れた。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】			
<p>平成23年度の目標となっている、「ネットワーク支援、学習環境の充実、交流の場提供」は達成できた。</p> <p>今まで内容が固定していた登録団体連絡会の実施方法の工夫、団体向けアンケート調査、I(あい)サロンの開催等、新しい試みを実施できたため、A評価とした。</p> <p>男女平等推進センター活性化のためには、登録団体数の増加、登録団体の活動の活発化等が必須であると思われるため、今後も登録団体の活動状況を把握し、活動の手助けとなる取組を継続的に行っていきたい。</p>			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 笹澤 沙季

計 画 の 体 系	めざす姿	1	「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
	課題	1	行動に結びつく男女平等の意識づくり
	施策の方向	(2)	男女平等推進センター スクエア・I(あい)の機能充実・活性化
	取組	8	相談体制の充実
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・専門相談の実施 ・相談方法・相談時間等の検討・見直し ・相談事業の周知
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>23年度の新規開設相談として、DV専門相談(毎週月曜・木曜)といたばしダイヤル(DV用緊急相談電話)を行った。DV専門相談は295件の相談が寄せられた。</p> <p>区民向けPRとしては、従来の相談周知とは別に、パンフレットやカードの配布のほか、医療機関や区施設の女性用トイレに電話番号シール張り付けなどを行った。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】			
<p>専門相談カウンセラーとの情報共有や個人情報管理の仕組みが整ったので、今後の支援充実に活かしていきたい。</p> <p>DV相談のPRについては、その性質上、広く詳細をPRすることができないため、電話番号を中心に関係機関や支援者への紹介を充実させ、今後も継続周知していきたい。</p> <p>専門相談の実施にあたっては、その専門性を考慮し、一般相談については総合相談で支援していくことを再確認し、面談による相談も積極的に進めていく予定。</p> <p>また、フェミニストカウンセリングが長期継続者で埋まっている状態を少しでも改善するためにも、総合相談での支援との両輪で進めていく必要がある。</p>			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 中馬 亜衣

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計画の体系	めざす姿	1	「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会	
	課題	2	学校等における男女平等教育・学習の充実	
	施策の方向	(3)	学校、幼稚園、保育園等における男女平等意識の形成	
	取組	9	生徒、児童、園児等の男女平等意識の向上	
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・教材・カリキュラムの充実 ・幼稚園教材・カリキュラムの充実 ・東京都教育委員会人権尊重教育推進校の申請 ・小・中学校での男女混合名簿の推進 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】				
<p>教材・カリキュラムの充実に向け、板橋区人権教育推進委員会を7回開催し、そのうち5回授業研究を実施して、幼稚園及び小中学校における具体的な指導例を充実させた。区立学校における男女混合名簿の作成を目指し、定例校長会等の機会を捉え、作成の意義について再度周知を行った。</p>				
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分				
<p>【評価理由・今後の方向性】 学校等における男女平等教育・学習の充実を図るためには、人権教育の重要性や東京都の人権課題、各教科等における人権教育の在り方等を十分周知していくことが必要である。指導室作成の「平成23年度人権教育指導資料―第22集―」及び「人権教育プログラム」(東京都教育委員会作成)を訪問等で活用し、教職員の意識改革をより一層進めていく。男女混合名簿の作成の割合は、平成19～22年度小学校90%・中学校30%から平成23年度には小学校98%・中学校57%に増加したことでA評価とした。小学校では54校中53校、中学校では23校中10校で男女混合名簿を作成及び使用している。さらなる推進をしていく。</p>				
担当課長	教育委員会指導室長 矢部 崇		記入担当者	指導主事 小池 木綿子

計画の体系	めざす姿	1	「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会	
	課題	2	学校等における男女平等教育・学習の充実	
	施策の方向	(3)	学校、幼稚園、保育園等における男女平等意識の形成	
	取組	9	生徒、児童、園児等の男女平等意識の向上	
	取組の内容、方策、事業など		・保育園教材・カリキュラムの充実	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】				
<p>保育園で使用する教材の購入には、男女平等参画の視点に配慮している。日常の保育においても、保育士等の言動が子どもに大きな影響を与えることから、常に男女平等、子どもの人格の尊重等を念頭に保育にあたっている。</p>				
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分				
<p>【評価理由・今後の方向性】 男女平等参画については、個々の職員に意識されるようになったきたので、A評価とした。今後も、同じ視点から教材やカリキュラムの調査・研究を進めるとともに、日常の保育に取り組んでいく。</p>				
担当課長	保育サービス課長 平岩 俊二		記入担当者	保育管理管理係 茂 垣

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計画の体系	めざす姿	1	「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
	課題	2	学校等における男女平等教育・学習の充実
	施策の方向	(4)	教育に携わる者の男女平等意識の向上
	取組	10	教職員等へ向けた意識啓発の促進
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・教員研修の充実 ・教育過程・校内研修体制の充実 ・幼児教育に関わる教員研修の充実
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>区立全学校園に対して、東京都教育委員会が実施している人権教育研究協議会への出席について周知した。職種別に教員を派遣した。副校長研修会の内容に「人権教育」を設定したり、指導室訪問の際に必ず人権教育について指導・助言する場面を設定したりして、各学校園における人権教育の推進を行った。教育課程の補助資料として提出する人権教育全体計画の中に男女平等教育の視点での取組を位置付けるよう徹底した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 東京都教育委員会が実施している人権教育研究協議会には、校長、副校長、主幹教諭・主任教諭・教諭など板橋区立学校園の80%以上が参加しており、概ね良好であった。また、平成24年度教育課程の補助資料「人権教育の全体計画」及び「人権教育の年間指導計画」に全学校園において男女平等教育の視点が位置付けられたことから、A評価とした。今後は、「人権教育の全体計画」及び「人権教育の年間指導計画」に基づき、各学校園の教育活動が進められているかという視点で、年間を通した指導室訪問及び校内研究等の機会を捉え、指導・助言を行っていく。平成24年板橋区人権教育推進委員会において、優れた授業実践例について、さらに研究していく。</p>			
担当課長	教育委員会指導室長	矢部 崇	記入担当者 指導主事 小池 木綿子

計画の体系	めざす姿	1	「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
	課題	2	学校等における男女平等教育・学習の充実
	施策の方向	(4)	教育に携わる者の男女平等意識の向上
	取組	10	教職員等へ向けた意識啓発の促進
	取組の内容、方策、事業など		・保育士研修の充実
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>職員研修計画に基づいて、年1回ジェンダー研修等を実施。また研修後、男性保育士と課との交流する機会を設け、保育に関わる男性の声を聞き、各職場の点検・見直しの参考にしている。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 引き続き、「男性は仕事、女性は家庭」という性役割意識や、「男は強く、女はやさしい」というような男女特性論にとらわれることなく、男女平等の視点での研修を実施していく。また、近年増加する子どもへの虐待を防止するため、子ども家庭支援センター等関係機関とのネットワークの構築を図っていく。</p>			
担当課長	保育サービス課長	平岩 俊二	記入担当者 保育管理管理係 茂 垣

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計画の体系	めざす姿	1	「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
	課題	2	学校等における男女平等教育・学習の充実
	施策の方向	(4)	教育に携わる者の男女平等意識の向上
	取組	10	教職員等へ向けた意識啓発の促進
	取組の内容、方策、事業など	・幼児教育等に関わる職員研修の充実	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
児童館・学童クラブ職員に対し「子育て支援における児童館・学童クラブの役割—子どもの権利条約の視点から探る—」を実施			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 毎年度、男女共同参画による子育ての視点による研修を実施することにより、職員の意識向上が図られている。引き続き同様の研修を実施していく。			
担当課長	子ども政策課長 永野 護		記入担当者 三角 忠司

計画の体系	めざす姿	1	「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
	課題	3	政策・方針決定過程等における女性の参画促進
	施策の方向	(5)	政策・方針決定過程等への女性の参画拡大
	取組	11	審議会委員等への女性の参画促進
	取組の内容、方策、事業など	・女性委員比率40%に向けた積極的な取組	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
年度の初めに、女性委員の比率に関して各課への調査を行った。「付属機関等の設置及び運営に関する要綱」を10月に定め、庁内周知を図るとともに、男女社会参画課発行の職員通信にて特集を組み、現在までの達成状況と、今後の目標を示した。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 計画の周知を継続して行うとともに、女性がまったく入っていない審議会等には積極的な聞き取りや、呼びかけを行っていく。また、改善されない審議会等に関しては、具体的方策を求めたり、こちらからの働き掛けを強めていくような取り決めを定めていきたい。			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 中馬 亜衣

計画の体系	めざす姿	1	「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
	課題	3	政策・方針決定過程等における女性の参画促進
	施策の方向	(5)	政策・方針決定過程等への女性の参画拡大
	取組	11	審議会委員等への女性の参画促進
	取組の内容、方策、事業など	・女性委員比率40%に向けた積極的な取組	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
前年度までは各庶務担当課長・係長会の席上での総務課による報告と依頼のみであったが、23年度は初めて男女社会参画課と共同して係長会で報告・依頼したうえ、各部課長へ文書による通知を行った。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 男女社会参画課と総務課が共同してアクションを起こし始めたが、まず初めは審議会等の女性委員がゼロのものを解消していく方針である。その次には、各所属に審議会等委員選出の法的根拠を明らかにしてもらい、各機関・団体への推薦依頼の段階から女性委員の積極的登用を促していきたい。			
担当課長	総務課長 藤田 雅史		記入担当者 秋葉 治男

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計画の体系	めざす姿	1	「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
	課題	3	政策・方針決定過程等における女性の参画促進
	施策の方向	(5)	政策・方針決定過程等への女性の参画拡大
	取組	12	区民の区政参加・意見反映機会の充実
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・区民と区長との懇談会 ・いたばし・タウンモニター制度
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
タウンモニター:モニター員54名(男20名、女21名)アンケート4回、懇談会1回実施 区民と区長との懇談会:6回開催 312名(男219名、女103名)			
一次評価(所管課長による取組に対する評価)		A 順調	B 改善
C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】			
平成21年度の実施結果に対して、男女平等参画審議会からの提言では、広聴広報課の男女平等意識の程度が板橋区の男女平等を世間に反映するとの指摘をいただいている。両事業以外にも区政に対する意見を集約する事業・機会があるので、男女平等の視点を常に意識しながら事業を推進していく必要があると考えている。			
担当課長	広聴広報課長 榎木 恭子	記入担当者	桑畑 陽一

計画の体系	めざす姿	1	「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
	課題	3	政策・方針決定過程等における女性の参画促進
	施策の方向	(5)	政策・方針決定過程等への女性の参画拡大
	取組	13	女性リーダーの育成と活用
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・いたばしアイカレッジ等意識改革・動機づけにつながる取組
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
女性リーダーの育成と活用のため、いたばしアイカレッジのカリキュラムの充実・検討を行った。 第1学期(働いている女性向け)の第8回目に、職場でリーダーシップをとるための講義、第2学期(家庭にいる女性向け)の第8回目には、地域でリーダーシップをとるための講義を開催した。 また、今後も継続して支援をしていくため、新たな取り組みとして、アイカレッジ参加者に対して本人合意のうえ連絡先登録を行い、今後の事業案内や区のお知らせを送ることとした。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価)		A 順調	B 改善
C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】			
女性リーダー育成のための準備としての連絡先登録、また、カリキュラムの検討と実施を行い参加者が増加したため、A評価とした。 今後は、より深く男女平等参画について学べる講座の実施や、女性リーダーの活躍の場となる関係機関・団体等へ呼びかけを行っていきたい。			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸	記入担当者	笹澤 沙季

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計画の体系	めざす姿	1	「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
	課題	3	政策・方針決定過程等における女性の参画促進
	施策の方向	(5)	政策・方針決定過程等への女性の参画拡大
	取組	13	女性リーダーの育成と活用
	取組の内容、方策、事業など	・町会連合会における女性参画の推進	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
女性部会では、区民まつりにおいて女性部として提供する区民おどりの内容や女性部研修の内容について検討した。女性部研修では、町連各支部より2名の女性部員が参加し、合計35名で宿泊研修を行った。また、女性部の活動について、町会連合会の機関紙である『いたばし町連』に掲載し、区内全域に回覧することで周知を図った。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 町会連合会は古くからの地縁団体であり、男女を問わずだれもが参加できる団体として地域に根付いている。その団体の中において、さらに女性部を設け、部会や研修を実施して活発に活動を行っており、女性部研修においては、平成22年度をもって区からの補助金が廃止されてもなお従前どおり実施しているため、A評価とした。今後も部会や研修が続くよう、町会連合会に対して呼びかけていく。			
担当課長	地域振興課長	湯本 隆	記入担当者 金子 清美

計画の体系	めざす姿	1	「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
	課題	3	政策・方針決定過程等における女性の参画促進
	施策の方向	(5)	政策・方針決定過程等への女性の参画拡大
	取組	13	女性リーダーの育成と活用
	取組の内容、方策、事業など	・産業連合会における女性参画の推進 ・商店街連合会における女性参画の推進	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
産業団体に対し、男女参画についてのパンフレットを産業団体を通じて会員又は役員に周知した。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 引き続き各産業団体に対し、女性の参画を推進するよう働きかけていく。			
担当課長	産業振興課長	真野 英人	記入担当者 風間 智晴

計画の体系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	4	働く場における男女平等参画の推進
	施策の方向	(6)	男女の均等な機会と待遇の確保促進
	取組	14	企業・事業所への普及・啓発
	取組の内容、方策、事業など	・女性の就業確保や男女雇用機会均等法等の遵守などに関する普及・啓発 ・ポジティブ・アクション推進に向けた普及・啓発	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
区民向け情報誌「あいしてい」において、改正育児・介護休業法の特集を行った。また、国・都が作成した関連資料を、企業向けの講演や講座の開催時に配布した。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 平成23年度においては、企業や事業所に向けた普及・啓発活動の機会の確保に改善が必要と判断し、B評価とした。職場における男女平等参画を推進していくには、企業や事業所に向けた働きかけが重要であるため、今後も男女雇用機会均等法等の遵守やポジティブ・アクション推進に向け、普及・啓発方法を工夫し、継続していく。			
担当課長	男女社会参画課長	飯嶋 登志伸	記入担当者 前原 昭

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	4	働く場における男女平等参画の推進
	施策の方向	(6)	男女の均等な機会と待遇の確保促進
	取組	14	企業・事業所への普及・啓発
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・女性の就業確保や男女雇用機会均等法等の遵守などに関する普及・啓発 ・ポジティブ・アクション推進に向けた普及・啓発
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
区内金融機関及区内製造業全件調査における調査対象企業に対し、個別に産業融資のパンフレットを配布し、区内企業への周知を図った。また、産業融資の申請時や経営相談等の相談時においても同様に対応している。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 今年度は、3年に1度の製造業全件調査という個別訪問による周知の機会があり、企業・事業所に対する意識向上の観点から効果的なアプローチができたと考えておりA評価とした。効果的な情報提供のあり方が課題である。			
担当課長	産業振興課長 真野 英人		記入担当者 野口 秀男

計 画 の 体 系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	4	働く場における男女平等参画の推進
	施策の方向	(7)	多様な能力の発揮を可能にするための支援
	取組	15	若者の自立に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など		・区内大学と協働で取り組むキャリア講座の検討
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
女性健康支援センターや予防対策課と合同、もしくは単独で、大学生へ向けてのミニ講座の実施などを考えているところであるが、そのような予防啓発普及の講座推進と同様に、キャリア講座の実施についても大学側と検討を行った。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 23年度は、話し合いに入るまでの下準備が不十分だった。そのため、今後当課がどのようなビジョンを持って男女平等参画の視点を持ったキャリア教育を推進していくのかというプラン作りを行うことを最優先させていきたい。そのうえで、大学側との話し合いを進めていきたい。			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 中馬 亜衣

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	4	働く場における男女平等参画の推進
	施策の方向	(7)	多様な能力の発揮を可能にするための支援
	取組	16	女性の就職・再就職に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・就労に向けたノウハウやビジネススキルを身につける講座等の実施 ・ハローワーク等との連携
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>再就職支援セミナーを2回(産業振興課と共催、東京しごとセンターと共催)開催し、同じ内容にならないよう工夫して開催した。また、東京しごとセンターとの共催セミナーでは、参加者に東京しごとセンターへの登録を行ってもらい、今後も継続して支援できるよう工夫した。また、参加者にハローワーク等のパンフレットを配布した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 参加者には、再就職支援セミナーを受講するだけでなく、その後の継続した支援を希望している方が多い。そのため、参加者に対して、継続した支援の実施ができたため、A評価とした。 しかし、再就職を考えている方はすでにハローワーク等に行った経験のある方が多いため、ハローワーク等のパンフレットを配るだけでなく、より効果的な連携をしていくことが必要だと感じた。今後は、ハローワーク等とさらに連携を深め、求人案内が多い時期の少し前にセミナーを開催するなど、工夫をしていきたい。</p>			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 笹澤 沙季

計 画 の 体 系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	4	働く場における男女平等参画の推進
	施策の方向	(7)	多様な能力の発揮を可能にするための支援
	取組	16	女性の就職・再就職に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・就職支援セミナー ・資格取得支援事業(能力開発支援) ・ハローワーク等との連携
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>就職支援セミナーを年5回(全8日)実施し、うち第2回と第5回については合同面接会の事前セミナーと位置付け、応募書類の書き方や面接訓練といった実践的な内容のセミナーを実施した。資格取得支援事業としては宅建、ファイナンシャルプランナー2級、簿記3級の取得を目指す講座を実施した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 どの事業も性の別を問わず募集し、特に資格取得支援講座における、ファイナンシャルプランナー2級講座及び簿記3級講座については、女性の受講者数が男性の受講者数を大きく上回る結果となった。なお、資格取得支援講座は24年度より(財)板橋区中小企業振興公社に事業移管するが、引き続き男女問わず広く周知・募集する予定である。 就職支援セミナーについては、全体としては前年度とほぼ同程度の参加者数であったが、応募状況にばらつきがあり、定員に満たなかった回もあった。24年度は年5回から年3回(全5日)に回数を減らすことで、参加者を集約でき、より活気のあるセミナーとなることが見込まれる。</p>			
担当課長	産業振興課長 真野 英人		記入担当者 笹岡 智子

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計画の体系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	4	働く場における男女平等参画の推進
	施策の方向	(7)	多様な能力の発揮を可能にするための支援
	取組	17	女性の起業に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・起業に向けた支援 ・コミュニティビジネス支援 ・起業支援セミナーの実施 ・産業団体等との連携による情報提供
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>起業をめざしている方を対象に①女性にも参加しやすいように女性の専門員対応や女性創業セミナーを実施している。②コミュニティビジネスの認知度を高めるためシンポジウム、セミナーなどの事業を実施している。③性別による差別が生じないよう配慮した情報提供を実施している。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 女性の専門員による対応や女性創業支援セミナーの実施など、性別の違いに配慮した事業展開を行っている点、事業者には有益な情報は、積極的に情報提供を実施している点など総合的に判断し、A評価した。今後も連携やフォローを行えるよう事業の進め方に配慮し、相乗効果が高められるよう配慮し事業を実施していく。			
担当課長	産業振興課長	真野 英人	記入担当者 野口 秀男

計画の体系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	4	働く場における男女平等参画の推進
	施策の方向	(7)	多様な能力の発揮を可能にするための支援
	取組	17	女性の起業に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・起業支援セミナーの実施
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>全2回の日程で起業支援セミナー(女性向け)を実施した。参加者同士に仲間作りをしてもらい、起業への第一歩となるよう、2回目は懇親会とし、前年度よりさらに時間を長くして、十分交流が持てるよう工夫した。また、参加者の希望業種や起業の具体性等でグループ分けをするなど、懇親会がスムーズに進むよう、工夫した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 毎年開催している起業支援セミナーだが、参加者のニーズに合わせて内容を工夫してきているため、A評価とした。今後も、企業活性化センター、産業振興課等と連携しながら、実施していく。講座内容についても、毎年少しずつ内容、回数を工夫していきたい。			
担当課長	男女社会参画課長	飯嶋 登志伸	記入担当者 笹澤 沙季

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	4	働く場における男女平等参画の推進
	施策の方向	(7)	多様な能力の発揮を可能にするための支援
	取組	18	就労に関する相談の充実
	取組の内容、方策、事業など	・就労に関する相談やカウンセリングの充実	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>男女平等推進センターで実施している各種相談業務において、就労に関する相談があった場合は、ハローワーク、東京しごとセンター等を紹介した。</p> <p>また、6月～7月実施の再就職支援セミナーにおいて、講師が参加者の個別相談に応じる時間をとるなど、きめ細かく対応した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 就労に関する相談については、引き続き関係機関の紹介を行っていく。 また、再就職支援セミナーでの個別相談については、来年度はより時間を多く確保し、できるだけ多くの参加者の相談に応じられるようにしていきたい。			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 笹澤 沙季

計 画 の 体 系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	4	働く場における男女平等参画の推進
	施策の方向	(7)	多様な能力の発揮を可能にするための支援
	取組	18	就労に関する相談の充実
	取組の内容、方策、事業など	・キャリア・カウンセリング	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>年齢・性別を問わず、区内在住・在勤・在学の方を対象に、毎週火曜と木曜の午後、一人あたり50分ずつ事前予約制のカウンセリングを実施する。また、カウンセリング終了後、カウンセラーの講評を聴きながら、必要に応じていたばし若者サポートステーション等の関連機関の紹介や、ハローワークが実施する職業訓練等の案内も検討し、最終的に就職・再就職に結びつくような、具体的できめ細やかな対応を目指した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 23年度については、高い利用率と満足度から、相談事業としては一定の成果が上がっていると考えA評価とした。ただ、カウンセリング後に就職が決定した場合、相談者に任意で提出いただく報告ハガキの回収率は5%程度にとどまっており、最終的に就職・再就職に結びついたかという点ではもう一歩踏み込んだ支援が必要と思われる。また、リピーターの中には回数を重ねても相談内容に進捗が見られないケースも見受けられる。 24年度については、より一層の周知を図り新規利用者を増やすとともに、カウンセラーと連携し、区などの実施する就職支援セミナーの案内や他関連機関の職業訓練や職業斡旋コーナーの紹介も積極的に取り組んでいくことが必要と考える。			
担当課長	産業振興課長 真野 英人		記入担当者 笹岡 智子

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計画の体系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	5	さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり
	施策の方向	(8)	ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり
	取組	19	自立に向けた就労支援
	取組の内容、方策、事業など		・再就職支援セミナー(福祉枠)
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
再就職支援セミナーを実施するにあたり、福祉事務所の担当者と連絡をとり、福祉枠(受講料無料)の参加者推薦を実施した。 セミナーでは、就労に向けた具体的なノウハウやスキルを身に付ける内容のものを実施し、ハローワーク等の関係機関を紹介し、自立に向けた就労支援を行った。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 福祉枠での参加の人数が少なく、今後、福祉事務所との連携方法を改善していく必要があるため、B評価とした。 講座内容については、毎年参加者アンケート結果をもとに、自立に向けた就労支援を行えるよう、工夫していきたい。また、セミナーを受けるだけでなく、継続した支援を実施していくための工夫も考えていきたい。			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 笹澤 沙季

計画の体系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	5	さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり
	施策の方向	(8)	ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり
	取組	19	自立に向けた就労支援
	取組の内容、方策、事業など		・母子家庭自立支援訓練費助成事業 ・母子自立支援プログラム策定事業
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
ひとり親家庭に対し、子ども政策課に依頼して、児童扶養手当の申請時及び切り替え時にパンフレットを配布し事業の周知を行った。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 自立支援訓練費助成事業は母子家庭への助成制度ではあるが、訓練終了後は資格を取得し就労を開始した者が8割近くおり、目的が果たしている。今後は父子も含めた就労支援を行う。			
担当課長	板橋福祉事務所长 矢野 正		記入担当者 登坂 正己

計画の体系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	5	さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり
	施策の方向	(8)	ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり
	取組	19	自立に向けた就労支援
	取組の内容、方策、事業など		・障がい者就労援助の充実
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
雇用促進事業として、障がい者就労支援事業等のPRを行うパネル展を開催するとともに、障がい者を対象に職業相談会等を開催した。また、余暇活動として企業で働く知的障がい者を対象として、休日に交流会等の余暇活動を行った。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 各事業を実施する際は、男女平等参画の視点を意識して性別による不快な状況を起こさないよう配慮した。今後も、引き続き十分に配慮しながら事業を実施していきたい。			
担当課長	障がい者福祉課長 村山 隆志		記入担当者 土屋 あつみ

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	5	さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり
	施策の方向	(8)	ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり
	取組	20	経済の安定に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給 ・児童育成手当の支給
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<small>各年度の支給者人数(平成23年度末)</small> 1 児童扶養手当 4,092人(内 父子家庭186人) 2 児童育成手当 5,512人(内 父子家庭330人)			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 ひとり親家庭等の支援策として、継続的に事業を実施している。			
担当課長	子ども政策課長 永野 護		記入担当者 時枝 智恵美

計 画 の 体 系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	5	さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり
	施策の方向	(8)	ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり
	取組	20	経済の安定に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・母子福祉資金 ・女性福祉資金
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
母子(子は20歳未満が対象)世帯や、女性(単身又は扶養者がいる方)への貸付。主に子の修学に関する資金の貸付が多く、先々の返済を見据えた貸付を行った。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 貸付を必要とする世帯は低所得世帯も多く、より多額の貸付を希望する場合が多い。しかし、貸付終了後返済が始まると、低所得世帯であるがゆえに返済が滞り、ひいては債務が生活の安定を妨げる結果となることも多い。貸付に当たっては、将来の返済を見据え、貸付終了後の生活安定に支障をきたさないよう、貸付必要額をより一層精査する必要がある。			
担当課長	福祉部管理課長 小林 緑		記入担当者 福田 幸枝

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	5	さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり
	施策の方向	(8)	ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり
	取組	21	生活の安定に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設 ・ひとり親家庭ホームヘルプサービス
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>[母子生活支援施設]…様々な事情を抱えた母子に対し、区内3箇所の母子生活支援施設においては、生活の再建のための支援等、自立に向けた生活支援全般を福祉事務所の関係職員と連携して実施した。</p> <p>[ひとり親家庭ホームヘルパー派遣]…ひとり親となって間もない世帯や小学校低学年の子どもがいるひとり親家庭を中心に、各福祉事務所において各家庭の状況を把握しながら、適正な派遣を実施した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 [母子生活支援施設]は、母子家庭への生活支援や自立支援を行うために、継続する必要がある。 また、[ひとり親家庭ホームヘルパー派遣]については、概ね順調な利用であるが、事業趣旨に沿った運用面について、一部検討が必要である。			
担当課長	子ども政策課長 永野 護		記入担当者 子ども政策課庶務係 大橋 薫

計 画 の 体 系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	5	さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり
	施策の方向	(8)	ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり
	取組	21	生活の安定に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設 ・ひとり親家庭ホームヘルプサービス ・福祉総合相談
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>様々な困難を抱えるひとり親家庭の母等からの相談に対して、母子自立支援員を中心に家庭相談員や生活相談員が協力しながら対応にあたった。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 ひとり親家庭の生活を安定したものにするため、引き続き取り組んでいく。			
担当課長	板橋福祉事務所長 矢野 正		記入担当者 登坂 正己

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	5	さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり
	施策の方向	(8)	ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり
	取組	21	生活の安定に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者生活介護施設の整備 ・障がい者地域自立生活支援相談・セミナー ・知的障がい者グループホームの整備促進
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
平成23年6月に、三園に生活介護施設を新設した。相談事業においては延867件の相談に対応することができた。セミナーについては「広報いたばし」にて情報提供を行った。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】			
障がい者及びその家族の負担軽減、生活安定のために情報提供を行い、相談事業やセミナー、施設の充実を図ることができた。また、障がい者に対し、性別や年齢等関係なく、各々の個性や能力を発揮できる場を提供することができた。引き続き、事業や施設の更なる充実を目指し、障がい者やその家族が安心して生活できる環境づくりを図っていく。			
担当課長	障がい者福祉課長 村山 隆志		記入担当者 施設係 武藤 菜月

計 画 の 体 系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	5	さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり
	施策の方向	(8)	ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり
	取組	21	生活の安定に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅情報ネットワーク ・保証人等債務保証制度の紹介
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
区民に対しては、区ホームページや住宅情報事典での案内、福祉事務所へのチラシ配布して周知した。また、東京都宅地建物取引業協会板橋区支部と協定を結び、宅建ホームページへの掲載・会員不動産店の店頭へ表示をするなどして周知を行った。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】			
引き続き、ひとり親世帯等への周知に努めると同時に、不動産店や家主への啓発活動なども行い、ひとり親世帯等への理解を深めることにより、居住環境の安定を図る。			
担当課長	住宅政策課課長 五十嵐 登		記入担当者 山本 史

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	5	さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり
	施策の方向	(8)	ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり
	取組	21	生活の安定に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など	・総合相談	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>区民が悩み事を持った時に適切な窓口を選ぶのが困難なため、総合相談から適切な相談窓口を紹介するほか、総合相談で相談を受けた(23年度は575件)。継続的な支援が必要と判断した案件に関しては、簡易なものは総合相談で支援し、そうでないものは、フェミニストカウンセリングで対応した。また、23年度から開設した配暴センターと連携し、DVに関するものは即座にDVカウンセリングにつなげるようにした。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 男女平等参画施策を推進する拠点施設として位置付けられているセンターとして、相談者に寄り添いつつも、問題解決に向けた適切な支援が望まれるところである。23年度は区の職員が相談業務を担っていたが、24年度からは相談業務が委託となり、資格や専門知識を有した相談員が業務を行うため、よりの確な支援が見込まれる。また、課題となっている他相談との連携体制や当課実施の専門相談のフォローアップなどもより専門的な立場からあたれるため、相談者がよりよい支援を受けられるように体制の整備を急ぎたい。具体的には、相談者の管理体制の見直しを図り、継続的な支援が取れるようにすること、相談窓口紹介の際の基準の策定や、専門相談につなげた相談の把握・支援などを行い、相談の傾聴だけでなく、問題解決に向けた支援ができるようにすることなどが挙げられる。</p>			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 中馬 亜衣

計 画 の 体 系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	5	さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり
	施策の方向	(8)	ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり
	取組	21	生活の安定に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など	・国際交流員・語学ボランティアによる通訳・翻訳	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>主に国際交流員の活動できる曜日と時間を、他部署あてにお知らせし、他の部署が利用しやすいようにした。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 他部署からの要請に応じて、可能な範囲で通訳・翻訳を実施し、翻訳の件数も増えた。今後は、区民事務所等にも外国人が来ることも予想されるので、日本語のできる方を連れて窓口に来てもらうよう案内するほか、区民事務所にも、通訳・翻訳制度の説明を改めて実施する。</p>			
担当課長	文化・国際交流課長 新部 明		記入担当者 寒河江 美幸

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	5	さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり
	施策の方向	(8)	ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり
	取組	21	生活の安定に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など	・外国語版母子健康手帳の交付	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
母子健康手帳を交付した日本語の理解が困難な妊婦及び乳幼児の保護者に対して、母子健康手帳交付時に外国語版母子健康手帳の周知をし、健康推進課で配布する。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 今後も、同様に実施予定。 平成24年4月1日より母子健康手帳が改正されたことに伴い、外国語版の内容が改正された時に新しいものを購入予定である。			
担当課長	健康推進課長 森 弘		記入担当者 高橋 洋子

計 画 の 体 系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	6	高齢期に安心して生活できる環境づくり
	施策の方向	(9)	高齢者の安心した生活に向けた支援
	取組	22	高齢者の就労に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など	・シルバー人材センターの充実 ・アクティブシニア就業支援センター	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
シルバー人材センターにおける仕事の受注内容は男女問わないものに徹した。男女平等推進センターが発行する会報等に記事を掲載し、女性会員の入会を促進した。アクティブシニア就業支援センターでは、再就職支援講座(1回)、合同就職面接会(3回)実施し、女性の参加者はそれぞれ3割に達し、一定の成果は得た。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 シルバー人材センターの会員数、アクティブシニア就業支援センターの求職者数や就職数の減少は、全国的に景気が改善されないことが一義的に考えられるが、総じて業種の偏りや多彩な職種が提供されているとは言えない現状にある。この点を踏まえて、なお一層の新規就業開拓に積極的に取り組んでいきたい。			
担当課長	生きがい推進課長 高山 勝也		記入担当者 加藤 男也

計 画 の 体 系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	6	高齢期に安心して生活できる環境づくり
	施策の方向	(9)	高齢者の安心した生活に向けた支援
	取組	23	生活サポート体制の充実
	取組の内容、方策、事業など	・おとしより相談センター(地域包括支援センター)の拡充	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
高齢人口の増加等に伴い、地域包括支援センターにおける相談件数、予防給付管理件数、介護予防プラン作成件数、ケアマネジメント支援件数が増加傾向にあることに対応するため、地域包括支援センターの職員数増加など機能強化を図った。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 男女を問わず、すべての高齢者が安心・信頼して相談できる場所として、地域包括支援センターの機能・体制を充実させることができた。4人に1人が高齢者になると推計されている2015年(平成27年)までに、現在16か所ある地域包括支援センターの増設とともに圏域の見直しを検討し、さらなる職員体制の強化を図っていく。			
担当課長	おとしより保健福祉センター所長 近藤直樹		記入担当者 管理係 吉田有

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計画の体系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	6	高齢期に安心して生活できる環境づくり
	施策の方向	(9)	高齢者の安心した生活に向けた支援
	取組	23	生活サポート体制の充実
	取組の内容、方策、事業など		・福祉総合相談
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
おとしよりの暮らしむきをはじめ、健康・仕事・寝たきりの方のお世話など、おとしよりに関する各種相談を行った。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 福祉事務所において、多様な相談を受け、支援・援助を行い、問題解決に貢献した。さらに、情報提供システムの充実を図っていく。			
担当課長	赤塚福祉事務所長 小林 良治		記入担当者 赤塚福祉事務所総合相談係 小山 良樹

計画の体系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	6	高齢期に安心して生活できる環境づくり
	施策の方向	(9)	高齢者の安心した生活に向けた支援
	取組	23	生活サポート体制の充実
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅情報ネットワーク ・保証人等債務保証制度の紹介
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
区民に対しては、区ホームページや住宅情報事典での案内、福祉事務所へのチラシ配布をして周知した。また、東京都宅地建物取引業協会板橋区支部と協定を結び、宅建ホームページへの掲載・会員不動産店の店頭へ表示をするなどして周知を行った。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 引き続き、ひとり親世帯等への周知に努めると同時に、不動産店や家主への啓発活動なども行い、ひとり親世帯等への理解を深めることにより、居住環境の安定を図る。			
担当課長	住宅政策課課長 五十嵐 登		記入担当者 山本 史

計画の体系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	6	高齢期に安心して生活できる環境づくり
	施策の方向	(9)	高齢者の安心した生活に向けた支援
	取組	23	生活サポート体制の充実
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・在宅高齢者食生活支援事業 ・一般高齢者向け介護予防事業
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
区内高齢者に対して「低栄養予防の食事」や「高齢者にあった食事の工夫」などテーマに沿った内容で、調理実習を含む講習会を実施した。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 今後とも、区内在宅高齢者ができる限り元気で、要介護状態にならないよう「介護予防」を目的とした栄養講座を開催する。			
担当課長	健康推進課長 森 弘		記入担当者 磯野 嘉代子

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計画の体系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	6	高齢期に安心して生活できる環境づくり
	施策の方向	(9)	高齢者の安心した生活に向けた支援
	取組	24	地域社会への参画支援
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)シニア活動センターの開設 ・いこいの家活用促進 ・ふれあい館活用促進 ・グリーンカレッジ ・シニア世代の社会参加に関する総合的な支援等の推進
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>いこいの家、ふれあい館では、高齢者同士の交流の場を提供し、各種講座の参加を促進した。グリーンカレッジにおいても、学習意欲の充足を促すため積極的な募集を行った。卒業生は何度でも聴講生として継続学習をする機会を設けるなど、応募資格を緩和した。(仮称)シニア活動センターの開設については、議会からの意見を踏まえ検討中のため設計準備が遅延している。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 今後も地域に密着した男女の高齢者の施設として、男女の区別なく利用できるよう、おとしより保健福祉センター、社会福祉協議会等に場の提供をし事業を拡大していく予定である。グリーンカレッジの卒業生に地域活動の啓発及び活動機会をいかに提供していくことが課題だが、今後は、シニア活動促進事業で実施するボランティア体験や各種実習によって、社会参加のきっかけづくりを促進したい。</p>			
担当課長	生きがい推進課長 高山 勝也		記入担当者 木邨 友子

計画の体系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	6	高齢期に安心して生活できる環境づくり
	施策の方向	(9)	高齢者の安心した生活に向けた支援
	取組	24	地域社会への参画支援
	取組の内容、方策、事業など		・世代間交流促進
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>11館延べ16回の世代間交流事業が実施され、計985名の参加があった。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 子どもと高齢者との交流の中で、高齢者の体験を学び、また児童とのふれあいにより、高齢者の地域社会参画を進めている。今後の児童館における子育てトータルサポートプラン(仮称)の検討の中で、世代間交流事業についても検討する。</p>			
担当課長	子ども政策課長 永野 護		記入担当者 三角 忠司

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	7	生涯にわたる心とからだの健康支援
	施策の方向	(10)	生涯を通じた男女の健康づくり支援
	取組	25	生涯を通じた健康づくり支援
	取組の内容、 方策、 事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・区民一般健康診査 ・国保特定健康診査・特定保健指導 ・後期高齢者医療健康診査 ・健康づくり協力店の充実 ・がん検診 ・成人歯科検診 ・在宅高齢者食生活支援(再掲23) 一般高齢者向け介護予防事業(再掲23)
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<ul style="list-style-type: none"> ・区民一般健康診査:35歳～39歳、40歳以上の生活保護受給者等 ・国保特定健康診査:40歳～74歳の国民健康保険加入者(4/1基準) ・後期高齢者医療健康診査:後期高齢者医療制度加入者 <p>上記については対象者に受診券を送付し実施。 ・各種がん検診:対象者に受診券送付又は申込受付により実施。成人歯科検診:対象者に受診券を送付し実施。い ずれも広報いたばし・HP・回覧板等により受診勧奨を行っている。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) (A 順調) B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 生涯を通じた健康づくり支援として、区民の基本的な健康状態の把握や生活習慣病予防の観点から、引き続き継続実施していく。国の指針等を基に現状の健(検)診を評価すると、区単独事業として実施するものもあり、A評価該当と考える。今後もより効果的な健(検)診とするよう検討していく。			
担当課長	健康推進課長 森 弘	記入担当者	町田 江津子

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計画の体系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	7	生涯にわたる心とからだの健康支援
	施策の方向	(10)	生涯を通じた男女の健康づくり支援
	取組	26	女性の健康づくり支援
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・女性健康支援センターの健康教育(女性健康セミナー) ・女性の健康学習支援 ・プレママ栄養講座 ・女性健康支援センターの専門相談(女性のための健康何でも相談・専門相談) ・女性健康支援センターの自助グループの育成・支援 ・女性のがんに関する情報提供 <p>こんにちは赤ちゃん事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生児訪問指導(産後うつ対応の充実)
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>区民に対し、広く女性の健康づくりの普及・啓発を行うために、大学祭でのブース展示・健康講座テーマの工夫・啓発ポスター、チラシの配布・関係機関との連携等を積極的に行った。</p> <p>また、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業では、乳児のいる家庭に訪問し、子育て中の不安などについて傾聴し、地域の子育てに関する情報、サービスを提供した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】			
<p>本取り組みの直接の対象者は女性であるが、その目標達成のためには男性の正しい理解と支援が必要である。そういう意味では、男女を問わず区民が集まる大学祭参加や町会掲示板のポスター掲示による普及啓発活動ができたことは評価できる。今後も、女性の様々な健康課題に対し、その情報がより届きやすいように工夫を続けることに引き続き努めていきたい。</p>			
担当課長	健康推進課長 森 弘		記入担当者 石倉 佳世

計画の体系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	7	生涯にわたる心とからだの健康支援
	施策の方向	(10)	生涯を通じた男女の健康づくり支援
	取組	27	健康に関する正しい理解の促進
	取組の内容、方策、事業など		・学校における性教育の推進
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>区立全学校園に対して、定例校長会、生活指導主任研修会等の機会を捉え、健康に関する正しい理解の促進を目指した健康教育及び性教育の重要性について周知した。また、全小中学校において薬物乱用防止教室を実施するよう周知した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】			
<p>東京都教育委員会の性教育に関する方針を十分に考慮し、全小中学校において各校で作成した人権教育に関する全体計画及び年間指導計画とともに体育・保健体育科(保健領域)の年間指導計画に従って健康に関する正しい理解の促進を目指した適切な指導を意図的・計画的に行っている。今後も継続していく。また、薬物乱用防止教室については、平成24年度も全校実施するよう周知徹底を図っていく。</p>			
担当課長	教育委員会指導室長 矢部 崇		記入担当者 指導主事 小池 木綿子

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	7	生涯にわたる心とからだの健康支援
	施策の方向	(10)	生涯を通じた男女の健康づくり支援
	取組	27	健康に関する正しい理解の促進
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・HIV抗体等検査・相談 ・酒害(アルコール)ミーティングによる支援の推進 ・エイズ予防講演会 ・性感染症に関する啓発
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>HIV抗体検査は性別や性の多様性で差別することなく、匿名・無料で実施した。周知は広報いたばし、大学祭等のイベント、予防講演会など様々な機会をとらえて行っている。電話、来所相談は随時行っていた。エイズ講演会は保健所から区内の高校等へ案内を送り、希望した学校すべてに実施した。性感染症に関する啓発は、区内4か所の大学祭、区民まつり、健康ネット博に参加。その他区政PRコーナーにも展示した。実施にあたっては対象に合わせた内容を取り入れ、自分自身のこと、身近なこととして考えられるように工夫した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 性感染症に関する正しい知識と行動について、特に若年層への啓発が重要であることから、大学祭への参加、高校生等を対象とした予防講演会は有効な手段の一つであると考えている。年々、大学との連携もスムーズになってきており、また、予防講演会後のアンケートでは、「ためになった」「行動を変えようと思う」「機会があれば検査を受けたい」などの意見が多く、おおむね好評な結果が得られている。今後も継続して実施し、自らの健康を守り、また相手の健康に対して責任ある行動がとれる若者を増やしていく必要がある。 HIV抗体検査については、大学祭や講演会の場でも周知を重ね、関係機関には啓発ポスターの掲示を依頼している。 誰でも容易に情報が得られる現在の状況においては、中学生を対象とした啓発も必要となってきたが、教育委員会・学校等と、どのように連携・協力が可能であるかについて、十分に検討することが必要となる。</p>			
担当課長	予防対策課長 辻 佳織	記入担当者	予防対策課感染症グループ 土屋 三紀

計 画 の 体 系	めざす姿	2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
	課題	7	生涯にわたる心とからだの健康支援
	施策の方向	(10)	生涯を通じた男女の健康づくり支援
	取組	27	健康に関する正しい理解の促進
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止に関する啓発
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>板橋地区の薬物乱用防止指導員の改選期に当たり、板橋地区協議会長の依頼を受け、指導員として薬剤師・保護司の推薦を行った。また、区民まつりで、薬物乱用防止推進板橋地区協議会と連携して区内各中学生が作成した薬物乱用防止ポスター・標語を掲示する啓発活動を行った。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 薬物乱用は、本人の身体及び精神の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪の原因となるなど社会の基盤を揺るがしかねない行為である。特に女性は生殖機能や胎児に悪影響があることから、今後も、東京都薬物乱用防止推進板橋地区協議会と連携し活動を支援していく。</p>			
担当課長	生活衛生課長 三浦 康之	記入担当者	中島 敏晴

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会	
	課題	8	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・推進	
	施策の方向	(11)	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	
	取組	28	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発・普及	
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間等を活用した効果的な取組の実施 ・産業連合会等との連携による啓発の検討 		
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】				
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間の記念事業として、主に育児中の男性を対象に「レッツ！ワーク・ライフ・バランス」イベントを実施。 ・東京都労働相談情報センター池袋事務所と共催して、板橋産業連合会・東京商工会議所板橋支部の協力を得て、中小企業関係者・一般区民を対象に「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を実施。 				
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分				
【評価理由・今後の方向性】				
男女が仕事と生活の調和を保ちながら自己実現していくには、ワーク・ライフ・バランスの意義を広め認知度を高めていくことが重要である。このため、幅広い対象に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」などに基づいた、啓発・普及活動を継続していく必要がある。平成23年度においては、こうした視点から効果的な啓発・普及活動が実施できたため、A評価とした。				
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者	前原 昭

計 画 の 体 系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会	
	課題	9	育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備	
	施策の方向	(12)	ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備	
	取組	29	職場の環境整備に向けた支援	
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士による経営相談 ・ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報提供 		
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】				
<ul style="list-style-type: none"> ・経営相談を希望する方を対象に、必要に応じて公社が実施している社会保険労務士等の出前経営相談を紹介している。 ・事業主に対し、企業訪問時や窓口応接時(産業融資の申請時、経営相談時)、情報提供コーナーにおいて情報の提供を行っている。 				
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分				
【評価理由・今後の方向性】				
・社会保険労務士による出前経営相談は、現在公社において実施している。相談内容により公社を紹介し対応しておりA評価とした。今後も、公社との連携を図りながら、相談者の要望に応じていく。 ・情報提供については、企業訪問時や窓口応接時の個別案内、情報コーナーへの配置で行われておりA評価とした。今後も引き続き個別対応等を行っていく。				
担当課長	産業振興課長 真野 英人		記入担当者	野口 秀男

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計画の体系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
	課題	9	育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備
	施策の方向	(12)	ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備
	取組	29	職場の環境整備に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など	・ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報提供	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>東京都労働相談情報センター池袋事務所との共催事業として、板橋産業連合会・東京商工会議所板橋支部の協力を得て、中小企業関係者を対象として「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を実施した。会場では、パネル展示や自由持ちかえり資料コーナーを設置し、ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報提供を行った。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 育児や介護を行いながら働き続けられる環境を実現していくには、経営者の意識改革とそのための啓発・普及活動が重要である。今後も、事業者に向けてワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報提供を継続していく。平成23年度においては、このような視点から効果的に情報提供活動が実施できたため、A評価とした。</p>			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸	記入担当者	前原 昭

計画の体系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
	課題	9	育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備
	施策の方向	(13)	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業・事業所を社会的に評価する仕組み構築
	取組	30	推進企業・事業所に対する顕彰
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・推進事業者表彰 ・推進事業者先進事例集作成 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>震災による企業への影響を踏まえ、次年度以降に延期したため、未実施。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 平成23年度は震災のため事業延期としたが、今年度はその影響も和らぎつつあるため、ワーク・ライフ・バランス推進事業者表彰制度を創設し、認定事業者については表彰を行うとともに、推進事業者先進事例集を作成するなど取組について広く周知を行っていく。</p>			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸	記入担当者	前原 昭

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
	課題	9	育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備
	施策の方向	(13)	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業・事業所を社会的に評価する仕組み構築
	取組	30	推進企業・事業所に対する顕彰
	取組の内容、方策、事業など	・産業融資制度における利子補給優遇	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>優遇加算の詳細を明記した産業融資パンフレットを区内金融機関に配布。また、区内製造業を対象とした全件調査の際にパンフレットを配布するなどし、制度の周知を行った。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) (A 順調) (B 改善) (C 不十分)			
<p>【評価理由・今後の方向性】 企業が次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、自社の従業員に対して仕事と子育ての両立を行えるよう支援することで、産業融資利用上の優遇措置を受けることができる制度を設けている。このことは産業融資パンフレットや広報いたばし等により積極的に周知を行っており、また、パンフレットは金融機関を通じて広く区内企業等へ配布している。このほか、男女社会参画課から要請があった場合は、企業等の同意を得たうえで該当企業等の情報を提供することとしている。このためA評価とした。</p>			
担当課長	産業振興課長 真野 英人		記入担当者 高橋 奈津子

計 画 の 体 系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
	課題	10	子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実
	施策の方向	(14)	多様なライフスタイルに対応した子育て支援
	取組	31	保育サービスの整備
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園の整備 ・認証保育所の整備 ・認定こども園の設置 ・延長保育の拡充 ・家庭福祉員 ・病後児保育 ・病児保育 ・要支援児保育 ・一時保育 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>区の空き施設を活用して、開設期限を5年程度とし、特に待機児童が多い1歳児・2歳児を対象とした区独自の保育施設である「板橋保育ルーム」を平成23年4月に氷川町にオープンした。また23年度において、24年4月開設の板橋保育ルーム(高島平)と保育園の入園が難しいパートタイムや求職中の方向けの「定期利用保育」を実施する2か所の施設整備を行った。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) (A 順調) (B 改善) (C 不十分)			
<p>【評価理由・今後の方向性】 第二期保育計画(平成22年度から26年度)において、期間中に保育サービス定員1,000人増を目標とした。平成23年度までの取組により、824人の定員増を図ることができたので、評価をAとした。なお、平成24年度は、計画の中間年度にあたるため、4月1日の待機児数などを分析・検証し、増加目標数を見直していく。引き続き、各種方策を探り、待機児対策に積極的に取り組み、待機児ゼロを目指していく。 病児保育のお迎え付サービスについては、対象施設との実施に向けた協議を今後も続けていく。</p>			
担当課長	保育サービス課長 平岩 俊二		記入担当者 保育管理管理係 茂 垣

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
	課題	10	子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実
	施策の方向	(14)	多様なライフスタイルに対応した子育て支援
	取組	31	保育サービスの整備
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター事業 ・育児支援ヘルパー ・ショートステイ ・トワイライトステイ
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>子育て世帯に対し、児童の一時預かりや、家事・育児援助を実施。情報提供については、区医師会加盟の産婦人科にポスター掲示を依頼するなどの工夫をした。ショート・トワイライトステイについては利用者の利便性に鑑み、日帰り利用もできるように24年度に向けて要綱を改正した。また、「出産支援」に特化した新たなショートステイを新設した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】			
<p>各事業とも、地域住民の協力(ファミリーサポート援助会員、ヘルパー、出産支援協力員、里親)によるところが大きい。ため、制度の維持継続には子育て支援へのご理解や、支援者の登録数拡大が重要な要素であると考え。また、支援に個々の事情に応じたきめ細かな対応が可能となるよう、なるべく柔軟なシステムづくりと更には改善も心掛けることが大事であると感じている。「子育て支援者養成講座」担当グループとも連携し、また、他区の状況も調査しながら参考にしたい。</p>			
担当課長	子ども家庭支援センター課長 吉濱哲雄	記入担当者	鈴木波江

計 画 の 体 系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
	課題	10	子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実
	施策の方向	(14)	多様なライフスタイルに対応した子育て支援
	取組	31	保育サービスの整備
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>預かり保育を行った私立幼稚園に対し、実績に応じて当該事業にかかる維持管理運営経費の一部を補助した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】			
<p>女性の社会進出の増加など社会経済状況が変化する状況にあつて、地域の身近な存在として私立幼稚園が担う役割の期待が高まっている。こうした中、預かり保育実施園が平成23年度は1園増加し、35園中33園で実施となり、保護者の育児負担の軽減と女性の社会参画の機会の確保が図られた。</p> <p>今後は、未実施園に対し懸案事項の確認を行うほか、実施園にあたっては開設時間の増加に向け、各私立幼稚園と引き続き協議していく。</p>			
担当課長	学務課長 森下 真博	記入担当者	森 康琢

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
	課題	10	子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実
	施策の方向	(14)	多様なライフスタイルに対応した子育て支援
	取組	32	子どもの居場所整備
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館子育てサポート ・学童クラブでの児童受け入れ ・乳幼児専門ルーム「すくすくサロン」 ・子育てグループ支援「幼児ふれあいひろば、のびのびひろば」 ・母親教室 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>「すくすくサロン」は施設整備された10児童館で実施、「幼児ふれあいひろば、のびのびひろば」「母親教室」「子育てサポート」は38全児童館で実施、あいキッズ含め57「学童クラブ」が児童を受け入れた。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 学童クラブの待機児については、定員を設けないあいキッズ化により平成27年度に解消予定である。また、それ以外の事業については、これからの児童館のあり方の中でも充実する方向で検討していく予定である。</p>			
担当課長	子ども政策課長 永野 護		記入担当者 三角 忠司

計 画 の 体 系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
	課題	10	子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実
	施策の方向	(14)	多様なライフスタイルに対応した子育て支援
	取組	32	子どもの居場所整備
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター事業 ・地域子育て支援拠点事業「0・1・2ひろば」 ・子育て支援者養成システム ・子育て通信「すくすく」 ・子育て支援者グループの交流 ・地域子育て支援拠点事業「森のサロン」 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>・子育て支援者養成講座については、震災による節電対策影響のため、2・3級講座はそれぞれ1回少ない回数で実施した。(2級1回、3級3回実施)</p> <p>・11月3日、「すくすくまつり」を子育て支援者グループと共催で実施。</p> <p>・子育て通信「すくすく」を6,500部発行し、子育て中の母親たちに役立つ情報を提供した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 ・子育て支援者養成講座修了者のうち659名が登録している子育て支援者活動サポートステーション事業を活用して、修了者の更なる活動支援の充実を考える。 ・「すくすくまつり」や「子育てサークル交流会」に参加する子育てサークル等を増やし、子育て交流支援事業の更なる充実を図る。</p>			
担当課長	子ども家庭支援センター課長 吉濱哲雄	記入担当者	関根 圭子

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計画の体系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
	課題	10	子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実
	施策の方向	(14)	多様なライフスタイルに対応した子育て支援
	取組	32	子どもの居場所整備
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」推進 ・いきいき寺子屋プラン 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>いきいき寺子屋プラン事業では、学区開放協力が子ども(児童・生徒)に対し、土・日曜日や放課後の子どもの居場所づくりとして学校施設等を使用し、様々な体験活動(サッカー教室や英語教室等)を行った。</p> <p>あいキッズ事業では、遊び・スポーツなどの体験活動を実施するうえで、保護者や地域の方々の協力を得て、「地域の子どもたちは地域が育てる」のもと、様々なプログラムを提供し、あいキッズ利用率の向上に努めている。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】			
<p>いきいき寺子屋事業は、男女問わず地域の様々な方々の協力により成り立っている事業であり、推進校も増加していることから男女平等参画の視点においても順調に進んでいると評価する。平成25年度までに小学校全校を推進校とする計画であり、より活発な寺子屋活動を行いたい。</p> <p>あいキッズ事業は、地域人材等の協力により遊びや様々な体験活動を実施するとともに、安心・安全な居場所の提供と児童の豊かな心と健やかな体の育成支援を行う事業であり、平成23年度小学校17校で実施し順調に事業展開している。平成27年度までに全小学校で実施するため、今後も学校・地域と連携しながら事業を進めていく。</p>			
担当課長	学校地域連携担当課長 大澤宣仁		記入担当者 大石 裕子

計画の体系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
	課題	10	子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実
	施策の方向	(15)	子育てに関する相談支援
	取組	33	子育てに関する相談の充実
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・育児相談の充実 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>育児相談は、保育園の他にも各セクションで取り組んでいる。保育園では、育児相談を申し込むのは、施設利用者や事業参加者が多いので、ホームページの活用やチラシの配布等で各種事業のPRと併せて行い、区民に対する周知を図っている。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】			
<p>区立保育園で育児相談を全園で実施し、相談件数も増加傾向にあるので、A評価とした。保育園が地域の子育て支援の拠点になるためには、今後も、子育て等に関する相談や援助は大きな役割となる。核家族・少子化による子育ての孤立化を防止するため、育児に関し気軽に相談できる窓口の充実を図っていく。</p>			
担当課長	保育サービス課長 平岩 俊二		記入担当者 保育管理管理係 茂 垣

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
	課題	10	子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実
	施策の方向	(15)	子育てに関する相談支援
	取組	33	子育てに関する相談の充実
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもなんでも相談 ・すくすくサロン巡回相談 ・地域子育て支援拠点事業「0・1・2ひろば」 ・地域子育て支援拠点事業「森のサロン」
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
平成23年度相談実績 開設日数:295日/年・相談件数:16,252件・一日平均:55.1件 (相談方法内訳 電話:12,032件・面接:494件・訪問:1,456件・その他:2,270件)			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 ケアマネージメントに視点を置いた相談業務を今後も継続して実施			
担当課長	子ども家庭支援センター課長 吉濱哲雄		記入担当者 檜垣 多希子

計 画 の 体 系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
	課題	10	子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実
	施策の方向	(15)	子育てに関する相談支援
	取組	33	子育てに関する相談の充実
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・すくすくサロン巡回相談
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
すくすくサロン室年間利用者123,757名あり、巡回相談日においても気楽な懇談の中で各種育児相談が実施された。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 今後の児童館における子育てトータルサポートプラン(仮称)の中で、親育ちは重要な要素であり、地域において子育てに関する身近な相談窓口として充実を図ることを検討する。			
担当課長	子ども政策課長 永野 護		記入担当者 三角 忠司

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
	課題	10	子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実
	施策の方向	(15)	子育てに関する相談支援
	取組	33	子育てに関する相談の充実
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・こんにちは赤ちゃん事業 ・新生児訪問指導(産後うつ対応の充実) ・離乳食訪問お助け隊事業 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>乳児のいる家庭に訪問し、子育て中の生活上の不安などを傾聴し、子育てに関する情報提供や日常生活上の助言を具体的に行った。また、離乳食訪問お助け隊事業では、依頼のあった保護者宅で離乳食の作り方など、個々に対応した具体的指導を実施した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 出産間近まで働いていたり、転居してきたために、地域の情報や子育て情報を知らずいたり、身近に相談相手もない等の人々の家庭にも出向き、話を傾聴するとともに、地域の情報をできるだけ具体的に伝えていくことができた。</p>			
担当課長	健康推進課長 森 弘		記入担当者 磯野 嘉代子

計 画 の 体 系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
	課題	10	子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実
	施策の方向	(16)	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実
	取組	34	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・おとしより相談センター(地域包括支援センター)の拡充 ・認知症家族支援プログラム ・認知症高齢者擁護事業 ・地域ボランティア養成事業 ・介護実習普及センター運営 ・高齢者虐待専門相談室運営 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p><認知症高齢者援護事業>キャラバンメイト養成講座参加人数41人、認知症サポーター養成数2151人、高齢者あんしん協力店延179店舗登録 <地域ボランティア養成事業>地域ボランティア延302人。 <介護実習普及センター運営>区民向け講座53回開催、事業者向け講座7回開催。区民、事業所、ケアマネ向けに講座を行った。座学形式、グループワーク形式を織り交ぜながら、理解しやすい講座の運営に努めた。 <認知症家族支援プログラム>講座6回(2~3日制) <高齢者虐待専門相談室運営>専門電話回線1回、高齢者虐待防止研修3回</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 ボランティア養成の講座は好評で、ほぼ受講予定人数に達し、認知症高齢者支援や介護予防活動の活発化につながっている。しかし、ボランティアとして活動し続けている人がまだ少ないため、今後ボランティア活動し続けられる人材を増やしていくことが課題である。連絡会や交流会等でボランティアに対する悩みや今後の方針を共有し合える環境を整えていくことが、ボランティア活動の更なる活発化につながると考える。 認知症の方への対応や、虐待防止について、周知対象者を広げる工夫をし、普及啓発した。講義のアンケートの内容も「大変良かった」「良かった」との答えがほとんどであり、参加者の理解を得られた。また、チラシの作成や広報時には、複数の目で男女参画の視点での配慮をチェックし実施した。今後も、より一層、区民に広く周知するために、様々な機会を通じてPRしていく必要があると考える。</p>			
担当課長	おとしより保健福祉センター所長 近藤直樹		記入担当者 吉田 有

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計画の体系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
	課題	10	子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実
	施策の方向	(16)	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実
	取組	34	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者相談支援体制の拡充 ・障がい者緊急保護施設の運営 ・障がい者自立生活支援事業介護セミナー 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>緊急保護施設は平成23年度、登録者数497名、延利用日数1451日、延泊数1011日であり、特に介護者の入院や傷病、休養などを理由とした利用が多かった。介護セミナーは年5回、50名の参加があり、視覚、聴覚、肢体、盲ろう、失語について実施した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 固定的な性別意識や分担意識にとらわれることなく、障がい者及びその家族の身体的及び精神的負担軽減につながるような環境を整えることができた。今後も固定的な性別意識にとらわれず、介護者の負担軽減のための施設や相談支援、セミナーを充実させる。</p>			
担当課長	障がい者福祉課長 村山 隆志		記入担当者 施設係 武藤 菜月

計画の体系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
	課題	10	子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実
	施策の方向	(16)	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実
	取組	34	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉総合相談 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>相談内容により、個別的な援護に結びつけたり、担当窓口の案内、情報の提供を行った。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 福祉事務所において、多様な相談に対応し、支援・援助を行い、問題解決に貢献した。さらに、情報提供システムの充実を図っていく。</p>			
担当課長	赤塚福祉事務所長 小林 良治		記入担当者 赤塚福祉事務所総合相談係 小山 良樹

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
	課題	11	男女がともに家庭生活を担うための支援
	施策の方向	(17)	男女が協力して家事・育児・介護等を担うための支援
	取組	35	意識啓発に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・男性の意識向上のための講座等の実施 ・ライフステージに応じた実践的な講座等の実施 ・ロールモデルの発掘・活用 ・育児・介護休業制度の普及・啓発
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
男女共同参画週間に合わせ、主に子育てパパを対象としたイベント「レッツ！ワーク・ライフ・バランス」を開催し、男女共同参画社会の理解を深めた。また、啓発を目的とした区民向け情報誌「あいしてい」において、改正育児・介護休業法について特集記事を掲載し啓発を行った。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) ○ A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 男女が協力して家庭生活を営むには、男性が固定的性別役割分担意識を解消していくことが重要であるため、特に男性を重点対象として、啓発活動を進めていく必要がある。平成23年度においては、こうした視点から効果的な啓発活動が実施できたため、A評価とした。			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 前原 昭

計 画 の 体 系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
	課題	11	男女がともに家庭生活を担うための支援
	施策の方向	(17)	男女が協力して家事・育児・介護等を担うための支援
	取組	35	意識啓発に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など		・障がい者自立生活支援事業介護セミナー
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
介護セミナーは年5回、50名の参加があった。視覚、聴覚、肢体、盲ろう、失語について実施し、それぞれの障がいにあった内容となるよう、工夫した。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) ○ A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 それぞれの障がいにあったセミナーを開催し、男女が共に介護を担っていけるような機会を提供していく。また、特定の性別にとらわれず、同じような不安を持つ人であれば誰でもその不安を共有できるよう、内容や周知方法等工夫していく。			
担当課長	障がい者福祉課長 村山 隆志		記入担当者 施設係 武藤 菜月

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
	課題	12	男女がともに地域活動に参画するための支援
	施策の方向	(18)	地域活動への参画促進
	取組	36	地域活動への参画支援
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・町会連合会主催講演会及び各支部主催研修費補助 ・ボランティア情報の提供 ・NPOボランティア活動の活性化、協働推進 ・町会・自治会への参加促進 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>いたばし総合ボランティアセンターをリニューアルし、平日夜間や土日にも受付できるよう開設時間を拡大した。女性が参加しやすい傾聴ボランティアの養成講座を実施したほか、手作りボランティアなどの女性の特性を活かした活動を支援し、ネットワーク化を促進した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】			
<p>リニューアル後のボランティアセンターは所長をはじめスタッフの半数が女性である。センターのスタッフは、活動を希望する女性に対する鋭敏な感性を有し、各企画にもそうした配慮が表れている。特にシニア世代の女性に対する働きかけについては、HPのリニューアルやメルマガなどのツールを利用して参加の拡大に努めていく。</p>			
担当課長	地域振興課長 湯本 隆		記入担当者 沼 俊一

計 画 の 体 系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
	課題	12	男女がともに地域活動に参画するための支援
	施策の方向	(18)	地域活動への参画促進
	取組	36	地域活動への参画支援
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル推進員 ・環境美化・リサイクル活動を行う組織への参加促進 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>地域のまつり等でごみ減量の普及啓発及び地域コンポスト運営の際に、男女の区別なく作業を分担した。平成24・25年度リサイクル推進員の推薦の際には、男女の区別なく依頼した。リサイクル推進員の活動の手引きを作成する際には、公的広報の手引きを参考にして男女を区別することなく作成した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】			
<p>リサイクル推進員は、男女平等参画の視点に見合った活動を行った。リサイクル推進員の男女平等参画に配慮した推薦依頼はしなかったが、男女比は妥当なものになった。今後は、平成26・27年度リサイクル推進員の推薦依頼の際には、男女平等参画の趣旨を依頼文書に入りたい。</p>			
担当課長	清掃リサイクル課長 井上 正三		記入担当者 ごみ減量係 峯崎 芳一

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	3	男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
	課題	12	男女がともに地域活動に参画するための支援
	施策の方向	(18)	地域活動への参画促進
	取組	36	地域活動への参画支援
	取組の内容、方策、事業など	・防災活動を行う組織への参加促進	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>周知:より多くの防災リーダーを養成するため、各町会・自治会長会議の他、町会等の訓練及び講習会に出向き受講案内を配布するなどした。</p> <p>取り組み:受講生に対し、災害時に必要に応じて求められる男女の役割、性別を問わない役割などを意識して講習した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) ○ A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】			
<p>平成23年度現在防災リーダーの養成数は3,764人で予定の3,800人にほぼ到達しており、内44.65%にあたる1,681人が女性であることから、全体的な男女比において均衡がとれており、「男女がともに地域活動に参画」という基盤作りは順調に継続していると言える。</p> <p>今後は208住民防災組織において継続的に男女比の均衡を保てるよう各地区に理解を深め防災リーダー養成講習への推薦等を依頼していく必要がある。</p>			
担当課長	防災対策担当課長 浅賀 俊之		記入担当者 平石 裕二

計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	13	女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育
	施策の方向	(19)	女性に対する暴力の防止に向けた啓発の推進
	取組	37	女性に対する暴力防止に関する普及・啓発
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止関係資料による情報提供 ・セミナー等の実施 ・いたばしパープルリボンプロジェクト等戦略的なPR実施 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>DV支援シートの作成・配布:民生・児童委員や福祉事務所、警察等DV支援者に支援の流れを記したシートを配布。</p> <p>情報交換・資料提供:DV連絡会(福祉事務所・警察・保護施設)や、DV担当者会(区窓口)で行った。</p> <p>印刷物の配布:DV専門ダイヤルやデートDV防止のパンフレットや相談窓口のカードを作成し、配布・活用。高校での出前講座や成人式等段階に応じて資料を選んで配布、設置した。</p> <p>セミナー:DV支援担当者向けに、支援の基礎知識を身につける講座を、区民協働企画でDV防止講座を開催した。高校性にはデートDV防止の出前講座を行った。</p> <p>パープルリボン:月1回登録団体により行われるサロンの前半期でリボンストラップ作りを参加者とともにいった。作成したリボンは区民まつりや区内大学祭(ブースへの来場者2152人)で配布やリボン貼り付けの参加を通してPRし、関連掲示も行った。リボンの意味は広報紙などで紹介し、職員も名札等で身につけた。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) ○ A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】			
<p>区民向けの情報提供として、世代や立場に応じての配布ができた。今後はその範囲や頻度を増やし、定期的に繰り返し心に留めてもらえるような啓発の方策が必要である。支援者向けには、その実務に応じた具体的な情報提供ができるよう、今後整備を進めていきたい。セミナーでは、DVについて知るための講座と平行して、DV被害の症状や、被害者発見時の対応等の実質支援のための講座も広く行いたい。また、パープルリボンは啓発活動が定着しつつあり、成果を上げているので、今後は参加型の啓発も増やしていきたい。</p>			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 中馬 亜衣

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	13	女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育
	施策の方向	(19)	女性に対する暴力の防止に向けた啓発の推進
	取組	38	学校等と進める予防教育
	取組の内容、方策、事業など	・区立小中学校における人権教育の充実	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>区立全学校園に対して、定例校長会、副校長研修会、初任者等研修会、10年経験者研修会等の機会を捉え、「人権教育プログラム(学校教育編)」(平成23年3月、東京都教育委員会)を用いて人権教育の重要性について周知した。また、指導室訪問の際に必ず人権教育について指導・助言する場面を設定し、各学校園における人権教育の推進を行った。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 指導室主催研修会で人権教育について取り上げ、理解の深化を十分図ることができたことを受け、平成24年度から開始される東京都若手教員育成研修においても人権教育について取り上げる場面を設け、さらに理解の深化を図る。また、板橋区立幼稚園、小中学校における「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用した校園内研修の実施をさらに推進していく。			
担当課長	教育委員会指導室長 矢部 崇		記入担当者 指導主事 小池 木綿子

計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	13	女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育
	施策の方向	(19)	女性に対する暴力の防止に向けた啓発の推進
	取組	38	学校等と進める予防教育
	取組の内容、方策、事業など	・高校・大学等と協働した予防教育の検討・実施	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>デートDV出前高校講座:区内高校生に向けて、デートDVの講師を派遣し、デートDV及び将来のDV被害・加害の防止普及啓発を行った。23年度は2回の希望調査及び1回の電話希望調査を行い、高島高校のみ希望があった。区内大学祭でのDV防止啓発普及:大学祭に出展し、デートDV・パープルリボンプロジェクトを中心に啓発を行った。展示やDVDの上映、リボンストラップや啓発カードの配布のほか、リボン作成などの参加型出展とした。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 【大学】大学祭出展:展示や配布だけでなく、より参加性の強い内容で発展させていくことも考えたい。大学との協働事業として大学祭だけでなく、学生向け講座・講演の実施など、より積極的な協働を模索したい。 【高校】デートDV出前講座:今年度希望が1校のみだったことから、高校側へのより積極的なPR方法が課題となる。また、高校段階で啓発するのがよいのか、中学生段階での啓発がよいのか、考えていくことも必要であるとする。 【以外】教職員向け、保護者向けなど、多方面での工夫の余地がある。			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 中馬 亜衣

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	14	DV被害者の立場に立った相談体制の構築
	施策の方向	(20)	早期発見へ向けた仕組みづくり
	取組	39	通報に関する情報の周知
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・通報制度の周知 ・民生委員、医療関係者等関係機関との連携 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>配偶者暴力相談支援センター業務を開始したことにより、通報への対応も求められることになったため、被害者に対する初期対応の重要性を踏まえ、「支援者用DV被害者支援フローチャート」を作成し、民生・児童委員協議会や要保護児童対策地域協議会において、通報制度の周知や被害者の早期発見時の対応・支援について協力を依頼した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 地域の協力者に制度を周知し、被害者の身近な地域において見守り体制を構築したことは、被害者の早期発見にもつながるため、A評価とした。今後も、保育園や小中学校等、被害者にかかわる様々な地域あて、通報制度の周知や被害者の早期発見時の対応、支援について啓発を行い協力を依頼していく。</p>			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸	記入担当者	北村 知子

計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	14	DV被害者の立場に立った相談体制の構築
	施策の方向	(21)	DV相談体制の強化・充実
	取組	40	相談に関する情報の周知
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な媒体を活用した相談窓口の周知 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>DV連絡会などで庁内外への周知を図った。また、民生・児童委員など、DV支援に携わる機関へも相談窓口に関する情報提供を行った。区民に向けてはパンフレット配布・電話相談案内のシールを区施設や医療機関等の女子トイレに貼り付ける・名刺サイズの各種相談のカードを窓口設置する等、頒布の仕方を工夫した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 相談をしたいと思っている人、支援に携わる人、両面からの周知ができるように、今までのパンフレットやカード、シールなどを活用しながら、女性が多く集まる講座などでの配布も積極的に行っていきたい。また、ホームページの相談案内をより充実させ、周知を図る予定である。</p>			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸	記入担当者	中馬 亜衣

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	14	DV被害者の立場に立った相談体制の構築
	施策の方向	(21)	DV相談体制の強化・充実
	取組	41	配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・DVに関する専門相談 ・福祉事務所等との連携強化 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>いたばしダイヤルや総合相談でのDV被害の聞き取りや、DV専門相談での面談を通して、DV被害に特化した、細かな相談が受けられるようになった。また、DV相談証明書を区単独で発行できるようになり、より迅速な支援ができるようになった。福祉事務所とは、支援の分担を明確にし、共通認識した上で、連絡会などの開催で定期的な連携確認を行った。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】			
<p>DV被害に遭った時に、まずどこに相談すればよいのかという区分けが明確になり、DV被害の相談にも応じやすくなった。一方、実質的な支援(一時保護、生活の再建など)は福祉事務所が行うため、被害者のその後の状況把握など、連携面での課題が散見された。相談ケースにより、対応も様々なため、そのような事例を基に、今後は配偶者暴力防止センターとして1年機能した上での連携の仕方について話し合い、よりの確な連携・支援の方策を立てていきたい。</p>			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 中馬 亜衣
計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	14	DV被害者の立場に立った相談体制の構築
	施策の方向	(21)	DV相談体制の強化・充実
	取組	41	配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・DVに関する専門相談 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>DV被害者からの相談を受け、個別事情を聴取し、救済を図った。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】			
<p>DV被害者救済の相談窓口の役割を果たした。配偶者暴力相談支援センターとの連携をより強化し、DV被害者の支援・援助を行う。</p>			
担当課長	赤塚福祉事務所長 小林 良治		記入担当者 赤塚福祉事務所総合相談係 小山 良樹
計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	15	緊急時における被害者の安全確保と適切な支援
	施策の方向	(22)	DV被害者の一時保護
	取組	42	緊急時の保護体制整備
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>婦人相談員を配置し、被害者の状況に応じた支援を行った。配偶者暴力相談支援センターを設置することで、「板橋区のDV施策の指針等決定及び庁内調整機能」の役割を持つとともに、「DVの総合相談窓口」と位置づけ、被害者が相談を寄せやすい仕組みを構築した。一方、被害者の緊急保護等直接的な支援を行うのは福祉事務所としていることから、来所(電話)の相談者の状況(緊急性)に合わせて、福祉事務所を経由して都配偶者暴力相談支援センターと連携し、被害者の一時保護を実施した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】			
<p>DV被害者支援を目的として関係各課と連携を進めるためには、都配偶者暴力相談支援センターと連携して、一時保護等を行い、福祉事務所は、被害者支援の実質的な核となるため、担当の婦人相談員のみならず、総合相談係や保護係とも情報提供・情報交換を行い、相談者の緊急時に適切な対応がとれるよう、より一層連携を進めていく必要がある。</p>			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 北村 知子

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	15	緊急時における被害者の安全確保と適切な支援
	施策の方向	(22)	DV被害者の一時保護
	取組	42	緊急時の保護体制整備
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携 ・母子緊急一時保護事業 ・DV被害者保護 ・警察との連携強化
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
夫等からの暴力等により緊急に保護を必要とする母子又は女性に対し、適当な施設に入所するまでの間、一時的に保護した。福祉事務所では、相談、申請の窓口を担った。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 母子及び女性の一時的な保護、自立支援を援助し、DV等の被害者の安全確保に効果があり、引き続き実施する必要がある。			
担当課長	赤塚福祉事務所長 小林 良治		記入担当者 赤塚福祉事務所総合相談係 小山 良樹

計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	15	緊急時における被害者の安全確保と適切な支援
	施策の方向	(22)	DV被害者の一時保護
	取組	42	緊急時の保護体制整備
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・母子緊急一時保護事業
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
夫等からの暴力等により緊急に保護を必要とする母子又は女性に対して、適当な施設に入所するまでの間、一時的に保護した。相談、申請の窓口となる福祉事務所の関係職員と連携して、居室を提供した。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 「緊急一時保護」は、母子及び女性の一時的な保護、自立支援を援助し、DV等の被害者の安全確保に効果があり、引き続き実施する必要がある。			
担当課長	子ども政策課長 永野 護		記入担当者 子ども政策課庶務係 大橋 薫

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	16	DV被害者が自立するための支援
	施策の方向	(23)	自立生活再建のための支援体制
	取組	43	庁内各種手続きの円滑化
	取組の内容、方策、事業など	・DV相談共通シートの作成に向けた検討	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>DV被害に遭った際に、相談したい内容によって相談先がわかるシートを作成し、地域で活動する支援者などに配布した。また、戸籍住民課など、実務を取り扱う担当者によるDV担当者連絡会を開催し、DV被害の際に板橋区で行える支援について確認するとともに、担当者向けのDV被害支援に関する講義を企画した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 今年度は、担当者連絡会を開催し、支援の確認や、DV相談証明書の取扱について確認した。また、相談の流れがわかる支援者向けシートは、今後活用を促していきたい。 DV被害者が何度も同じ説明をする心理的負担を軽減するため、どの支援窓口課でも細やかなDV支援が行えるような共通シートや共通確認事項の作成を目指し、実効性のある共通シートの作成に向けて話し合いを行っていく。</p>			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸	記入担当者	中馬 亜衣

計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	16	DV被害者が自立するための支援
	施策の方向	(23)	自立生活再建のための支援体制
	取組	44	被害者等に関わる情報の保護
	取組の内容、方策、事業など	・住民票の写しの交付制限等が適切に運用されるための取組	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>住民票の閲覧制限を希望する被害者や閲覧制限をした方が良いと判断する相談者がいた場合は、戸籍住民課と連携し、住民票の閲覧制限のための書類作成を依頼した。また、閲覧制限を行うための根拠として、当課での相談もその根拠となることから、運用にあたっては、聞き取りや関係機関との連絡を密に行った。戸籍住民課からの依頼があれば、当該人についての支援も行った。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 DV被害によって避難をする場合は、加害者からの追跡が多く見られるため、住民票の閲覧制限を始めとして、各種の追跡を妨げるような庁内手続きが必要である。DV被害者支援の担当者連絡会において、DV案件での住民票の閲覧制限にあたるケースなどを共有することで、各支援窓口一体となった支援を行っていく。 また、DV相談の中で、加害者による危険の有無について把握し、危険と判断したケースについては、その制度について、積極的に情報提供していきたい。</p>			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸	記入担当者	中馬 亜衣

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	16	DV被害者が自立するための支援
	施策の方向	(23)	自立生活再建のための支援体制
	取組	45	生活再建に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・生活の支援 ・就労に向けた支援 ・連携会議
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
暴力の被害者に対して、安全を図りながら生活の再建に向けて支援を行っている。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】			
男性DV被害者への広報の配慮や関係機関との連携のあり方など改善を目指すべき点はあるが、最も大切な被害者の安全の確保は十分に達成されており、生活再建を順調に果たしている相談者も多いことからA評価とした。今後はできるだけ多くの方が生活再建を果たせるよう、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関との連携を強化し支援の充実を図る。			
担当課長	板橋福祉事務所長 矢野 正	記入担当者	登坂 正己

計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	16	DV被害者が自立するための支援
	施策の方向	(23)	自立生活再建のための支援体制
	取組	45	生活再建に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・就労に向けた支援
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
就職支援セミナーを年5回実施した。資格取得支援事業としては宅建、ファイナンシャルプランナー2級、簿記3級の取得を目指す講座を実施した。また、年齢・性別を問わず、毎週火曜と木曜の午後、一人あたり50分ずつ事前予約制のカウンセリングを実施した。就職・再就職に結びつくような、具体的できめ細やかな対応を目指した。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】			
どの事業も性別を問わず募集し、特に資格取得支援講座における、ファイナンシャルプランナー2級講座及び簿記3級講座については、女性の受講者数が男性の受講者数を大きく上回る結果となった。なお、資格取得支援講座は24年度より(財)板橋区中小企業振興公社に事業移管するが、引き続き男女問わず広く周知・募集する予定である。就職支援セミナーについては、全体としては前年度とはほぼ同程度の参加者数であったが、応募状況にばらつきがあり、定員に満たなかった回もあった。24年度は年5回から年3回(全5日)に回数を減らすことで、参加者を集約でき、より活気のあるセミナーとなることを見込まれる。			
カウンセリングについても、高い利用率と満足度から、相談事業としては一定の成果が上がっていると考えられる。24年度については、より一層の周知を図り新規利用者を増やすとともに、カウンセラーと連携し、区などの実施する就職支援セミナーの案内や他関係機関の職業訓練や職業斡旋コーナーの紹介も積極的に取り組んでいくことが必要と考える。			
担当課長	産業振興課長 真野 英人	記入担当者	笹岡 智子

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計画の体系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	16	DV被害者が自立するための支援
	施策の方向	(23)	自立生活再建のための支援体制
	取組	45	生活再建に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に向けた支援 ・被害者支援マニュアル ・連携会議 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>DV相談者で、就労の支援が必要と判断した件については、積極的に当課の就労支援や産業振興課、区外の就労支援機関について情報提供を行った。また、多くの相談者の場合、生活費困窮により、福祉事務所での資金貸付や生活保護などの相談が必要になるため、福祉事務所の相談員と連携し、支援を行った。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 支援体制を明確にし、どの課でも公平な案内ができるような板橋区版被害者支援マニュアルの作成を目指し、各課の支援内容を把握し、まとめる作業が求められる。運用にあたっては、画一的な案内にならないよう、個人のケースを勘案しながらの対応を行うための共通認識が必要である。 また、今年度はDV連絡会、支援担当者連絡会とは個々の案件ごとに、ケース会議を持たなかったが、東京都の事例研究の研修には福祉事務所とともに参加している。</p>			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 中馬 亜衣

計画の体系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	16	DV被害者が自立するための支援
	施策の方向	(23)	自立生活再建のための支援体制
	取組	45	生活再建に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保に向けた支援 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>区民に対しては、広報いたばしと区ホームページで募集期間を周知し、期間中には赤塚支所、全区民事務所、全地域センター、全福祉事務所等申請書を配布することにより、応募の機会を確保した。また、職員に対しては、特に福祉事務所職員に向けて、優遇抽選等についての案内を行った。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 引き続き、都営住宅への入居機会が増やせるように、募集情報の周知と優遇応募についての案内を図る。</p>			
担当課長	住宅政策課長 五十嵐 登		記入担当者 山本 史

計画の体系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	16	DV被害者が自立するための支援
	施策の方向	(23)	自立生活再建のための支援体制
	取組	45	生活再建に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・国保・年金制度に関する適切な情報提供 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>特別の扱い(他の区民)はしていないが、プライバシー等(応対面で)配慮はしている。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
<p>【評価理由・今後の方向性】 今後も窓口対応時におけるプライバシー保護(他の区民に生活状況を知らせない等)に配慮し、既存冊子等を配布、説明することで国保・年金制度に関する適切な情報提供に努めたい。</p>			
担当課長	国保年金課長 市塚 晴康		記入担当者 西村 朋見

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計画の体系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	16	DV被害者が自立するための支援
	施策の方向	(23)	自立生活再建のための支援体制
	取組	45	生活再建に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など	・就学の支援	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
区内に居住・施設等へ保護された母子について、プライバシーの保護を最優先し、児童・生徒について学校への就学(転入学)事務を行った。入学後、財政的支援として就学援助制度について案内をした。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 今後も関係機関と連携を密にし、DV被害者・児童・生徒の保護を最優先し適切な就学事務を行う。			
担当課長	学務課長 森下 真博		記入担当者 鈴木 克佳

計画の体系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	16	DV被害者が自立するための支援
	施策の方向	(23)	自立生活再建のための支援体制
	取組	45	生活再建に向けた支援
	取組の内容、方策、事業など	・保育の支援	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
職員は、保育サービス課で行う研修や、その他の機関で実施する研修に参加し、現場における対応について知識を深めている。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 マニュアルに基づいた対応ができていますので、A判定とした。引き続き、関係機関との連携を強め、適切な対応に努めていく。			
担当課長	保育サービス課長 平岩 俊二		記入担当者 保育管理管理係 茂 垣

計画の体系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	16	DV被害者が自立するための支援
	施策の方向	(23)	自立生活再建のための支援体制
	取組	46	子どもへの継続的な支援
	取組の内容、方策、事業など	・要保護児童対策地域協議会 ・児童虐待防止ケアシステム研修会 ・虐待防止支援訪問 ・見守りサポート事業	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
・要保護児童対策地域協議会(代表者会議 1回/年・実務者会議 17回/年・個別ケース会議 279回/年) ・見守りサポート事業における報告会 12回/年 ・ケアシステム研修会 3回/年			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 要保護児童の継続的な支援を目的に今後も継続して実施			
担当課長	子ども家庭支援センター課長 吉濱哲雄		記入担当者 檜垣 多希子

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	17	関係機関等との連携推進
	施策の方向	(24)	関係機関等との連携推進
	取組	47	関係機関や地域ネットワークとの連携協力推進
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・DV担当者連絡会の充実 ・東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携 ・警察、医師会等関係機関との連携 ・NPO等民間団体との連携
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
被害者の状況に応じた支援を行っていく上で、連携が必要な都配偶者暴力相談支援センターをはじめ東京地方裁判所や警視庁ストーカー対策室等と事務打ち合わせを行い、情報の共有化を図った。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 配偶者暴力相談支援センター業務を開始したことに伴い、東京地方裁判所や警視庁ストーカー対策室等、今まで連携をしていなかった関係機関と会議の場を持ち情報の共有を行うなど、被害者支援のレベルが向上したが、被害者の緊急時に適切な対応がとれるよう、より一層連携を進める必要がある。また、NPO等民間団体との連携については、現在、啓発事業(DV出前講座)やDV連絡会で情報交換を行う等連携を図っているが、今後、さらに連携できる分野を検討し拡大していく。			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 北村 知子

計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	17	関係機関等との連携推進
	施策の方向	(24)	関係機関等との連携推進
	取組	47	関係機関や地域ネットワークとの連携協力推進
	取組の内容、方策、事業など		<ul style="list-style-type: none"> ・東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携 ・警察、医師会等関係機関との連携 ・NPO等民間団体との連携 ・母子緊急一時保護事業
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
男女社会参画課・子ども政策課・健康福祉センター等の区役所内部の組織や警察・医療機関・社会福祉法人等の関係機関との連携を図る。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 福祉事務所において、関係機関との連携を図り、適切な支援・援助を行い、問題解決に貢献した。さらに、連携を深める。			
担当課長	赤塚福祉事務所長 小林 良治		記入担当者 赤塚福祉事務所総合相談係 小山 良樹

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	17	関係機関等との連携推進
	施策の方向	(24)	関係機関等との連携推進
	取組	47	関係機関や地域ネットワークとの連携協力推進
	取組の内容、方策、事業など	・母子緊急一時保護事業	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>大等からの暴力等により緊急に保護を必要とする母子又は女性に対して、適当な施設に入所するまでの間、一時的に保護した。相談、申請の窓口となる福祉事務所の関係職員と連携して、居室を提供した。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 [緊急一時保護]は、母子及び女性の一時的な保護、自立支援を援助し、DV等の被害者の安全確保に効果があり、引き続き実施する必要がある。			
担当課長	子ども政策課長 永野 護		記入担当者 子ども政策課庶務係 大橋 薫

計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	17	関係機関等との連携推進
	施策の方向	(24)	関係機関等との連携推進
	取組	47	関係機関や地域ネットワークとの連携協力推進
	取組の内容、方策、事業など	・要保護児童対策地域協議会	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>要保護児童対策地域協議会の実績 (代表者会議 1回/年・実務者会議 17回/年・個別ケース会議 279回/年)</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 より緊密なネットワークの確立と連携を目指し今後も継続して実施			
担当課長	子ども家庭支援センター課長 吉濱哲雄	記入担当者	檜垣 多希子

計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	18	人材育成の推進
	施策の方向	(25)	相談等に関わる人材の育成
	取組	48	研修等の充実
	取組の内容、方策、事業など	・専門研修等 ・二次被害防止のための研修 ・相談員の精神的ケアへの対応 ・研修等資料の提供	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>都が実施する東京都ウィメンズプラザの研修と、東京都女性相談センターの研修を活用し、相談技術の向上や、二次被害防止のための研修を積極的に行った。研修機会は課内で積極的に呼び掛けや回覧を行ったが、関係のある職員には直接手渡しをし、研修を勧めた。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 研修内容を共有したり、定期的に参加したことで、職員の技能や知識を得ることはもちろん、モチベーションも高まり、効果的に研修を行えた。また、相談に関わる職員の中で事例を持ち寄り、意見を交換し合うなど、OJTを行うとともに、相談職員のもつ不安の解消など、メンタルヘルスに関わることも共有することができた。			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸	記入担当者	中馬 亜衣

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	19	性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応
	施策の方向	(26)	性別等に基づく人権侵害の防止
	取組	49	セクシュアル・ハラスメントの防止
	取組の内容、方策、事業など	・セクハラ研修等セクハラ防止に向けた啓発	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
職員向け、一般区民向けにセクハラについて特集したセンター通信(I city～あいしてい～)を発行し、予防防止・普及啓発を行った。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 今後は産業振興課と共に、板橋産業連合会や東京商工会議所板橋支部と協力を依頼することで、事業主にも積極的に呼び掛けていくことも含め、進めていきたい。また、24年度に行うワーク・ライフ・バランス事業等の会社が集まる機会を通じて積極的に啓発していきたい。			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 中馬 亜衣

計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	19	性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応
	施策の方向	(26)	性別等に基づく人権侵害の防止
	取組	49	セクシュアル・ハラスメントの防止
	取組の内容、方策、事業など	・セクハラ研修等セクハラ防止に向けた啓発	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
国や東京都等からのセクハラ関係のパンフレットを随時配布、情報コーナーへの配置などにより、事業主への意識啓発を進めることを予定していたが、実績はなかった。			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 国や東京都などからのセクハラ関係の情報については、事業主に対し随時情報提供に努め、セクシュアル・ハラスメントの防止に対する事業主への意識啓発を今後も進めていく。			
担当課長	産業振興課長 真野 英人		記入担当者 野口 秀男

第四次板橋区行動計画一次評価表(平成23年度)

計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	19	性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応
	施策の方向	(26)	性別等に基づく人権侵害の防止
	取組	50	性別等に基づくあらゆる人権侵害・暴力を予防し根絶するための意識啓発
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重に関する意識啓発の推進 ・性犯罪の防止に向けた警察や区内交通機関等との連携 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>区民まつり、大学祭、ホール開催の当課イベントなどで展示を行った。女性への暴力防止だけでなく、人身取引に関する啓発も行った。高校でのデートDV出前講座では、DVは人権侵害であることを教示した。また、セクシュアル・ハラスメント(働く権利の侵害)を広報紙で取り上げたり、イベント等での展示でも性別に基づく差別の防止を訴えた。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 23年度は性犯罪防止に関する活動を行う機会がなかったので、今後駅構内のトイレへのステッカー貼り付けや、情報誌を使った啓発活動を行っていきけるよう働きかけていく。また、連絡会等で警察から性犯罪に関する情報提供をもらい、イベント等でも防止啓発を行っていきたい。			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 中馬 亜衣

計 画 の 体 系	めざす姿	4	男女の平等と人権が尊重される社会
	課題	19	性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応
	施策の方向	(27)	メディアへの対応
	取組	51	メディア・リテラシーの向上
	取組の内容、方策、事業など	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア・リテラシーに関する普及・啓発 	
平成23年度実績における取組の内容、方策、事業【誰・何に対して、どんな方法・工夫で実施したか】			
<p>固定的性別役割分担意識に基づく男女像に関する表現の是正について、職員ポータルトップに「公的広報の手引き 男女共同参画の視点から」を掲載し、職員意識の向上を図った。</p>			
一次評価(所管課長による取組に対する評価) A 順調 B 改善 C 不十分			
【評価理由・今後の方向性】 全庁に「公的広報の手引き」を発信し、区全体で情報を共有することは非常に重要である。今後も広報方法を工夫し啓発を行っていく。			
担当課長	男女社会参画課長 飯嶋 登志伸		記入担当者 北村 知子

＜ 事業等一覧 ＞

めざす姿1 「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会 課題1：行動に結びつく男女平等の意識づくり

施策の方向：(1)男女平等意識の普及・啓発

★は新規事業

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	第四次行動計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
1	板橋区男女平等参画条例の理念の理解と定着	区民まつりや成人式等、多くの区民が集まる場における普及・啓発活動の展開★	活動の場の検討・実施	展開・充実 →	地域への普及・啓発の拡大を推進します。	男女社会参画課
		年代や状況等に応じた効果的な普及・啓発方法の工夫	年代等に応じたパンフレット等の検討・作成	拡充 →	効果的な普及・啓発を進めます。	男女社会参画課
2	実践につながる地域の課題解決支援	DV講座等、地域で課題を共有し解決につなげる取組の実施	身近にある課題等テーマの選択・講座の実施	継続 →	地域の課題解決につながる講座等を実施していきます。	男女社会参画課
3	より効果的な普及・啓発のための手法の検討・活用	メールマガジン、携帯サイト等多様な通信媒体の活用★	メルマガ等導入に向けた調査・検討	実施・順次拡充 →	より幅広い年代へ向けた普及・啓発を進めます。	男女社会参画課
		ホームページや情報誌の見直し・充実	ホームページの見直し・充実 情報誌の見直し・充実	拡充 →	タイムリーで、よりわかりやすい情報発信を進めます。	男女社会参画課
		チラシ・パンフレット等の配布方法の見直し	区民や区内商店等との連携による配布方法や体制の検討	実施・順次拡充 →	必要とする区民に情報が届くよう進めます。	男女社会参画課
		「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間等に戦略的なPRを実施	全国的な運動期間を活用した集中的な普及・啓発	拡充 →	多くの区民に周知することで裾野の拡大を進めます。	男女社会参画課
4	大学や町連、商連、産連等と協働で進める意識づくり	大学との協働推進★	協力協定締結・事業の共同実施等に向けた調査・検討	拡充 →	大学との共同講座等の実施を進めます。	男女社会参画課
		商連、産連等との連携	情報提供の充実等による連携強化	拡充 →	連携の強化を進めます。	男女社会参画課

施策の方向：(2)男女平等推進センター スクエア・I(あい)の機能充実・活性化

5	センター活性化へ向けた取組	センターのあり方を検討する体制づくり★	センターのあり方を検討する組織の設置	継続 →	新たな体制で取組を推進していきます。	男女社会参画課
		講座等の企画内容・実施方法の見直し	区民と共に実施方法等を検討・実施	拡充 →	区民と共に活性化へつながる効果的な方法や仕組みづくりを進めます。	男女社会参画課
		区民が交流・学習する場としての機能充実	区民と共にセンターの活用方法等を検討・実施	拡充 →	区民と共に利用しやすいスペースづくりを進め、交流機能を高めます。	男女社会参画課
		センター及び事業の周知・情報発信の充実	区民と共により効果的な発信方法を検討・実施	拡充 →	区民と共に情報発信機能を高めセンターの認知度、利用率アップをめざします。	男女社会参画課
		女性健康支援センター等との連携推進	互いの事業への参加協力等	継続 →	連携により啓発・普及や事業実施などを進めます。	男女社会参画課
6	区民との協働推進	区民との協働による企画・事業等の実施	区民が企画運営する事業等の実施 (区民協働企画講座実施 公募 年3団体)	継続 →	区民との協働事業を推進していきます。	男女社会参画課
		いたばし男女平等フォーラムの実施	区民公募の実行委員会形式 年1回実施	継続 →	協働で男女平等参画推進事業を実施していきます。	男女社会参画課
		「センターだより」の発行	5,000部 × 年2回発行 区民公募編集員	継続 →	広く普及・啓発を進めるため情報誌を発行します。	男女社会参画課
7	男女平等推進センター登録団体への支援	男女平等推進センター登録団体への支援	ネットワーク支援、学習環境の充実、交流の場提供	拡充 →	センター活性化につながる取組を進めます。	男女社会参画課

8	相談体制の充実	専門相談の実施	フェミニストカウンセリング、DV専門相談を実施	継続 →	専門の相談員によるきめ細かな相談を実施していきます。	男女社会参画課
		相談方法・相談時間等の検討・見直し	調査・検討	継続 →	区民が利用しやすい相談体制を整備します。	男女社会参画課
		相談事業の周知	リーフレット、ホームページ、広報紙、区施設女子トイレ掲示等	実施・拡充 →	必要とする区民に情報が届き、相談につながるよう効果的な周知を進めます。	男女社会参画課

課題2：学校等における男女平等教育・学習の充実

施策の方向：(3)学校、幼稚園、保育園等における男女平等意識の形成

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
9	生徒、児童、園児等の男女平等意識の向上	教材・カリキュラムの充実	板橋区人権教育推進委員会における教材の研究・充実 全教員へ集録の配布	継続 →	引き続き、教材・カリキュラムの充実に努めます。	指導室
		幼稚園教材・カリキュラムの充実	板橋区人権教育推進委員会における教材の研究・充実 全教員へ集録の配布	継続 →	引き続き、教材・カリキュラムの充実に努めます。	指導室
		保育園教材・カリキュラムの充実	教材の購入及び日常保育における、男女平等の視点への配慮	継続 →	引き続き、教材・カリキュラムの充実に努めます。	保育サービス課
		東京都教育委員会人権尊重教育推進校の申請	小・中各1校 申請予定	継続 →	男女平等教育を含む人権教育を推進するために指定校による研究を充実していきます。	指導室
		小・中学校での男女混合名簿の推進	一部の学校での実施を全校実施に拡大	継続 →	男女平等意識の形成に向け導入を推進します。	指導室

施策の方向：(4)教育に携わる者の男女平等意識の向上

10	教職員等へ向けた意識啓発の促進	教員研修の充実	都主催の研修会参加の充実及び区主催の必修研修会での人権研修の充実	継続 →	教員研修の充実を図ります。	指導室
		教育課程・校内研修体制の充実	各学校で実施	継続 →	各校における体制の充実を図ります。	指導室
		幼児教育に関わる教員研修の充実	幼稚園研修会・保幼小中連携研修会の実施	継続 →	教員研修の充実を図ります。	指導室
		保育士研修の充実	研修テーマの検討・実施	継続 →	保育士研修の充実を図ります。	保育サービス課
		幼児教育等に関わる職員研修の充実	年1回実施	継続 → 年1回実施	幼児教育等に関わる職員研修の充実を図ります。	子ども政策課

課題3：政策・方針決定過程等における女性の参画促進

施策の方向：(5)政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
11	審議会等への女性の参画促進	女性委員比率40%に向けた積極的な取組	実効性の高い取組方法の検討と実施 (目標参画率 31%)	継続 → (目標参画率 36%)	女性委員比率40%達成をめざします。	男女社会参画課 総務課
12	区民の区政参加・意見反映機会の充実	いたばし・タウンモニター制度	アンケートを年3~4回、懇談会を年1~2回開催。 女性の比率50%	継続 →	区民の区政参加と意見反映機会の充実に努めます。	広聴広報課
		区民と区長との懇談会	区民と区長との懇談会を年6回、区政を区長と語る会を年2回開催。 女性の出席比率50%	継続 →	区民の区政参加と意見反映機会の充実に努めます。	広聴広報課
13	女性リーダーの育成と活用	いたばしアイカレッジ等意識改革・動機づけにつながる取組	いたばしアイカレッジのカリキュラムの検討と実施	継続 →	女性リーダーの育成を推進します。	男女社会参画課
		町会連合会における女性参画の推進	「いたばし町連」等を活用した啓発活動の支援	継続 →	町会連合会における啓発活動を推進します。	地域振興課

13	女性リーダーの育成と活用	産業連合会における女性参画の推進	情報提供の充実を図ります。	継続 →	産業連合会における啓発活動を推進します。	産業振興課
		商店街連合会における女性参画の推進	情報提供の充実を図ります。	継続 →	商店街連合会における啓発活動を推進します。	産業振興課

めざす姿2 生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会

課題4：働く場における男女平等参画の推進

施策の方向：(6)男女の均等な機会と待遇の確保促進

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	第四次行動計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
14	企業・事業所への普及・啓発	女性の就業確保や男女雇用機会均等法等の遵守などに関する普及・啓発	女性の就業確保や男女雇用機会均等法等の遵守などに関する情報提供	継続 →	企業・事業所の意識向上を進めます。	男女社会参画課 産業振興課
		ポジティブ・アクション推進に向けた普及・啓発	ポジティブ・アクション推進に向けた情報提供	継続 →	企業・事業所の意識向上を進めます。	男女社会参画課 産業振興課

施策の方向：(7)多様な能力の発揮を可能にするための支援

15	若者の自立に向けた支援	区内大学と協働で取り組むキャリア講座の検討	調査・検討	継続 →	大学との協働で若者の自立につながる講座等の実施を進めます。	男女社会参画課
16	女性の就職・再就職に向けた支援	就労に向けたノウハウやビジネススキルを身につける講座等の実施	再就職支援セミナーを実施	継続 →	就労に役立つ実践的な支援を進めます。	男女社会参画課
		就職支援セミナー	就職支援セミナーを実施 若年者対象5回 女性対象1回	継続 →	就労支援セミナーにより就職・再就職に向けた支援を行いません。	産業振興課
		資格取得支援事業(能力開発支援)	資格取得支援講座の実施(3コース、延66回)	継続 →	資格取得支援講座により就職・再就職に向けた支援を行いません。	産業振興課
		ハローワーク等との連携	就職面接会の実施2回 情報の相互提供・活用	継続 →	ハローワークとの連携により就職・再就職に向けた支援を行いません。	産業振興課
			調査・検討	実施・継続 →	就労に関する新たな支援に取り組みます。	男女社会参画課
17	女性の起業に向けた支援	起業に向けた支援	創業支援ネットワーク相談業務 いたばし起業塾実施	継続 →	起業に向けた支援を行います。	産業活性化推進室
		コミュニティビジネス支援	シンポジウム・セミナー等の開催、コンテストの実施	継続 →	起業に向けた支援を行います。	産業活性化推進室
		起業支援セミナーの実施	起業を支援する講座の実施	継続 →	起業に役立つ実践的な支援を進めます。	男女社会参画課
			創業セミナー・シニア創業セミナー・女性創業セミナーの開催	継続 →	起業に役立つ実践的な支援を進めます。	産業活性化推進室
		産業団体等との連携による情報提供	有益な情報提供の実施	継続 →	産業団体と共に女性の起業に向けた支援を行います。	産業振興課
18	就労に関する相談の充実	就労に関する相談やカウンセリングの充実	調査・検討	実施・継続 →	就労に関する相談等の支援に取り組みます。	男女社会参画課
		キャリア・カウンセリング	毎週火・木曜日実施	継続 →	キャリア・カウンセリングの充実に努めます。	産業振興課

課題5：さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり

施策の方向：(8)ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
19	自立に向けた就労支援	再就職支援セミナー(福祉枠)	再就職支援セミナーの実施	継続 →	自立に向けた実践的な支援を進めます。	男女社会参画課
		母子家庭自立支援訓練費助成事業	教育訓練給付金助成及び高等技能訓練促進助成の実施	継続 →	母子家庭の母の就業に向けた支援を行います。	福祉事務所

19	自立に向けた就労支援	母子自立支援プログラム策定事業★	組織設置・実施	継続 →	個々の状況に対応した自立と就労に向けた支援を行います。	福祉事務所
		障がい者就労援助の充実	就業・生活支援センター「ハートワーク」運営の委託先変更を検討 就職者数 35名	継続 → 就職者数 45名	障がい者の就労支援の充実を図ります。	障がい者福祉課
20	経済の安定に向けた支援	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定・自立と児童の福祉の増進に向け、児童扶養手当を支給します。	継続 →	ひとり親家庭等の経済の安定に向けた支援を行います。	子ども政策課
		児童育成手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定・自立と児童の福祉の増進に向け、児童育成手当を支給します。	継続 →	ひとり親家庭等の経済の安定に向けた支援を行います。	子ども政策課
		母子福祉資金	修学金ほかの貸付 770件 490,000千円	継続 →	母子家庭の経済的自立と安定した生活に向けた支援を行います。	福祉部管理課
		女性福祉資金	修学金ほかの貸付 26件 13,370千円	継続 →	女性の経済的自立と安定した生活に向けた支援を行います。	福祉部管理課
21	生活の安定に向けた支援	母子生活支援施設	施設における居宅提供、生活支援、自立支援の実施	継続 →	母子家庭の母とその児童の生活や自立に向けた支援を行います。	子ども政策課
			入所申込受付・入所者の支援	継続 →	母子家庭の母とその児童の生活や自立に向けた支援を行います。	福祉事務所
		障がい者生活介護施設の整備	三園福祉園開設 定員45名増	継続 → 定員45名増	障がい者の生活の安定に向けた支援を行います。	障がい者福祉課
		障がい者地域自立生活支援相談・セミナー	障害者福祉センターで実施 年2回	継続 →	障がい者の生活の安定に向けた支援を行います。	障がい者福祉課 (障がい者福祉センター)
		知的障がい者グループホームの整備促進	2か所開設 (民間) 現況19か所	継続 →	知的障がい者の生活の安定に向けた支援を行います。	障がい者福祉課
		ひとり親家庭ホームヘルプサービス	ホームヘルパー派遣を実施	継続 →	ひとり親家庭の日常生活の安定に向けた支援を行います。	子ども政策課
			申請受付・利用券発行	継続 →	サービス利用等に関わる支援を行います。	福祉事務所
		住宅情報ネットワーク	東京都宅地建物取引業協会板橋区支部との連携により、民間賃貸住宅情報を提供	継続 →	住宅情報ネットワークの充実を図り、部屋探しの一助として、住宅支援を進めます。	住宅政策課
		保証人等債務保証制度の紹介	区と協定を結んだ民間保証会社を紹介	継続 →	制度の活用で、入居を円滑に進めるための支援を行います。	住宅政策課
		福祉総合相談	相談・情報提供・助言	継続 →	ひとり親家庭の支援施策の申込み等の窓口、生活保護の相談など生活の安定に向けた支援を行います。	福祉事務所
		総合相談	総合相談の実施	継続 →	家庭や職場での悩みの解決につながる支援を行います。	男女社会参画課
		国際交流員・語学ボランティアによる通訳・翻訳	他部署の要請に応じて、随時実施(派遣体制の検討)	継続・改善 →	日本語を話せない区内在住外国人へ通訳等の支援を行います。	文化・国際交流課、※(財)板橋区文化・国際交流財団
		外国語版母子健康手帳の交付	外国人妊婦希望者向け 100冊作成	継続 → 100冊作成	外国人の生活安定に向けた支援を行います。	健康推進課

※財団の事業は本来区の行政計画の対象ではないが、文化・国際交流課と連携することをもって対象とする。

課題6：高齢期に安心して生活できる環境づくり

施策の方向: (9)高齢者の安心した生活に向けた支援

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度	
22	高齢者の就労に向けた支援	シルバー人材センターの充実	男女とも就労人員の向上をめざす	継続 →	高齢者の就労に向けた支援を進めます。	生きがい推進課
		アクティブシニア就業支援センター	男女を問わず多種多様な仕事を紹介する	継続 →	高齢者の就労に向けた支援を進めます。	生きがい推進課
23	生活サポート体制の充実	おとしより相談センター(地域包括支援センター)の拡充	調査・検討	→	設置数や機能を拡充します。	おとしより保健福祉センター
		福祉総合相談(再掲21)	相談・情報提供・助言	継続 →	高齢者の生活をサポートする相談等による支援を行います。	福祉事務所
		住宅情報ネットワーク(再掲21)	東京都宅地建物取引業協会板橋区支部との連携により、民間賃貸住宅情報を提供	継続 →	住宅情報ネットワークの充実を図り、高齢者の部屋探しの一助として、住宅支援を進めます。	住宅政策課
		保証人等債務保証制度の紹介(再掲21)	区と協定を結んだ民間保証会社を紹介	継続 →	制度の活用で、高齢者の入居を円滑に進めるための支援を行います。	住宅政策課
		在宅高齢者食生活支援事業	ネットワーク会議・講習会・情報紙年3回	継続 →	区内保健・福祉・医療施設栄養士との連携による食生活支援を行います。	健康推進課
		一般高齢者向け介護予防事業	介護予防地域支えあいグループ等の栄養講座(5健康福祉センター)	継続 →	元気なシニアに向けた食生活支援や閉じこもり予防を進めるなど生活サポート体制の充実を図ります。	健康推進課
24	地域社会への参画支援	(仮称)シニア活動センターの開設★	設計	工事・開設	シニアの社会参加をワンストップで支援します。	生きがい推進課
		世代間交流促進	4ブロック毎に各1館で実施(計4館)	継続 →	子どもとのふれあいにより高齢者の孤独化を防ぎ、地域社会への参画を支援します。	子ども政策課
		いこいの家活用促進	高齢者同士の交流の場を提供し社会参加活動を促進	継続 →	施設を活用した高齢者同士の交流支援や場の提供を行なうことで、地域社会への参画を支援します。	生きがい推進課
		ふれあい館活用促進	各種講座の参加を通じ生きがいの向上を支援	継続 →	施設を活用した高齢者同士の交流支援や場の提供を行なうことで、地域社会への参画を支援します。	生きがい推進課
		グリーンカレッジ	概ね60才以上の区民に対し、学習意欲の充足と地域活動を促進	継続 →	高まる学習意欲に応え、地域活動への積極的な参画支援を行います。	生きがい推進課
		シニア世代の社会参加に関する総合的な支援等の推進	シニア世代の区民に積極的な社会参加活動の促進	継続 →	シニア世代の区民に、積極的な社会参加活動に向けた支援を行います。	生きがい推進課

課題7：生涯にわたる心とからだの健康支援

施策の方向: (10)生涯を通じた男女の健康づくり支援

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
25	生涯を通じた健康づくり支援	区民一般健康診査	実施期間6月～10月	継続 →	生涯を通じた健康支援を推進します。	健康推進課
		国保特定健康診査・特定保健指導	特定健康診査 実施期間6月～10月 特定保健指導 初回面接実施期間6月～3月	継続 →	生涯を通じた健康支援を推進します。	健康推進課

25	生涯を通じた健康づくり支援	後期高齢者医療健康診査	実施期間6月～10月	継続 →	生涯を通じた健康支援を推進します。	健康推進課
		健康づくり協力店の充実	協力店30店舗、きれいな空気(禁煙)30事業所	継続 → 協力店30店舗、ガイドブック作成、きれいな空気(禁煙)30事業所	「食」を通じた健康支援を推進します。	健康推進課
		がん検診	胃、大腸、肺、乳、子宮、前立腺、喉頭がん	継続 →	検診により早期発見、早期治療による健康保持を図ります。	健康推進課
		成人歯科検診	実施期間9月～12月 対象者40・45・50・55・60・65・70歳	継続 →	生涯を通じた健康支援を推進します。	健康推進課
		在宅高齢者食生活支援(再掲23)	ネットワーク会議・講習会・情報紙年3回	継続 → ネットワーク会議・講習会・情報紙年3回	区内保健・福祉・医療施設栄養士との連携による食生活支援を行います。	健康推進課
		一般高齢者向け介護予防事業(再掲23)	介護予防地域支えあいグループ等の栄養講座(5健康福祉センター)	継続 →	生涯を通じた健康支援を推進します。	健康推進課
26	女性の健康づくり支援	女性健康支援センターの健康教育(女性健康セミナー)	健康講座 リラクゼーション講座	継続 →	女性特有の健康上の課題について、正しい知識と対処法を身につける講座を実施し、女性健康支援を進めます。	健康推進課
		女性の健康学習支援	図書等の貸出	継続 →	健康に関する情報提供等を行ない、女性健康支援づくり支援を推進します。	健康推進課
		ブレマ栄養講座	栄養講座・調理実演(5健康福祉センター)	継続 →	実践的な栄養講座により「食」による健康づくり支援を行います。	健康推進課
		女性健康支援センターの専門相談(女性のための健康何でも相談・専門相談)	女性のための健康何でも相談常時開設 専門相談6種実施	継続 →	生涯を通じてホルモンバランスが大きく変動することにより発生する女性の健康上の悩みに、専門相談による支援を進めます。	健康推進課
		女性健康支援センターの自助グループの育成・支援	乳がん体験者のグループ 子宮がん体験者のグループ	継続 →	自助グループの育成と支援を進めます。	健康推進課
		女性のがんに関する情報提供	乳がん、子宮がん	継続 →	子宮がん、乳がん検診により早期発見、早期治療による健康保持を図ります。	健康推進課
		こんにちは赤ちゃん事業	4,500人訪問	継続 → 4,500人訪問	訪問により、親子の心身の状況や養育環境を把握し適切な支援を行なうことで女性の健康づくり支援を推進します。	健康推進課
		新生児訪問指導(産後うつ対応の充実)	1,764人訪問	継続 → 1,800人訪問	産婦の産後うつ等への支援の充実を図り女性の健康づくり支援を推進します。	健康推進課
27	健康に関する正しい理解の促進	学校における性教育の推進	各学校で実施継続	継続 →	性教育の推進により、思春期の男女のからだの仕組み等について指導を充実していきます。	指導室
		HIV抗体等検査・相談	検査 月2回 窓口・電話相談随時	継続 → 検査 月2回 窓口・電話相談随時	健康に関する正しい理解を促進します。	予防対策課
		酒害(アルコール)ミーティングによる支援の推進	家族向けミーティング 月2回 依存者向けミーティング月1回	継続 → 家族向けミーティング 月2回 依存者向けミーティング 月1回	問題飲酒者やその家族に、アルコール依存症の正しい理解を促し、早期対応を支援します。	予防対策課
		エイズ予防講演会	講演会 年2回	継続 → 講演会 年2回	エイズに関する正しい理解を促進します。	予防対策課

27	健康に関する正しい理解の促進	性感染症に関する啓発	イベント・学園祭参加によるパネル展示、パンフレット配布等	継続 →	若年層等へ向けた性感染症に関する正しい理解を促進するため、啓発を推進します。	予防対策課
		薬物乱用防止に関する啓発	定期年1回、不定期年5回リーフレット キャンペーングッズ5,000部	継続 → リーフレット キャンペーングッズ5,000部	薬物乱用防止に向けた健康に関する正しい理解を促進します。	生活衛生課

めざす姿3 男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会

課題8：仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・推進

施策の方向：(11)ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
28	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発・普及	男女共同参画週間等を活用した効果的な取組の実施	全国的な運動期間を活用した取組を実施	継続 →	個人や企業等、幅広い区民に向けた意識啓発を進めます。	男女社会参画課
		産業連合会等との連携による啓発の検討	情報提供の充実等により連携強化	継続 →	産業団体等へ向けた啓発を進めます。	男女社会参画課

課題9：育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備

施策の方向：(12)ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
29	職場の環境整備に向けた支援	社会保険労務士による経営相談	毎年度 目標50件	継続 → 毎年度 目標50件	職場の環境整備に向けた支援を推進していきます。	産業振興課
		ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報提供	情報提供の充実	継続 →	職場の環境整備に向けた支援を推進していきます。	男女社会参画課 産業振興課

施策の方向：(13)ワーク・ライフ・バランスを推進する企業・事業所を社会的に評価する仕組み構築

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
30	推進企業・事業所に対する顕彰	推進事業者表彰★	推進事業者表彰実施 認証企業 毎年度1社	継続 → 認証企業 毎年度1社 (3社認定)	推進に積極的に取り組む企業・事業所へ向けた支援を推進します。	男女社会参画課
		推進事業者先進事例集作成★	推進事業者先進事例集の作成	継続 →	先進事業所の取組などを広くPRし、推進事業者を増やします。	男女社会参画課
		産業融資制度における利子補給優遇	毎年度 目標5件	継続 → 毎年度 目標5件	推進に積極的に取り組む企業・事業所へ向けた支援を推進します。	産業振興課

課題10：子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実

施策の方向：(14)多様なライフスタイルに対応した子育て支援

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
31	保育サービスの整備	保育園の整備	私立認可保育園1園 (区立保育園△1園)	順次拡大 → 私立認可保育園2園 (区立保育園△2園)	保育園整備の拡充により子育て支援を推進します。	保育サービス課
		認証保育所の整備	開設(平成22年度)2園 順次拡大	→	認証保育所整備の拡充により子育て支援を推進します。	保育サービス課
		認定こども園の設置	子ども・子育て新システムの動向を注視し設置を検討	→	認定こども園の設置を検討します。	保育サービス課
		延長保育の拡充	延長保育の順次実施	順次拡大 →	順次延長保育の拡充を図ります。	保育サービス課
		家庭福祉員	家庭福祉員数 77人 (H23.4.1現在)	順次拡大 → 家庭福祉員数 80人 (H25.4.1現在)	保護者の子育てと就労の両立及び健全な育成に向け、家庭的保育者の拡充を図ります。	保育サービス課

31	保育サービスの整備	病後児保育	病後児保育室 2施設(平成22年度) 実施	継続 →	保護者の子育てと就労の両立及び健全な育成に向け、子育て支援を実施します。	保育サービス課
		病児保育	病児・病後児保育室 2施設(平成22年度) 実施・拡充	継続 →	保護者の子育てと就労の両立及び健全な育成に向け、子育て支援を実施します。	保育サービス課
		ファミリー・サポート・センター事業	必要なときに希望する援助が受けられる状況	継続 →	仕事を継続しつつ、子どもの健全な育成を推進するために支援を実施します。	子ども家庭支援センター
		預かり保育	実施・拡充	継続・拡充 →	預かり保育を拡充し、子育て支援を推進します。	学務課
		要支援児保育	区立保育園全園実施 (42園)実施	継続 →	発達上特別な配慮が必要と思われる子どもへの支援を進めます。	保育サービス課
		育児支援ヘルパー	希望する全家庭に対して、ヘルパーが派遣できる状況	継続 →	引き続き、多様なライフに対応した子育て支援を実施します。	子ども家庭支援センター
		ショートステイ	利用を希望する全家庭の受け入れができる状況	継続 →	保護者の疾病等や介護従事など宿泊で子どもの養育を必要とする際の支援を進めます。	子ども家庭支援センター
		トワイライトステイ	利用を希望する全家庭の受け入れができる状況	継続 →	仕事や家族の疾病、介護等により夜間の子どもの養育を必要とする際の支援を進めます。	子ども家庭支援センター
		一時保育	順次実施 (平成22年度実績) 区立2園、公設民営1園 私立8園	順次拡大 →	一時保育事業の拡大を進めます。	保育サービス課
32	子どもの居場所整備	児童館子育てサポート	児童館子育てサポートの実施	継続 →	学童クラブ待機児解消	子ども政策課
		学童クラブでの児童受入	学童クラブ受入 学童クラブ待機児削減	継続 →	学童クラブ待機児解消	子ども政策課
		ファミリー・サポート・センター事業(再掲31)	必要なときに希望する援助が受けられる状況	継続 →	保護者の残業、通院、地域活動等子どもの短時間保育に対応した子育て支援を実施します。	子ども家庭支援センター
		乳幼児専用ルーム「すくすくサロン」	10児童館で実施	継続 →	身近な地域で乳幼児親子の交流の場づくりを行います。	子ども政策課
		地域子育て支援拠点事業「0・1・2ひろば」	いたばし0・1・2ひろば なります0・1・2ひろば 年間25,000人利用	継続 → 年間25,000人利用	親同士の交流の場づくりを行います。	子ども家庭支援センター
		子育てグループ支援「幼児ふれあいひろば、のびのびひろば」	38児童館で実施	継続 →	親子の友達づくり等に向けてグループづくりを支援します。	子ども政策課
		母親教室	38児童館で実施	継続 →	母親教室の実施等により保護者同士の交流を深め、子育て支援を行います。	子ども政策課
		子育て支援者養成システム	養成課程の見直し実施 専門講座 30人 2級 60人 3級 120人	継続 → 専門講座 30人、2級 60人 3級 120人	子育て支援者の活動支援の充実を図ります。	子ども家庭支援センター
		子育て通信「すくすく」	6,500部 × 年1回発行	継続 → 6,500部 × 年1回発行	公募編集委員及び協力員が協力して発行する情報誌の充実を図ります。	子ども家庭支援センター
		子育て支援者グループの交流	交流の実施	継続 →	子育て支援サークルなどの活動を支援し運営能力の向上を図ります。	子ども家庭支援センター

32	子どもの居場所整備	地域子育て支援拠点事業「森のサロン」	22事業開始 年間10,000人利用	継続 → 年間10,000人利用	利用者の順次拡大をめざします。	子ども家庭支援センター
		板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」推進	あいキッズを区立小学校17校で実施	継続・拡大 → あいキッズを区立小学校33校で実施	あいキッズの順次拡大を図ります。	学校地域連携担当課
		いきいき寺子屋プラン	推進校56校	継続・拡大 → 推進校61校	いきいき寺子屋プランの充実を図ります。	学校地域連携担当課

施策の方向:(15)子育てに関する相談支援

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
33	子育てに関する相談の充実	育児相談の充実	全区立保育園において相談体制を整備(22年度)	継続 →	子育てに関する相談の充実を図ります。	保育サービス課
		子どもなんでも相談	ケースマネジメントの視点による相談の充実	継続 →	子育てに関する総合的な相談の充実を図ります。	子ども家庭支援センター
		すくすくサロン巡回相談	すくすくサロン設置児童館で実施	継続 →	身近な地域で子育てに関する相談の充実を図ります。	子ども政策課
			すくすくサロン設置児童館で実施	継続 →	身近な地域で子育てに関する相談の充実を図ります。	子ども家庭支援センター
		地域子育て支援拠点事業「0・1・2ひろば」(再掲32)	いたばし0・1・2ひろば あります0・1・2ひろば 年間25,000人利用	継続 → 年間25,000人利用	子育てに関する相談の充実を図ります。	子ども家庭支援センター
		地域子育て支援拠点事業「森のサロン」(再掲32)	事業開始 22年度 年間10,000人利用	継続 → 年間10,000人利用	利用者の順次拡大をめざします。	子ども家庭支援センター
		こんにちは赤ちゃん事業(再掲26)	年間4,500人訪問	継続 → 年間4,500人訪問	訪問相談により親子の心身の状況や養育環境を把握し適切な支援を行ないます。	健康推進課
		新生児訪問指導(産後うつ対応の充実)(再掲26)	年間1,764人訪問	継続 → 年間1,800人訪問	訪問相談により産婦の産後うつ等への支援の充実を図ります。	健康推進課
離乳食訪問お助け隊事業	離乳食訪問栄養指導	継続 →	訪問相談により離乳食に悩みを抱える保護者を支援します。	健康推進課		

施策の方向:(16)高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
34	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実	おとしより相談センター(地域包括支援センター)の拡充(再掲23)	調査・検診 設置数16(22年度)	→	設置数や機能を拡充します。	おとしより保健福祉センター
		認知症家族支援プログラム	講座を年4回実施(3日制)	継続 → 講座を年4回実施	平成25年度と同規模で事業を継続する予定です。	おとしより保健福祉センター
		認知症高齢者援護事業	キャラバンメイト50人 認知症サポーター600人 高齢者あんしん協力店100事業所	継続 → キャラバンメイト50人 認知症サポーター600人 高齢者あんしん協力店100事業所	平成26年度までに計画数(累計)を達成する見込みのため、平成27年度以降は実施・計画について再検討していきます。	おとしより保健福祉センター
		地域ボランティア養成事業	自助具ボランティア10人 失語症会話パートナー8人 介護予防サポーター20人	継続 → 自助具ボランティア10人 失語症会話パートナー8人 介護予防サポーター20人	平成25年度と同規模で事業を継続します。	おとしより保健福祉センター
		介護実習普及センター運営	区民向け講座 50回実施 事業者向け講座10回実施	継続 → 区民向け講座 50回実施 事業者向け研修 10回実施	平成25年度と同規模で事業を継続します。	おとしより保健福祉センター

34	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実	高齢者虐待専門相談室運営	専門電話1回線 高齢者虐待防止研修 年4回	継続 専門電話1回線 高齢者虐待防止研修 年4回 虐待防止パンフレット(隔年)	引き続き、相談室を運営し高齢者虐待に対応します。	おとしより保健福祉センター
		障がい者相談支援体制の拡充	自立支援協議会での検討結果を踏まえ、障がい福祉計画(第三期実施計画)で対応	拡充 民間事業者への委託を 討	障がい者相談支援体制の拡充をめざします。	障がい者福祉課
		障がい者緊急保護施設の運営	「赤塚ホームの運営」 定員8名実施	継続	障がい者緊急保護施設の充実を図ります。	障がい者福祉課
		障がい者自立生活支援事業介護セミナー	障害者福祉センターで実施 年2回	継続 年2回実施	障がい者自立生活支援事業介護セミナーの充実を図ります。	障がい者福祉課
		福祉総合相談(再掲21)	相談・情報提供・助言	継続	生活の安定に向けた支援を行います。	福祉事務所

課題11：男女がともに家庭生活を担うための支援

施策の方向: (17)男女が協力して家事・育児・介護等を担うための支援

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度	
35	意識啓発に向けた支援	男性の意識向上のための講座等の実施	意識向上につながる取組方法の検討・実施	継続	固定的役割分担意識の解消等、男性の意識向上を図ります。	男女社会参画課
		ライフステージに応じた実践的な講座等の実施	年代等に応じたテーマや取組方法の検討・実施	継続	基礎知識や技術の習得等、実践につながる支援を進めます。	男女社会参画課
		障がい者自立生活支援事業介護セミナー(再掲34)	障害者福祉センターで実施 年2回	継続 年2回 実施	障がい者自立生活支援事業介護セミナーの充実を図ります。	障がい者福祉課
		ロールモデルの発掘・活用	活用方法等の検討・実施	継続	若い世代を中心とした幅広い年代へ向けた啓発を推進します。	男女社会参画課
		育児・介護休業制度の普及・啓発	区民や企業・事業者等に向けた情報提供の充実	継続	区民や企業等の意識啓発を進めます。	男女社会参画課

課題12：男女がともに地域活動に参画するための支援

施策の方向: (18)地域活動への参画促進

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度	
36	地域活動への参画支援	町会連合会主催講演会及び各支部主催研修費補助	町会連合会主催講演会実施 1回 支部研修会(18支部)実施	継続	町会連合会主催講演会や支部研修会により地域活動への参加を推進していきます。	地域振興課
		ボランティア情報の提供	「ボランティア情報」の発行 毎月5,000部	継続 毎月5,000部	地域活動への参加に向けた情報提供・啓発を進めます。	地域振興課
		NPO ボランティア活動の活性化、協働推進	NPO・ボランティア活動相談の実施 9時～21時	継続	活動を希望する個人や団体を支援し地域活動への参加を支援します。	地域振興課
		町会・自治会への参加促進	加入促進記事掲載1回	継続	参加を促進していきます。	地域振興課
		リサイクル推進員	検討・実施	継続	参加を促進していきます。	清掃リサイクル課
		環境美化・リサイクル活動を行う組織への参加促進	検討・実施	継続	参加を促進していきます。	清掃リサイクル課
		防災活動を行う組織への参加促進	防災リーダー養成数 3,800人	継続 4,200人	防災リーダーを拡充し地域活動への参加を促進していきます。	防災課

めざす姿4 男女の平等と人権が尊重される社会

課題13：女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育

施策の方向: (19)女性に対する暴力の防止に向けた啓発の推進

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
37	女性に対する暴力防止に関する普及啓発	DV防止関係資料による情報提供	継続実施	継続 →	女性に対する暴力の防止に向けた普及啓発を引き続き推進します。	男女社会参画課
		セミナー等の実施	継続実施	継続 →	女性に対する暴力の防止や被害者支援に向けた啓発を引き続き推進します。	男女社会参画課
		いたばしパープルリボンプロジェクト等戦略的なPR実施★	取組方法の検討と実施	順次・拡充 →	区民との協働により幅広い啓発活動を推進していきます。	男女社会参画課
38	学校等と進める予防教育	区立小中学校における人権教育の充実	各学校で実施	継続 →	人権教育の充実を進めます。	指導室
		高校・大学と協働した予防教育の検討・実施★	デートDVの予防に向けた講座の実施	順次・拡充 →	計画的に順次実施していきます。	男女社会参画課

課題14：DV被害者の立場に立った相談体制の構築

施策の方向: (20)早期発見へ向けた仕組みづくり

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度	
39	通報に関する情報の周知	通報制度の周知	関係各課や区民へ向けた情報提供の充実	継続 →	早期発見に向けた取組を進めます。	男女社会参画課
		民生委員、医師会等関係機関との連携	情報提供の充実による連携	継続 →	早期発見に向けた連携の強化を進めます。	男女社会参画課

施策の方向: (21)DV相談体制の強化・充実

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度	
40	相談に関する情報の周知	多様な媒体を活用した相談窓口の周知	リーフレット、ホームページ、広報紙等	拡充 →	相談につながるよう広報活動を行いません。	男女社会参画課
41	配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置	DVIに関する専門相談★	DV被害者への専門相談を実施	継続 →	相談を通じて被害者への立場に立ったきめ細やかな支援を行いません。	男女社会参画課
			DV専門相談との連携を実施	継続 →	被害者の支援に向け連携を進めます。	福祉事務所
		福祉事務所等との連携強化	相談時における連携強化	順次・拡充 →	配偶者暴力相談支援センターとしての新たな業務の推進に向け、より一層連携を進めます。	男女社会参画課

課題15：緊急時における被害者の安全確保と適切な支援

施策の方向: (22)DV被害者の一時保護

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
42	緊急時の保護体制整備	都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携	緊急時における連携強化	継続 →	被害者保護に向け連携を促進します。	男女社会参画課
			保護実施時における連携	継続 →	緊急時等の被害者支援に向け連携を促進します。	福祉事務所
		母子緊急一時保護事業	母子及び女性の緊急保護の実施	継続 →	緊急時等の被害者の安全確保と支援に向け、一時保護体制の充実を図ります。	子ども政策課
			相談受付・入所手続	継続 →	緊急時等の被害者の安全確保と支援に向け、一時保護体制の充実を図ります。	福祉事務所

42	緊急時の保護体制整備	DV被害者保護	相談受付・保護・移送	継続 →	婦人相談員による緊急時等の被害者支援充実を図ります。	福祉事務所
		警察との連携強化	通報・調査協力	順次・拡充 →	緊急時等の被害者支援に向け一時保護体制の充実を図ります。	福祉事務所

課題16：DV被害者が自立するための支援

施策の方向：(23)自立生活再建のための支援体制

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
43	庁内各種手続きの円滑化	DV相談共通シートの作成に向けた検討	調査・検討・実施	継続 →	庁内における手続き等の効率化を進めます。	男女社会参画課
44	被害者等に関わる情報の保護	住民票の写しの交付制限等が適切に運用されるための取組	情報提供の充実	継続 →	関係所管課等に対し被害者情報の管理徹底に向けた働きかけを進めます。	男女社会参画課
45	生活再建に向けた支援	生活の支援	生活保護・他制度案内	継続 →	生活保護・他制度案内等による経済的支援を行います。	福祉事務所
		就労に向けた支援	母子自立支援員の支援・自立支援プログラムの活用	順次・拡充 →	母子自立支援員の支援・自立支援プログラムの活用により、就労に向けた支援の充実を進めます。	福祉事務所
		就労に向けた支援	就職支援セミナーの実施(再掲16)、資格取得支援講座の実施(再掲16)、就職面接会の実施、キャリア・カウンセリングの実施(再掲18)	継続 →	就労に向けた支援を行います。	産業振興課
			再就職支援セミナーの実施(再掲16)	継続 →	生活再建に向け、就労に役立つ実践的な支援を進めます。	男女社会参画課
		住宅確保に向けた支援	都営住宅優遇抽選等の情報提供	継続 →	住宅確保に向けた支援を行います。	住宅政策課
		国保・年金制度による適切な情報提供	既存の冊子等を配布して対応する	継続 →	国保・年金制度による適切な情報提供を行います。	国保年金課
		就学の支援	実施	継続 →	経済的理由により、就学困難な児童・生徒の保護者に就学に必要な経費の補助を行います。	学務課
		保育の支援	実施	継続 →	被害者の子どもが保育所等において適切な保育を受けられるよう進めます。	保育サービス課
		被害者支援マニュアル	調査・検討	実施・継続 →	被害者の生活再建に役立つ情報提供の充実を図ります。	男女社会参画課
		連携会議	検討・実施	継続・順次実施 →	代表者会議、実務者会議、個別ケース検討等、重層的な連携を進めます。	男女社会参画課
参加	継続 →		被害者の自立生活に向けた支援を進めます。	福祉事務所		
46	子どもへの継続的な支援	要保護児童対策地域協議会	1回開催(虐待防止分科会実務者会議17回)	継続 → 1回開催(虐待防止分科会実務者会議17回)	要保護児童及びその保護者の適切な保護を図ります。	子ども家庭支援センター
		児童虐待防止ケアシステム研修会	年3回実施	継続 → 年3回実施	虐待防止の早期発見、対応、支援等、区内関係機関と協働で取り組むために職員向け研修会を行います。	子ども家庭支援センター

46	子どもへの継続的な支援	虐待防止支援訪問	必要な家庭に支援ができる状況	継続	→	児童虐待の予防的支援を行います。	子ども家庭支援センター
		見守りサポート事業	必要な家庭に支援ができる状況	継続	→	虐待の未然・再発防止に向け必要な家庭に支援を行います。	子ども家庭支援センター

課題17：関係機関等との連携推進

施策の方向: (24)関係機関等との連携推進

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課	
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)		
47	関係機関や地域ネットワークとの連携協力推進	DV担当者連絡会の充実	関係機関における連絡調整会議の実施	継続	→	庁内・関係機関等と連携を図りながら対策の推進や新たな課題の検討を行います。	男女社会参画課
		東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携	実施・拡充	継続	→	適切に保護が行われるよう相互に連携を図り、協力を努めます。	男女社会参画課
			保護方法問合せ	継続	→	連携を図り支援を充実します。	福祉事務所
		警察、医師会等関係機関との連携	実施・拡充	継続	→	適切に保護が行われるよう相互に連携を図り、協力を努めます。	男女社会参画課
			通報・調査協力等	継続	→	警察・関係団体等との連携の拡充により被害者の支援の充実を図ります。	福祉事務所
		NPO等民間団体との連携	実施	継続	→	被害者の多様な状況に対応していくために、民間団体との連携を進め被害者支援を進めます。	男女社会参画課
			個別相談	継続	→	被害者の多様な状況に対応していくために機動的な連携を推進していきます。	福祉事務所
		母子緊急一時保護事業(再掲42)	母子及び女性の緊急保護の実施	継続	→	緊急時等の被害者の安全確保と支援に向け、連携協力を進めます。	子ども政策課
			相談受付・入所手続	継続	→	緊急時等の被害者の安全確保と支援に向け、連携協力を進めます。	福祉事務所
		要保護児童対策地域協議会(再掲46)	1回開催(虐待防止分科会実務者会議17回)	継続	→	情報交換等や早期発見、適切な保護等に向けた連携協力を推進します。	子ども家庭支援センター

課題18：人材育成の推進

施策の方向: (25)相談等に関わる人材の育成

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課	
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)		
48	研修等の充実	専門研修等	関係機関が実施する研修等への参加促進	継続	→	職務関係者の配偶者暴力への理解と適切な支援に向けた知識の習得を進めます。	男女社会参画課
		二次被害防止のための研修	関係機関が実施する研修等への参加促進	継続	→	被害者への適切な支援に向けた知識の習得を進めます。	男女社会参画課
		相談員の精神的ケアへの対応	関係機関が実施する研修等への参加促進	継続	→	相談員の「代理受傷」や「燃え尽き状態」の防止等に努めます。	男女社会参画課
		研修等資料の提供	資料提供の充実	継続	→	人事課等と協力し、職員の理解促進に取り組みます。	男女社会参画課

課題19：性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応

施策の方向: (26)性別等に基づく人権侵害の防止

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
49	セクシュアル・ハラスメントの防止	セクハラ研修等セクハラ防止に向けた啓発	防止に向けた取組方法の検討・実施	継続 →	セクハラを理解と認識、防止に向けた取組を進めます。	男女社会参画課
			国・都等からのセクハラ関係パンフレットの配布を随時行う。	継続 →	啓発を進めます。	産業振興課
50	性別等に基づくあらゆる人権侵害・暴力を予防し根絶するための意識啓発	人権尊重に関する意識啓発の推進	啓発に向けた取組方法の検討・実施	継続 →	人権侵害・暴力防止に向けた取組を進めます。	男女社会参画課
		性犯罪等の防止に向けた警察や区内交通機関等との連携	検討・実施	拡大 →	連携を強化し、性犯罪等の防止を進めます。	男女社会参画課

施策の方向: (27)メディアへの対応

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
51	メディア・リテラシーの向上	メディア・リテラシーに関する普及・啓発	啓発に向けた取組方法の検討・実施	継続 →	メディアの持つ特性への理解や表現を読み解く力を養う取組を進めます。	男女社会参画課

委員会・審議会等における女性の参画状況

(平成24年4月1日現在)

I 行政委員会（地方自治法第180条の5参照）

名称	委員数	女性委員	割合(%)	根拠法		
教 育 委 員 会	5	2	40.0	地方教育行政の組織及び運営に関する法律		
選 挙 管 理 委 員 会	4	0	0.0	地方自治法181条		
監 査 委 員	4	0	0.0	地方自治法		
農 業 委 員 会	12	1	8.3	農業委員会等に関する法律		
I 合計	25	3	12.0	委員会数	女性を含む委員会	左の割合(%)
				4	2	50.0

II 附属機関

法律・条例により設置されているもの（地方自治法202条の3）

名称	委員数	女性委員	割合(%)	根拠法		
情報公開及び個人情報保護審議会	15	5	33.3	情報公開及び個人情報保護審議会条例		
情報公開及び個人情報保護審査会	5	1	20.0	情報公開及び個人情報保護審査会条例		
男女平等苦情処理委員会	3	2	66.7	男女平等参画基本条例		
男女平等参画審議会	15	9	60.0	男女平等参画基本条例		
特別職報酬等審議会	9	3	33.3	特別職報酬等審議会条例		
表彰審査会	12	2	16.7	区表彰条例		
財産評価委員会	16	1	6.3	財産評価委員会条例		
東京都板橋区国民保護協議会	54	3	5.6	国民保護法		
防 災 会 議	54	4	7.4	防災会議条例		
生活安全協議会	28	1	3.6	生活安全条例		
消防団運営委員会	17	2	11.8	消防組織法		
区立美術館運営協議会	10	2	20.0	美術館条例		
健康づくり推進協議会	25	10	40.0	地域保険法、健康づくり推進協議会条例		
公害健康被害認定審査会	11	3	27.3	公害健康被害の補償等に関する法律、審査会条例		
公害診療報酬等審査会	7	1	14.3	公害健康被害の補償等に関する法律、審査会条例		
大気汚染障害者認定審査会	7	1	14.3	大気汚染障害者認定審査会条例		
感染症審査協議会	13	4	30.8	感染症審査協議会条例		
介護保険認定審査会	114	41	36.0	介護保険条例		
国民健康保険運営協議会	14	3	21.4	国民健康保険法、国民健康保険条例		
民生委員推薦会	14	4	28.6	民生委員法		
保健福祉オンブズマン	4	2	50.0	保健福祉オンブズマン条例		
バリアフリー推進協議会	15	2	13.3	バリアフリー推進条例		
障がい者介護給付費等審査会	24	13	54.2	障がい者自立支援法		
資源環境審議会	23	4	17.4	資源環境審議会条例		
都市計画審議会	23	4	17.4	都市計画法、都市計画審議会条例		
景観審議会	15	4	26.7	景観条例		
建築審査会	6	2	33.3	建築基準法、建築審査会条例		
建築紛争調整委員会	6	1	16.7	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例		
自転車安全利用推進委員会	16	0	0.0	自転車安全利用条例		
文化財保護審議会	9	0	0.0	文化財保護条例		
青少年問題協議会	19	7	36.8	青少年問題協議会条例		
小計(②)	603	141	23.4	委員会数	女性を含む委員数	左の割合(%)
				31	29	93.5

Ⅲ設置要綱などにより、町の私的諮問機関として設置されている審議会等

名称	委員数	女性委員	割合 (%)	根拠法		
行政評価委員会	9	4	44.4	行政評価規定		
個人情報保護に関する外部評価委員会	3	0	0.0	個人情報保護に関する外部評価委員会設置要綱		
平和都市宣言記念事業実行委員会	12	1	8.3	平和都市宣言記念事業実行委員会設置要綱		
新年賀詞交歓会実行委員会	15	1	6.7	新年賀詞交歓会実行委員書き設置規約		
入札監視委員会	5	1	20.0	入札監視委員会設置要綱		
住民防災組織育成連絡協議会	40	1	2.5	住民防災組織育成連絡協議会設置要綱		
国際交流連絡会	11	2	18.2	国際交流連絡会設置要綱		
区立郷土資料館運営協議会	9	1	11.1	郷土芸能伝承館企画・運営協議会要綱		
区立郷土芸能伝承館企画・運営協議会	13	4	30.8	郷土資料館運営協議会要綱		
板橋Cityマラソン実行委員会	7	0	0.0	板橋Cityマラソン実行委員会規約		
板橋農業まつり幹事会	35	4	11.4			
企業活性化センターオフィス利用審査会	6	1	16.7	区立企業活性化センターオフィス利用審査会設置要綱		
第54回いたばし花火大会運営委員会	28	0	0.0	いたばし花火大会運営委員会及び運営幹事会設置要領		
第41回板橋区民まつり実行委員会	36	5	13.9	板橋区民まつり実行委員会及び検討委員会設置要領		
いたばし観光ボランティア	49	22	44.9	板橋区観光ボランティア事業運営要領		
くらしのサポート隊	44	32	72.7	くらしのサポート隊運営要領		
消費者団体連絡会	9	8	88.9	消費者団体連絡会実施要領		
消費生活展実行委員会	20	19	95.0	消費生活展実施要領		
在宅医療推進協議会	15	4	26.7	在宅医療推進協議会設置要綱		
女性健康支援センター運営協議会	11	8	72.7	女性健康支援センター運営協議会設置要綱		
板橋グリーンカレッジ運営協議会	10	3	30.0	グリーンカレッジ運営協議会運営要領		
健康危機管理対策連絡会議	17	2	11.8	健康危機管理対策連絡会議設置要綱		
食品衛生推進員設置会議	15	3	20.0	食品衛生推進員連絡会設置要領		
地域精神保健福祉連絡協議会	15	1	6.7	地域精神保健福祉連絡協議会設置要綱		
地域ケア運営協議会	16	7	43.8	地域ケア運営協議会設置要綱		
高齢者虐待防止連絡会議	17	6	35.3	高齢者虐待防止連絡会議設置要綱		
福祉資金貸付制度運営協議会	10	1	10.0	福祉資金貸付制度運営協議会設置要綱		
地域保健福祉計画推進協議会	15	6	40.0	地域保健福祉計画推進協議会設置要綱		
地域自立支援協議会	15	3	20.0	地域自立支援協議会設置要綱		
福祉有償運送運営協議会	11	3	27.3	福祉有償運送運営協議会設置要綱		
区立福祉園医療的ケア協議会	14	6	42.9	区立福祉園における医療的ケアの実施に関する要綱		
次世代育成推進行動計画推進協議会	17	9	52.9	次世代育成推進行動計画推進協議会設置要綱		
要保護児童対策地域協議会	24	7	29.2	要保護児童対策地域協議会設置要綱		
環境教育推進協議会	21	6	28.6	環境教育推進協議会設置要綱		
エコポリス板橋環境行動会議	30	3	10.0	エコポリス板橋環境行動会議設置要綱		
農と住の調和した街づくり連絡協議会	17	0	0.0	農と住に調和した街づくり連絡協議会規約		
エイトライナー促進協議会	6	0	0.0	エイトライナー促進協議会設置要綱		
違法駐車防止等対策事業連絡会	12	0	0.0	条例施行規則・違法駐車防止等対策事業実施要綱		
交通安全協議会	44	1	2.3	交通安全協議会設置要綱		
教育委員会特別支援教育連絡協議会	18	9	50.0	教育委員会特別支援教育連絡協議会設置要綱		
特別支援教育就学指導委員会	75	40	53.3	特別支援教育連絡協議会設置要綱		
学校支援地域本部連絡会	19	4	21.1	学校支援地域本部事業実施要綱		
明るい選挙推進協議会	141	99	70.2	明るい選挙推進協議会規約		
小計 (③)	956	337	35.3	委員会数	女性を含む委員数	左の割合 (%)
				43	37	86.0
ⅡⅢ合計 (②+③)	1559	478	30.7	委員会数	女性を含む委員数	左の割合 (%)
				74	66	89.2

男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画
いたばしアクティブプラン
平成23年度実施状況報告書

板橋区政策経営部男女社会参画課

平成24年(2012年)12月

〒173-0015 東京都板橋区栄町36-1
TEL 03-3579-2486
FAX 03-3579-2787

刊行物番号

24-119